

# 蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

- 原 子 力 災 害 対 策 計 画 -

- 津 波 避 難 計 画 -

# 蒲 郡 市 水 防 計 画

< 令 和 7 年 2 月 修 正 >

蒲 郡 市 防 災 会 議

蒲 郡 市



## 蒲郡市地域防災計画

原子力災害対策計画	1
津波避難計画	64

## 蒲郡市水防計画

蒲郡市水防計画	151
---------	-----



# 蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

- 原 子 力 災 害 対 策 計 画 -



# 蒲郡市地域防災計画 【 原子力災害対策計画 】 目次

## 第1編 総則

<b>第1章 計画の目的・方針</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格及び基本方針	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	
<b>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....	<b>34</b>
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

## 第2編 災害予防

<b>第1章 放射性物質災害予防対策</b> .....	<b>37</b>
第1節 防災対策の実施	
第2節 放射線防護資機材等の整備	
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	
第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等	
<b>第2章 原子力災害予防対策</b> .....	<b>38</b>
第1節 原子力事業者との連携	
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	
第3節 原子力防災に係る専門家との連携	
第4節 防災対策の実施	
第5節 避難所等の確保	
第6節 環境放射線モニタリングの実施等	
第7節 緊急輸送態勢の確保	
第8節 健康被害防止に係る整備	
第9節 風評被害対策	
第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	
第11節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	
第12節 原子力防災業務関係者に対する研修	
第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	
第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整	

## 第3編 災害応急対策

<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b> .....	<b>42</b>
第1節 市災害対策本部の設置・運営	
第2節 県災害対策本部の設置・運営	
第3節 防災関係機関における活動体制	
第4節 原子力防災業務関係者の安全確保	
第5節 職員の派遣要請	

**第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策** . . . . . 45

- 第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置
- 第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置
- 第4節 消防活動（消火・救助・救急）
- 第5節 広報活動の実施
- 第6節 交通の確保
- 第7節 放射線防護資機材の貸出しのあっせん
- 第8節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 第9節 事業者に対する労働者退避等措置の指示
- 第10節 医療関係活動

**第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策** . . . . . 48

- 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第2節 放射線の測定、汚染の防止等
- 第3節 専門的知識を有する職員の派遣要請
- 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 第5節 原子力災害合同対策協議会への出席
- 第6節 市民等に対する屋内退避、避難指示
- 第7節 市民等への的確な情報伝達
- 第8節 医療関係活動
- 第9節 消防活動（消火・救助・救急）
- 第10節 自衛隊への災害派遣要請等
- 第11節 汚染された食品等の流通防止
- 第12節 交通の確保
- 第13節 輸送の確保
- 第14節 輻輳対策

**第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策** . . . . . 53

- 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第2節 緊急事態応急対策等の実施
- 第3節 活動体制の強化
- 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定
- 第6節 市民等への的確な情報伝達
- 第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動
- 第8節 医療関係活動
- 第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動
- 第10節 放射性物質による汚染の除去
- 第11節 緊急輸送・交通の確保
- 第12節 飲料水・食品等の摂取制限等
- 第13節 社会秩序の維持対策の実施
- 第14節 風評被害等の影響の軽減
- 第15節 輻輳対策
- 第16節 県外からの避難者の受入れ

**第4編 災害復旧** ..... **61**

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第2節 放射性物質による汚染の除去

第3節 各種制限措置の解除

第4節 心身の健康相談の実施

第5節 風評被害等の影響の軽減

第6節 被災中小企業等に対する支援

第7節 物価動向の把握

第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

第9節 災害地域に係る記録等の作成

**付録** ..... **63**

今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題



この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。

用語	解説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数(陽子数と中性子数の和)が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ(RI)ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国 N E I	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピーディ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(スピーディネットワークシステム)
P A Z	Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5 km。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30 km他。
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく(特に吸引による内部被ばく)を避けるための防護を実施する地域。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。
O I L	Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	減速材に軽水(普通の水)を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉(BWR)と加圧水型原子炉(PWR)に別れる。 アメリカで開発され、日本で商用稼働している原子力発電所は全て軽水炉。
B W R	Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉

	原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送り、発電する原子炉。 東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。
PWR	Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉 原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。 関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。
FBR	Fast Breeder Reactor 高速増殖炉。 発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。
ATR	Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。
Bq（ベクレル）	放射能の量を表す単位。 1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。
Gy（グレイ）	放射線のある物体に当たった場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 1kgあたり1J（ジュール）のエネルギーを吸収したときに1Gyとなる。
Sv（シーベルト）	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
cpm	Counts per minute 放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。 また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということを意味している。
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壌に吸着しやすい性質を持つ。 セシウム137の半減期は約30年。セシウム134は約2年。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。 ヨウ素131の半減期は8日間。
半減期（物理的半減期）	壊変（放射性崩壊）によって、放射性核種の原子の数が半分に減少するまでの時間（期間）。

## 第1編 総則

### 第1章 計画の目的・方針

#### 第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、県、他市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関と相互に協力して、その全機能を十分に発揮し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の不安を解消し、安全安心な市民生活を確保することにより、市の防災上の責務である市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、本市から概ね80kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね148kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった本市に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかななければならない。

原子力災害等は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮すると、あらかじめ、原子力緊急事態に際し、市及び県を始めとする関係機関が、どのような根拠で、どのような判断をし、どのような対応をするか、市民の理解を得る必要があり、市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供できるかが重要である。

#### 第2節 計画の性格及び基本方針

##### 地域防災計画－原子力災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、蒲郡市防災会議が蒲郡市の地域に係る防災計画として作成する「蒲郡市地域防災計画」（以下、「本計画」という。）の「原子力災害対策計画」編として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「地震・津波災害対策計画」編によるものとする。
- (2) この計画を効果的に推進するため、市及び県は、防災に対する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するように努めるものとする。
- (3) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年12月3日告示）を十分に尊重するものとする。

- (4) 蒲郡市防災会議は、毎年、本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修

正するものとする。

### 第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

### 第4節 災害の想定

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

#### (1) 放射性物質災害

放射性物質(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の(2)に記載する核燃料物質等を除く。)の取扱いに係る災害をいう。

#### (2) 原子力災害

市に影響のある核燃料物質等(原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。)の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中(82.6万kW)	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型
			3号機	定期検査中	加圧水型

			4号機	運転中(118.0万kW)	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	運転中(82.6万kW)	加圧水型
			2号機	運転中(82.6万kW)	加圧水型
			3号機	運転中(87.0万kW)	加圧水型
			4号機	定期検査中	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力 発電株式 会社	福井県敦賀市明 神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究 開発法人 日本原子 力研究開 発機構	福井県敦賀市白 木	-	2018.3.28 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	高速増殖 炉
新型転換炉 ふげん		福井県敦賀市明 神町	-	2008.2.12 廃止措置計画認可・ 廃止措置中	新型転換 炉

※1：浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中

※2：美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続中

※3：敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続中

※4：高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）は、平成28年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施

※5：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。

※6：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。

## 第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

### 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1-1から表1-3までの前段にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりが発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）を踏まえ、原子力事業者は、上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。

## 2 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から表1-3の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/3)

(発電用原子炉3(2)アただし書の場合を除く。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

PAZ(～概ね5km)※1						
緊急事態区分			体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
			警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報
	地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	
	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	
施設敷地緊急事態 ※2	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	
	地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	
	国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を指示 ・地方公共団体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	
全面緊急事態 ※3	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	
	地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用を指示	
OIL	OIL1	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	—	—	—
		国	—	—	—	—
	飲食物に係わるスクリーニング基準	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	—	—	—
		国	—	—	—	—
	OIL4	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	—	—	—
		国	—	—	—	—
	OIL2	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	—	—	—
		国	—	—	—	—
OIL6	原子力事業者	—	—	—	—	
	地方公共団体	—	—	—	—	
	国	—	—	—	—	

※1 緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

※2 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。)

※3 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/3)

(発電用原子炉3(2)アただし書の場合を除く。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ(概ね5~30km)					
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置		
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—	—	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	・緊急時モニタリングの準備	—	
		国	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—	
	施設敷地 緊急事態※1	原子力事業者	—	・地方公共団体へ通報	—	—	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	
	全面緊急事態※2	原子力事業者	—	・地方公共団体へ通報	—	—	
		地方公共団体	・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)	
		国	・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)を指示	
	OIL	OIL1	原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
			地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
			国	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
スクリーニング基準 に依る		原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	—	
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
OIL4		原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	
		国	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	
OIL2		原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	
		国	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	
OIL6	原子力事業者	—	—	—	—		
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施		
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示		

※1 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。)

※2 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(3/3)

(発電用原子炉3(2)アただし書の場合を除く。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

UPZ外(概ね30km～)※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。						
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	施設敷地緊急事態※1	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れを要請 ・地方公共団体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	全面緊急事態※2	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力
		国	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力を要請
	OIL	OIL1	原子力事業者	—	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
			地方公共団体	—	—	【避難】 ・(近)避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
			国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—
スクリーニングに係わる基準		原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	—
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
OIL4		原子力事業者	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
OIL2	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—	
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	
OIL6	原子力事業者	—	—	—	—	
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	

※1 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。)

※2 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※1)並びに発電用原子炉3(2)アただし書の場合に限る。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—
	施設敷地緊急事態※2	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示
	全面緊急事態※3	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)を指示
OIL	OIL1	原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	スクリーニング基準 飲食物に係わる	原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL4	原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	OIL2	原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(G)甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示

O I L 6	原子力事業者	—	—	—	—
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示

※1 3(2)イ～エに掲げるもの。

※2 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。)

※3 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※1)並びに発電用原子炉(3(2)アただし書の場合に限る。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

UPZ外 防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。							
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置		
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—	—	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	—	
		国	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	—	
	施設敷地 緊急事態※2	原子力事業者	—	—	—	・緊急時モニタリングの準備のための調整	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	—	—	—
		国	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—	—
	全面緊急事態※3	原子力事業者	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・職員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力	—
		国	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)への協力を要請	—
	OIL1	原子力事業者	—	—	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	原子力事業者
		地方公共団体	—	—	—	【避難】 ・(近)避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	地方公共団体
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	国
スクリーニングに係わる 基準	原子力事業者	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—	
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	—	—	
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	—	
OIL4	原子力事業者	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	—	
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	—	
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	—	
OIL2	原子力事業者	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	原子力事業者
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	地方公共団体	
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	国	
OIL6	原子力事業者	—	—	—	—	—	
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	—
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	—	

※1 3(2)イ〜エに掲げるもの。

※2 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。)

※3 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※1))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

当該原子力事業所が所在する地方公共団体等(原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。							
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置		
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—	
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—	
	施設敷地緊急事態※2	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—	
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	—	
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—	
	全面緊急事態※3	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—	
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	—	
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの支持 ・モニタリング情報の収集・分析	—	
	OIL	OIL1	原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
			地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
			国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
スクリーニング基準 に 関 連 す る		原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—	
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
OIL4		原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	
OIL2		原子力事業者	—	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	
OIL6	原子力事業者	—	—	—	—		
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を実施		
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示		

※1 3(2)オに掲げるもの。

※2 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。)

※3 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。)

図1 防護措置実施のフローの例

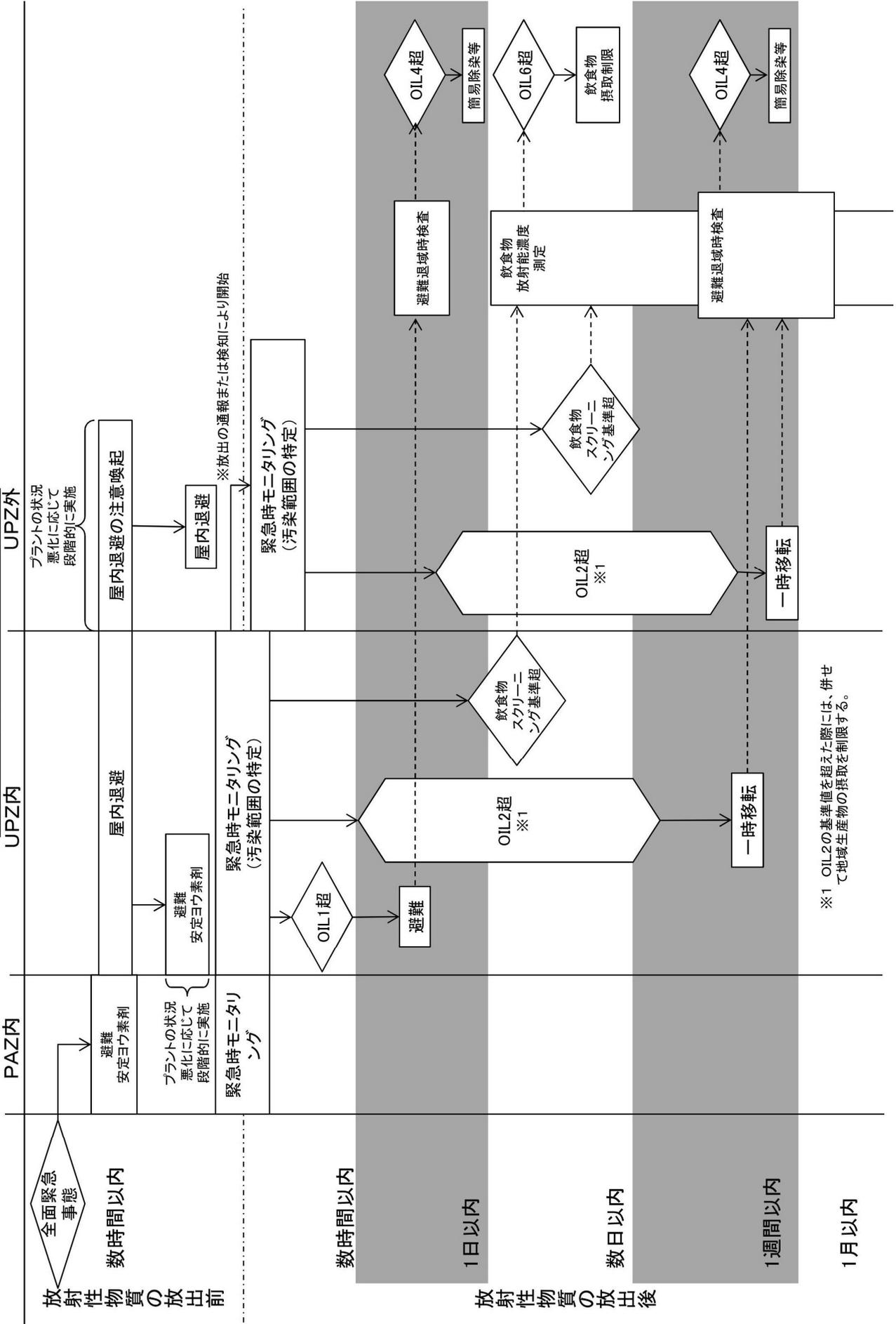


表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

緊急事態区分における措置の概要	警戒事態区分における措置の概要
<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子炉規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子炉規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑭東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線がなくなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間が経過して停止中において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するEAL
<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④非常用交流母線がなくなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪当該原子炉事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫当該原子炉事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

緊急事態区分における措置の概要	施設敷地緊急事態を判断するEAL
<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁及び原子炉格納容器の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。</p>

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①非常用交流母線がなくなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④原子炉事業所内の通信のための設備又は原子炉事業所内と原子炉事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑥燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦当該原子炉事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧当該原子炉事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑨オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

緊急事態区分における措置の概要	施設敷地緊急事態を判断するEAL
<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>②原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1. から3. までは掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規則委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</p>
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線量が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線量が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線量が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るもの）は、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

	緊急事態区分における措置の概要
<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>①非常用交流母線が一つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑧東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

緊急事態区分における措置の概要	施設敷地緊急事態を判断するEAL
<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合）継続すること。</p> <p>②非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

8. 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>②全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑪オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑬その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

緊急事態区分における措置の概要	U P Z 内の住民等の屋内避難準備等の防護措置を行う。
<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p>	<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。                  ②制御室が使用できなくなること。                  ③原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。                  ④火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。                  ⑤セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。                  ⑥再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。                  ⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。                  ⑧その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

緊急事態区分における措置の概要	U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
<p>全面緊急事態を判断する E A L</p>	<p>①再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。                  ②使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。                  ③セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。                  ④原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。                  ⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。                  ⑥その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射線又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. ままでに掲げるものを除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ②当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線量が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線量が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。</p>

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線:40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 実施責任

#### 1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において県域を越えた統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導・助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市及び県に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

機関名	内容
市	(1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (6) 屋内退避、避難指示を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。 (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。

	(11) 各種制限措置の解除を行う。 (12) 心身の健康相談体制の整備を行う。
--	---

## 2 県

機関名	内容
県	(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 環境放射線モニタリングを実施する。 (4) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (5) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (6) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (9) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。 (10) 緊急輸送体制を確保する。 (11) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (13) 各種制限措置の解除の指示を行う。 (14) 心身の健康相談体制の整備を行う。
県警察	(1) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (2) 交通管理体制の整備を行う。 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けを行う。 (4) 県民等への情報伝達活動を行う。 (5) 警察庁等への通報を行う。 (6) 交通規制及び緊急輸送の支援を行う。 (7) 社会秩序の維持を行う。

## 3 指定地方行政機関

機関名	内容
中部管区警察局	(1) 事故の発生に係る警察庁等への通報を行う。 (2) 広域交通規制の調整を行う。
東海財務局	原子力緊急事態宣言が発せられた場合の緊急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
東海農政局	(1) 農業への影響に関する情報等の連絡・収集を行う。 (2) 応急用食料の供給体制の整備を行う。
中部運輸局	輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整を行う。
第四管区海上保安本部	(1) 情報の収集及び海上保安庁等への通報を行う。 (2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援を行う。 (3) 現場海域への入域制限及び人命救助を行う。 (4) 周辺海域の在船舶等に対する情報の周知を行う。
名古屋地方気象台	放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報の県への提供を行う。
愛知労働局	(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報を行う。 (2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示を行う。
国土地理院中部地方測量部	関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。

## 4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	災害派遣要請者(県知事、第四管区海上保安本部長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。

	(3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
--	---------------------

## 5 指定公共機関(原子力事業者を除く)

機関名	内容
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。

## 6 指定地方公共機関

機関名	内容
一般社団法人愛知県トラック協会	原子力災害対策用物資の輸送に関し協力を行う。
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

## 7 原子力事業者

機関名	内容
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 原子力防災体制の整備を行う。 (2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備を行う。 (3) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検を行う。 (4) 原子力防災教育を実施する。 (5) 原子力防災訓練を実施する。 (6) 関係機関との連携を行う。 (7) 災害状況の把握及び県への情報伝達・報告を行う。 (8) 応急措置を実施する。 (9) 緊急事態応急対策を行う。 (10) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。

## 第2編 災害予防

### 第1章 放射性物質災害予防対策

#### ■基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

#### 第1節 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

#### 第2節 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（事業者、市、県、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

#### 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

- (1) 愛知労働局、市及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。

#### 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

#### 第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

## 第2章 原子力災害予防対策

### ■基本方針

- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

### 第1節 原子力事業者との連携

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

#### 1 原子力事業者との通報・連絡体制の整備

県は、近隣県にある原子力発電所等を持つ原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努める。

#### 2 県と4原子力事業者との情報交換等の実施

県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、市、国、隣接県、原子力発電所等が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

#### 1 県と関係機関相互の連携体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、市、国、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

#### 2 隣接県等との情報交換、連絡調整窓口の確認

県は、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI(スピーディ)ネットワークシステム)等による予測データを隣接県等と情報共有を図ることができるよう、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

### 第3節 原子力防災に係る専門家との連携

#### 1 アドバイザーの設置

県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

## 2 専門家の派遣要請の手続きの確認

市及び県は、原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ確認しておくものとする。

### 第4節 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 原子力防災組織の運営
- (3) 輸送容器周辺の放射線量の把握
- (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- (5) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- (6) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- (7) 原子力防災教育の実施
- (8) 原子力防災訓練の実施
- (9) 関係機関との連携

### 第5節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

### 第6節 環境放射線モニタリングの実施等

#### 1 環境放射線モニタリングの実施

県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）において、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。

#### 2 可搬型測定機器の取扱の習熟

市及び県は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

### 第7節 緊急輸送態勢の確保

- (1) 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、災害等発生前における緊急通行車両の確認申出の推進に努める。
- (2) 県は、国及び市等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動を円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

## 第8節 健康被害防止に係る整備

### 1 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

### 2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

### 3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

### 4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

### 5 原子力災害医療調整官の配置

県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。

## 第9節 風評被害対策

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、他市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 市及び県は、市民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、第11節に定める知識の普及と啓発を行う。

## 第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市及び県は、市民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び第12節に定める研修の充実を図る。
- (3) 市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応するとともに県民相談窓口の活用を努める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情

報伝達体制の整備に努める。

- (5) 市及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Webサイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

### 第11節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市及び県は、災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 市、県及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

### 第12節 原子力防災業務関係者に対する研修

市及び県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

### 第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市及び県は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

### 第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

#### ■基本方針

- 知事及び市長は、災害対策基本法第23条及び同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

#### 第1節 市災害対策本部の設置・運営

市は、市に影響のある区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

##### 1 市災害対策本部の設置

###### (1) 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、原子力災害発生のおそれの解消、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

設置区分	設置基準
原子力災害対策特別措置法第22条による場合	・市の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったとき
市長が必要と認めた場合	・市の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき ・県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき

###### (2) 設置場所

ア 本部を本庁舎本館2階201会議室又は本館3階303会議室に設置する。

イ 市への影響が少ない場合、又は、時間に余裕がある場合、危機管理課による情報収集体制のみとする場合がある。

##### 2 市の非常配備体制

災害の状況、市への影響及び緊急性等を考慮し、その都度、災害対策本部長が非常配備の体制を決定する。

##### 3 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、

警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

#### 4 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

### 第2節 県災害対策本部の設置・運営

#### 1 県災害対策本部の設置

##### (1) 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、原子力災害発生のおそれの解消、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

設置区分	設置基準
原子力災害対策特別措置法第22条による場合	・ 県の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったとき
知事が必要と認めた場合	・ 県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき ・ 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	・ 相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき

##### (2) 設置場所

ア 本部を県自治センター6階の災害対策本部室に設置する。

イ 災害情報センターを県自治センター6階の災害情報センター室に設置する。

ウ 愛知県東三河総局（以下、本計画においては東三河総局とする。）・県民事務所等に方面本部及び災害対策センターを設置する。

#### 2 県の非常配備体制

区分	参集基準
第1非常配備	・ 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・ ごく小規模の災害が発生したとき ・ EAL1及びEAL2の事象が発生したとき ・ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき
第2非常配備	○ 準備体制 ・ 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ・ EAL3の事象が発生したとき ・ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○ 警戒体制 ・ 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき
第3非常配備	・ 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき ・ 特に知事が必要と認めたとき

### 第3節 防災関係機関における活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

### 第4節 原子力防災業務関係者の安全確保

#### 1 原子力防災業務関係者の安全確保方針

原子力防災業務関係者の被ばく管理に関しては、県は必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんするものとするが、原則として原子力防災業務に携わる各機関の責任で行う。

#### 2 防護対策

市、県及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

また、必要に応じ、県から防護対策に必要な情報の提供を受けるものとする。

### 第5節 職員の派遣要請

#### 1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、知事は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

#### 2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は、知事に対してあっせんを求めることができる。

また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、知事は内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は知事に対し、あっせんを求めることができる。

## 第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

### ■基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、他の地域防災計画も踏まえて対処するものとする。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市、消防機関等へ通報するものとする。

#### 2 事故等の発生に係る文部科学省への届出

事業者は、1の事態が生じた場合、遅滞なく文部科学省へ届出を行う。

#### 3 事故等の発生に係る厚生労働省への通報

愛知労働局は、事故等の発生の通報を受けた場合、厚生労働省への事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

#### 4 事故等の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

#### 5 事故の発生に係る警察庁への通報

中部管区警察局は、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。

#### 6 事故等の発生に係る海上保安庁等への通報

第四管区海上保安本部は、事故等の発生の通報を受けた場合、海上保安庁及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

#### 7 事故等の発生に係る県への通報

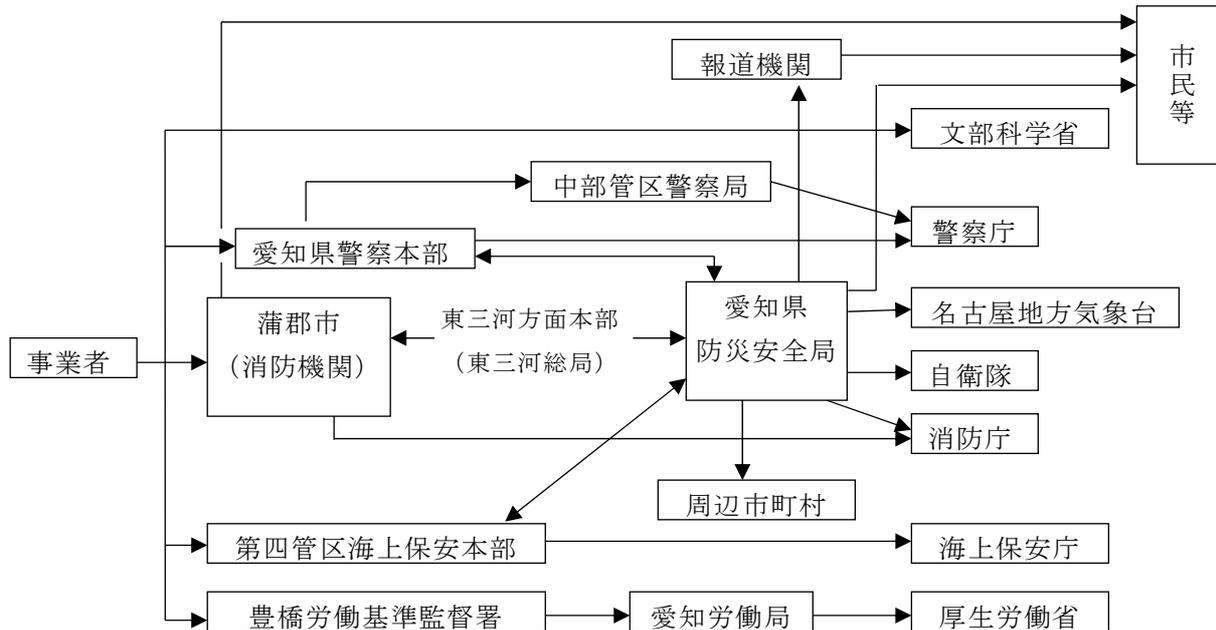
市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

#### 8 事故等の発生に係る消防庁等への通報

県は、県警察又は第四管区海上保安本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに市及び国（消防庁）へ通報するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。

## 9 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



### 第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

### 第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置

#### 1 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

#### 2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

### 第4節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

### 第5節 広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

また、県は、必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

## 第6節 交通の確保

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

## 第7節 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

県は、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんする。

## 第8節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

### 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

### 2 海上における環境放射線モニタリングへの支援

第四管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員された市、県及び国等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

## 第9節 事業者に対する労働者退避等措置の指示

愛知労働局は、必要に応じ、事業者に対し、労働者の退避等の措置を指示するものとする。

## 第10節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

### ■基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとるものとする。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、他の地域防災計画も踏まえて対処するものとする。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 事故の発生に係る市等への通報等

事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市、県、県警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

#### 2 事故の発生に係る県等への連絡

市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

#### 3 事故に係る情報収集及び防災関係機関等への連絡

県は、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努める。

また、防災関係機関への情報伝達を行うとともに、市に事故の概要及び対策等を連絡する。

#### 4 事故の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事業者等から事故の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

#### 5 事故の発生に係る警察庁への通報

中部管区警察局は、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。

#### 6 放射能影響の早期把握に資する防災気象情報の県への提供

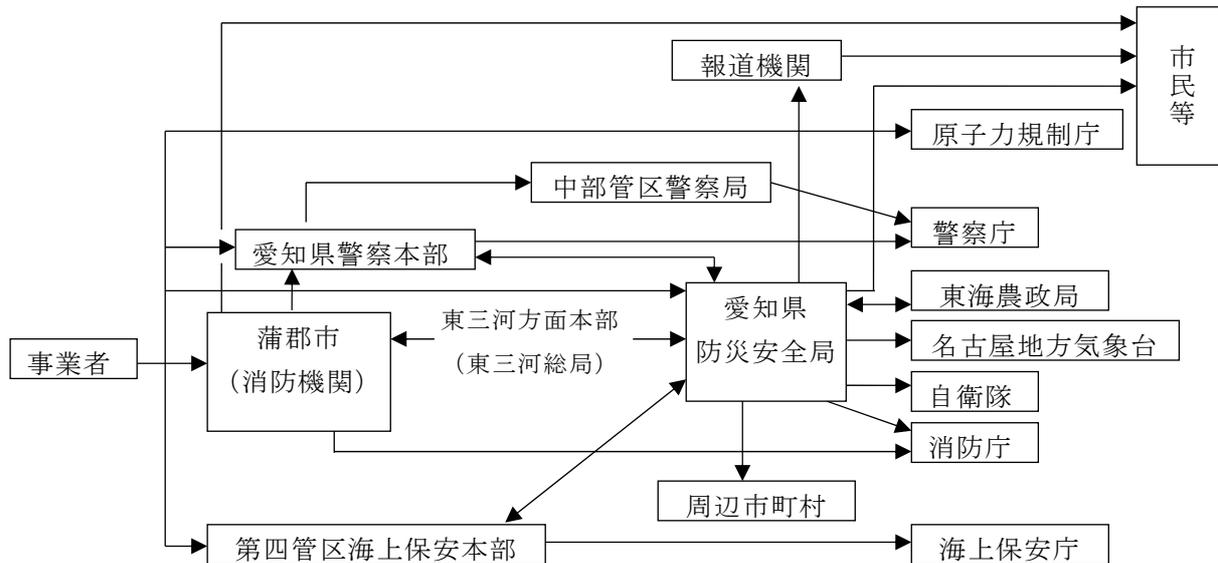
名古屋地方気象台は、事故の発生の連絡を受けた場合、放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。

#### 7 農業への影響に関する情報等の収集・連絡

東海農政局は、農業への影響に関する情報等の収集を行うとともに、県、関係機関に連絡する。

## 8 伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2節 放射線の測定、汚染の防止等

事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

### 第3節 専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

### 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

#### 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

#### 2 海上における環境放射線モニタリングへの支援

第四管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出勤させ、現地に動員された市、県及び国等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

### 第5節 原子力災害合同対策協議会への出席

市及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

### 第6節 市民等に対する屋内退避、避難指示

#### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

## 2 避難指示

市長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

## 3 広報活動等による避難等の支援

県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市の住民等の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

## 4 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

## 5 現場海域への入域制限及び人命救助等

第四管区海上保安本部は、事業者と協力して、現場海域への入域制限、人命救助等の措置を実施する。

# 第7節 市民等への的確な情報伝達

## 1 市民等への情報伝達活動

市、県及び県警察は、連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

## 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

## 3 周辺海域の在泊船等に対する情報の周知

第四管区海上保安本部は、周辺海域の在泊船、沿岸地域の市民等に対して、市及び県、関係機関と連携して情報提供を行う。

# 第8節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が

行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第9節 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

## 第10節 自衛隊への災害派遣要請等

### 1 自衛隊への災害派遣要請

県は、受入体制を整え、自衛隊に災害派遣を要請する。

### 2 災害派遣要請に基づく活動

自衛隊は、災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他を行うものとする。

## 第11節 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品※2	50ベクレル/kg
牛乳※3	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分を含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分を含む。

## 第12節 交通の確保

### 1 交通規制の実施

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

### 2 広域交通規制の調整

中部管区警察局は、広域交通規制の調整を行うものとする。

## 第13節 輸送の確保

中部運輸局は、輸送手段調達のあつせん、輸送確保のための連絡調整、輸送機関の安全輸送確保等に関する指導、監督を行うものとする。

#### 第14節 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

## 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

### ■基本方針

- 4原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模自然災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、他の県地域防災計画も踏まえて対処するものとする。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 県への情報伝達・報告

4原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

#### 2 防災関係機関への情報伝達

県は、4原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市等へ情報を伝達する。

#### 3 国、所在県及び隣接県との連携

県は、国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。

また、収集した情報は、必要に応じて随時市、防災関係機関へ連絡する。

#### 4 気象情報の提供

名古屋地方気象台は、県から4原子力事業者の県外の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。

#### 5 地理情報の提供

国土地理院中部地方測量部は、県から4原子力事業者の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて関係する地域の防災地理情報を県に提供するものとする。

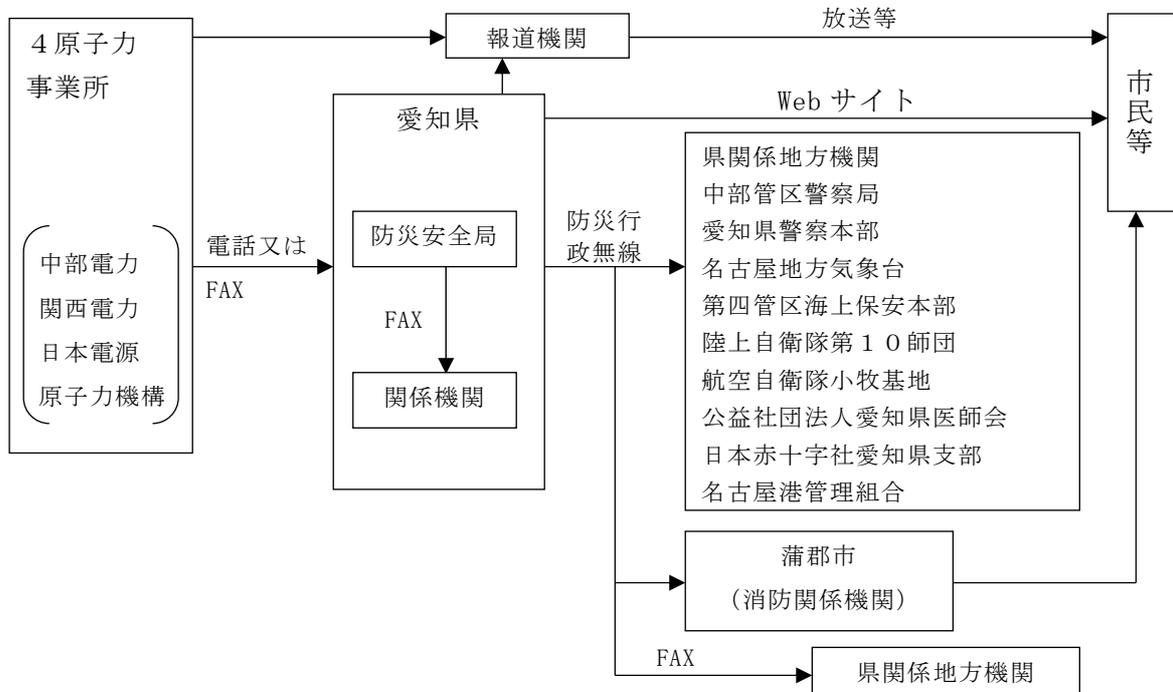
#### 6 県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、

住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県町村が行う応急対策について協議する。

## 7 情報の伝達系統

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



## 第2節 緊急事態応急対策等の実施

4 原子力事業者は、通報連絡、応急措置、緊急事態応急対策等の緊急事態応急対策を行う。

## 第3節 活動体制の強化

アドバイザーへの協力要請

県は、必要に応じ、アドバイザーへ協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

## 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

### 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、市等に連絡し、あわせて市民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、市と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を強化する、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する

(2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、市民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

### 2 海上における環境放射線モニタリングへの支援

第四管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員された市、県及び国等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

## 第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

- (1) 県は、O I Lの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をWebサイト等で公表する。
- (2) 市及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第6節 市民等への的確な情報伝達

### 1 市民等への情報伝達活動

市及び県は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

### 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

## 第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

ウ 消防本部の広報車等による広報活動

エ 市の防災行政無線や広報車等による広報活動

オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

カ インターネット、Webサイトの活用による情報提供

- (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。
- ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (3) 県警察は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

### 3 広域避難活動

- (1) 県は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議を行う。
- (2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- 県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。
- (3) 市は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 東海旅客鉄道株式会社等の各鉄道事業者は、市及び県町村と連携し、避難者の輸送を行う。
- (6) 自衛隊は、市及び県町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (7) 県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。

### 4 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置

県は、市長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

## 第8節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動

- (1) 県は、被災地の消防の応援等を行うため、消防組織法第44条に基づき消防庁から緊急消防援助隊（特殊災害部隊等）の出動要請があった場合には、特殊災害部隊（N災害）登録消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 特殊災害部隊（N災害）登録消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

## 第10節 放射性物質による汚染の除去

### 1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、市、県及び国等と協力して汚染の除去等を行う。

### 2 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県、その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

## 第11節 緊急輸送・交通の確保

### 1 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。
- (2) 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
各種資機材等	日本貨物鉄道株式会社 一般社団法人愛知県トラック協会 自衛隊
モニタリング要員 避難者等	自衛隊

### 2 緊急輸送の支援

- (1) 県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。
- (2) 県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

## 第12節 飲料水・食品等の摂取制限等

### 1 飲料水・食品等の摂取制限等

- (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められる

ときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市又は水道事業者等に指示又は要請する。

- (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

## 2 農林水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、市に指示又は要請する。
- (2) 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

## 3 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品※2	50ベクレル/kg
牛乳※3	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

### 第13節 社会秩序の維持対策の実施

#### 1 治安の確保

県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

#### 2 流言飛語の防止

県は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

### 第14節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸

出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

## 第15節 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

## 第16節 県外からの避難者の受入れ

### 1 避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

#### (1) 緊急的な一時受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(イ) 市に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

#### (2) 短期的な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市又は県の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、市と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

#### (3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。

(イ) 災害救助法に基づく要請を受け、民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

(ウ) 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

### 2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて市への情報提供に努める。

(3) 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ元からの情報を提供するとともに、

県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

## 第4編 災害復旧

### ■ 基本方針

- 本編は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて第3編第4章第4節に規定する環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、市等に連絡し、あわせて市民等に情報提供する。

### 第2節 放射性物質による汚染の除去

#### 1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、市、県及び国等と協力して汚染の除去等を行う。

#### 2 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

### 第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

### 第4節 心身の健康相談の実施

市及び県は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。  
なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

### 第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配

慮を行うこととする。

## 第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、県は、必要に応じ、中小企業高度化事業において「災害復旧貸付け」を行うとともに、融資制度により、事業復旧に要する資金を融資することとし、中小企業の実情に応じた対応を行うこととする。

## 第7節 物価動向の把握

県は、生活必需品の物価動向の把握を行うとともに、その結果を公表するものとする。

## 第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第9節 災害地域に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、市が行う災害地住民に係る記録に協力する。

### 2 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

### 3 災害対策措置状況の記録

県は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくこととする。

## 付録

### 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方</u></li><li>・ <u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等</u></li><li>・ <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方</u></li><li>・ <u>透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</u></li><li>・ 次世代型の蒲郡市らしい情報共有手法の構築</li><li>・ 県外からの避難者の受入れに係る、避難予定先及び進入ルート等の調整</li></ul> |
|---|

※下線は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題



# 蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

- 津 波 避 難 計 画 -



# 蒲郡市地域防災計画 【 津波避難計画 】 目次

<b>第1章 総則</b> . . . . .	<b>64</b>
第1節 計画の目的	
第2節 用語の意味	
<b>第2章 避難対象地域、津波浸水想定区域等</b> . . . . .	<b>66</b>
<b>第3章 津波避難対策</b> . . . . .	<b>148</b>
第1節 初動体制	
第2節 津波情報の収集、伝達	
第3節 避難の判断基準等	
第4節 津波対策の教育・啓発	
第5節 避難訓練の実施	
第6節 その他の留意点	



## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という）第6条第1項に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波の災害から住民等の生命及び安全を確保するための避難計画であり、併せて東海地震及び東海・東南海地震連動に伴い発生する津波災害にも対応するためのものである。

本市は、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項に基づき、地震防災対策推進地域に指定された。

### 第2節 用語の意味

#### 1 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。

範囲の指定にあたっては、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」等を活用する。

#### 2 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域をいう。

#### 3 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域よりも広い範囲で指定する。

#### 4 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）へ避難することが困難な地域をいう。

#### 5 避難路

避難する場合の道路で、市が指定に努める。

#### 6 避難経路

避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定する。避難路及び避難経路を総称して、避難経路等と表す。

#### 7 指定緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため市が指定するもので、一定期間被災者が滞在するための指定避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所を指定する。

#### 8 避難目標地点

津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない場合がある。

#### 9 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。避難対象地域外であっても協定・覚書を締結している施設を含み「津波避難ビル等」と表す。

#### 10 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。

災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、原則として市が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

## 第2章 避難対象地域、津波浸水想定区域等

## 南海トラフ地震等に係る津波浸水想定区域等

- 1 避難対象地域は、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域を有する町の字及び番地等の地域とする。
- 2 津波浸水想定区域は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測等調査結果に基づく津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域と東南海・南海地震及び東海・東南海地震連動に係る津波浸水予想地域を重ね合わせた最大の浸水区域とする。
- 3 避難対象地域、津波浸水想定区域、避難経路等（避難路、避難経路）及び指定緊急避難場所は次表のとおり。（別図参照）津波災害警戒区域の基準水位については、全体図及び蒲郡市001～069の図のとおり。

避難対象地域	津波浸水想定区域	避難経路等（避難路・避難経路）	指定緊急避難場所等	海拔
大塚町丸山	別図1A	・西島丸山1号線(A-1)	大塚中学校	9.3m
大塚町南向山	別図1B	・大塚丸山14号線(A-14)～西島丸山1号線(A-1)	大塚中学校	9.3m
大塚町大門	別図1C	・大塚大門3号線(A-34)～広畑南向山1号線(A-46) ・鎌倉1号線(A-38)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町鎌倉	別図1D	・鎌倉1号線(A-38)～西島丸山1号線(A-1) ・鎌倉三月田1号線(A-260)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町柴垣	別図1E	・柴垣1号線(A-313)～西島丸山1号線(A-1) ・柴垣6号線(A-318)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町西島	別図1F	・柴垣8号線(A-320)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町産子山	別図1G	・西島笹子1号線(A-334)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町平原	別図1H	・平原馬通1号線(A-344)～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町蔵屋敷	別図1I	・平原蔵屋敷1号線(A-355)～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町勝川	別図1J	・西屋敷6号線(A-472)～勝川西屋敷2号線(A-355)～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町岸脇	別図1K	・国道23号線～上能伊賀久保1号線(B-10) ～伊賀久保7号線(B-17)～下長尾小深田1号線(A-485)～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町星越	別図1L	・国道23号線～上能伊賀久保1号線(B-10) ～伊賀久保7号線(B-17)～下長尾小深田1号線(A-485)～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
大塚町山ノ沢	別図1M	・国道23号線～上能伊賀久保1号線(B-10)～伊賀久保7号線(B-17) ～下長尾小深田1号線(A-485)～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	大塚小学校	9.0m
海陽町一丁目	別図1N	・海陽町内道路～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	蒲郡東高校	18.7m
海陽町二丁目	別図1O	・海陽町内道路～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	蒲郡東高校	18.7m
海陽町三丁目	別図1P	・海陽町内道路～西屋敷西島1号線(A-362)～西島丸山1号線(A-1)	蒲郡東高校	18.7m
三谷町田尻	別図2A	・田尻12号線(B0-31)～国道23号線	三谷東小学校 三谷温泉	29.6m 28.8m
三谷町鳶欠	別図2B	・鳶欠田尻1号線(B-54)～国道23号線	三谷東小学校 三谷温泉	29.6m 28.8m
三谷町若宮	別図2C	・三谷小迫東前1号線(B-533)～赤原老舗1号線(B-56) ・三谷小迫東前1号線(B-533)～国道23号線	三谷東小学校 三谷温泉	29.6m 28.8m
三谷町老舗	別図2D	・三谷東47号線(B-100)～三谷東2号線(B-37)～三谷東1号線(B-36) ・国道23号線	三谷東小学校 三谷温泉	29.6m 28.8m
三谷町東前	別図2E	・三谷東47号線(B-100)～三谷東2号線(B-37)～三谷東1号線(B-36) ・国道23号線	三谷東小学校 三谷温泉	29.6m 28.8m
三谷町東五丁目	別図2F	・三谷東47号線(B-100)～三谷東2号線(B-37)～三谷東1号線(B-36)	三谷東小学校	29.6m
三谷町松前	別図2G	・弥生12号線(B-146)～三谷東44号線(B-532)	三谷東小学校	29.6m
三谷町弥生三丁目	別図2H	・県道豊岡三谷港線～三谷東44号線(B-532)	三谷東小学校	29.6m
三谷町高松	別図2I	・県道豊岡三谷港線～三谷東44号線(B-532)	三谷東小学校	29.6m
三谷町二舗	別図2J	・県道豊岡三谷港線～三谷東44号線(B-532)	三谷小学校	6.6m
三谷町三舗	別図2K	・四舗川原1号線(B-174)～三谷東四舗1号線(B-117)～三谷東44号線(B-532)～国道247号線	三谷小学校	6.6m

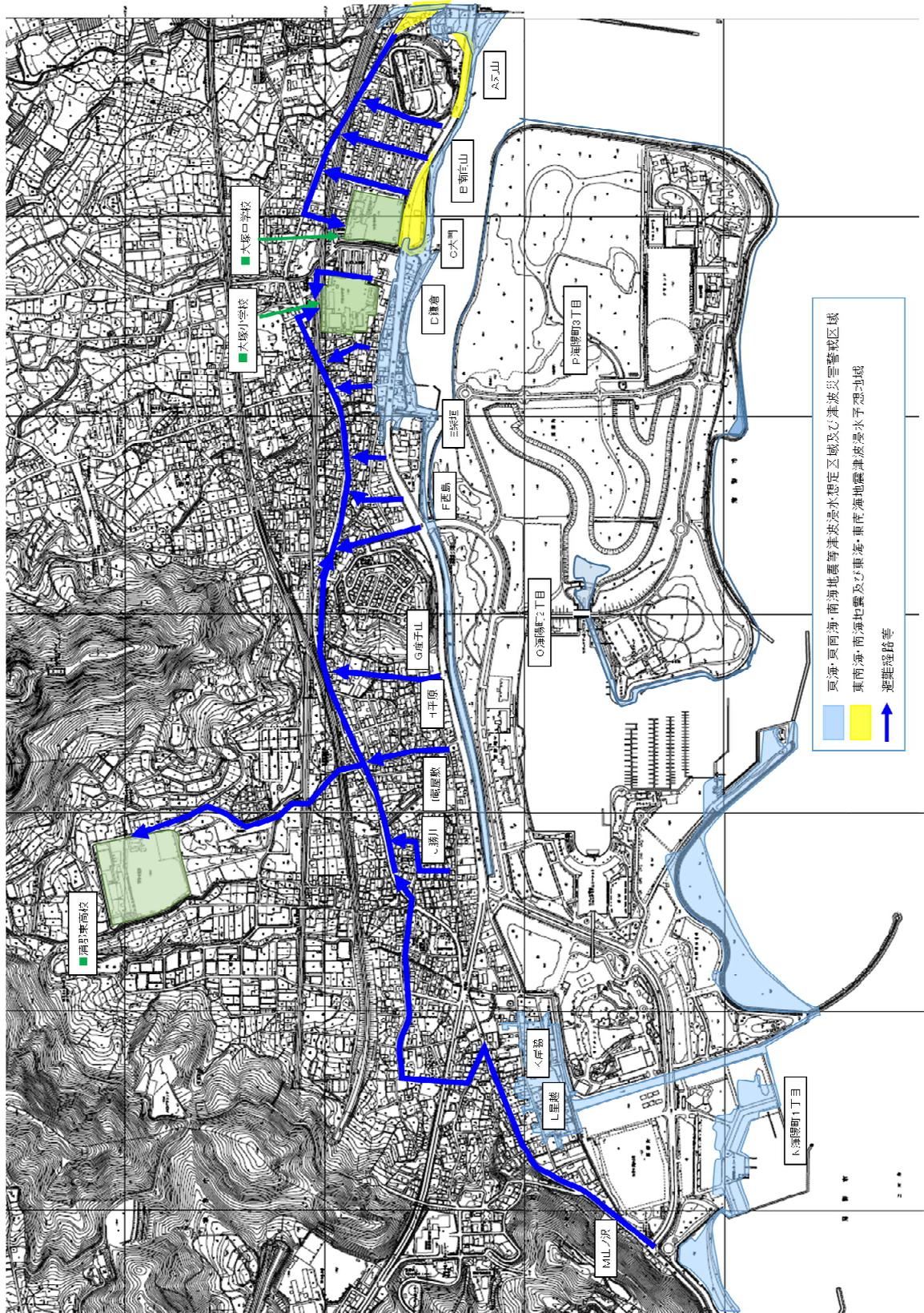
避難対象地域	津波浸水想定区域	避難経路等(避難路・避難経路)	指定緊急避難場所等	海拔
三谷町港町通	別図2 L	・五舗上野1号線(B-533)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町魚町通	別図2 M	・五舗上野1号線(B-533)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町五舗	別図2 N	・五舗上野1号線(B-533)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町六舗	別図2 O	・五舗上野1号線(B-533)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町七舗	別図2 P	・平口七舗1号線(B-524)～常德上野1号線(B-309) ・八舗三谷北通1号線(B-249)	三谷小学校	6.6m
三谷町船町通	別図2 Q	・八舗三谷北通1号線(B-249)	三谷小学校	6.6m
三谷町八舗	別図2 R	・八舗三谷北通1号線(B-249)	三谷小学校	6.6m
三谷町水神町通	別図2 S	・十舗新井前1号線(B-560)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町九舗	別図2 T	・十舗新井前1号線(B-560)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町十舗	別図2 U	・十舗新井前1号線(B-560)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町須田	別図2 V	・西畑丸山町1号線(B-339)～常德上野1号線(B-309)	三谷小学校	6.6m
三谷町大島	別図2 W	・林道	三河大島山頂	44.6m
丸山町3番街区	別図3 A-1	・西畑丸山1号線(B-339)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校	11.5m
丸山町4番街区	別図3 A-2	・丸山6号線(B-389)～丸山4号線(B-387)～西畑丸山町1号線(B-339)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校	11.5m
丸山町5番街区	別図3 A-3	・丸山6号線(B-389)～丸山4号線(B-387)～西畑丸山町1号線(B-339)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校	11.5m
竹島町16番街区	別図3 B-1	・国道23号線～丸山4号線(B-387)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校	11.5m
竹島町17番街区	別図3 B-2	・国道23号線～丸山4号線(B-387)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町18番街区	別図3 B-3	・国道23号線～丸山4号線(B-387)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町19番街区	別図3 B-4	・国道23号線～丸山4号線(B-387)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町20番街区	別図3 B-5	・国道23号線～丸山4号線(B-387)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町21番街区	別図3 B-6	・国道23号線～丸山4号線(B-387)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町22番街区	別図3 B-7	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町23番街区	別図3 B-8	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町24番街区	別図3 B-9	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町25番街区	別図3 B-10	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町26番街区	別図3 B-11	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町27番街区	別図3 B-12	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町28番街区	別図3 B-13	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町29番街区	別図3 B-14	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町30番街区	別図3 B-15	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町31番街区	別図3 B-16	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町32番街区	別図3 B-17	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町33番街区	別図3 B-18	・七舗港町1号線(B-288)～松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町15番街区	別図3 C	・松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町3番街区	別図3 D	・松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m
竹島町2番街区	別図3 E	・松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡グアックホテル	11.5m 35.5m

避難対象地域	津波浸水想定区域	避難経路等(避難路・避難経路)	指定緊急避難場所等	海拔
竹島町1番街区	別図3 F	・松原町竹島町1号線(B-408)～国道473号線～西田川54号線(C-1477)	竹島小学校 蒲郡アソシエイトホテル	11.5m 35.5m
松原町936-1番地～943番地	別図3 G	・七舗港町1号線(B-508)～国道473号線	蒲郡中学校	17.0m
港町11番街区	別図3 H-1	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町12番街区	別図3 H-2	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町13番街区	別図3 H-3	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町14番街区	別図3 H-4	・松原港町1号線(B-508)～国道23号～松原町神明町1号線(B-480)～神明町本町2号線(C-482)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町15番街区	別図3 H-5	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町16番街区	別図3 H-6	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町17番街区	別図3 H-7	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町18番街区	別図3 H-8	・栄町宝町1号線(E-7)～中央本町元町1号線(C-1492)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町19番街区	別図3 H-9	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町20番街区	別図3 H-10	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町21番街区	別図3 H-11	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町22番街区	別図3 H-12	・JR蒲郡駅～元町3号線(B-464)～元町中央本町1号線(C-505)	蒲郡南部小学校	9.8m
港町23番街区	別図3 H-13	・松原港町1号線(B-508)～国道23号～松原町神明町1号線(B-480)～神明町本町2号線(C-482)	蒲郡南部小学校	9.8m
栄町1150番地	別図3 I	・国道23号線～栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町3番街区	別図3 J	・栄町宝町1号線(E-7)～県道蒲郡碧南線～旭町御幸町1号線(D-19)～御幸町23号線(D-89)	中央小学校	6.3m
栄町10番街区	別図3 K	・栄町6号線(E-15)～栄町5号線(E-14)～旭町御幸町1号線(D-19)～御幸町23号線(D-89)	中央小学校	6.3m
栄町11番街区	別図3 L	・栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町12番街区	別図3 M	・栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町13番街区	別図3 N	・栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町14番街区	別図3 O	・国道23号線～栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町15番街区	別図3 P	・国道23号線～栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町16番街区	別図3 Q	・国道23号線～栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
栄町17番街区	別図3 R	・国道23号線～栄町旭町1号線(E-25)～緑町旭町1号線(D-113)	中央小学校	6.3m
竹谷町大飼港	別図4 A	・竹谷前浜栄町1号線(E-833)～西ノ浜5号線(E-70)～江尻江畑1号線(E-76)～県道碧南蒲郡線～土生神田1号線(D-819)	塩津中学校	25.8m
竹谷町西ノ浜	別図4 B	・竹谷前浜栄町1号線(E-833)～西ノ浜5号線(E-70)～江尻江畑1号線(E-76)～県道碧南蒲郡線～土生神田1号線(D-819)	塩津中学校	25.8m
竹谷町梅敷	別図4 C	・蟹洗3号線(E-210)～土生竹谷元町1号線(E-87)～土生神田1号線(D-819)	塩津中学校	25.8m
竹谷町太田新田	別図4 D	・竹谷前浜栄町1号線(E-833)～国道23号線～蟹洗3号線(E-210)～錦田日坂野1号線(E-85)	塩津小学校	5.9m
竹谷町油井浜	別図4 E	・油井日坂野1号線(E-183)～錦田日坂野1号線(E-85)	塩津小学校	5.9m
拾石町東浜	別図4 F	・県道蒲郡港拾石線～国道23号線～晩野野川1号線(E-782)～県道蒲郡碧南線	塩津小学校	5.9m
拾石町塩浜	別図4 G	・塩浜1号線(E-839)～国道23号線～晩野野川1号線(E-782)～県道蒲郡碧南線	愛知工科大学	40.6m
拾石町前浜	別図4 H	・県道三ヶ根停車場拾石線～南新田浜田1号線(E-774)～塩浜1号線(E-839)～国道23号線～(E-782)～県道蒲郡碧南線	愛知工科大学	40.6m
拾石町本郷	別図4 I	・南新田浜田1号線(E-774)～塩浜1号線(E-839)～国道23号線～晩野野川1号線(E-782)～県道蒲郡碧南線	愛知工科大学	40.6m
拾石町前田	別図4 J	・南新田浜田1号線(E-774)～塩浜1号線(E-839)～国道23号線～晩野野川1号線(E-782)～県道蒲郡碧南線	愛知工科大学	40.6m
拾石町向イ	別図4 K	・浅岡海越1号線(E-708)～浅岡東山1号線(E-722)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
拾石町見取	別図4 L	・浅岡東山1号線(E-722)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
拾石町浅岡	別図4 M	・浅岡東山1号線(E-722)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
鹿島町東山	別図4 N	・鹿島東山8号線(E-698)～鹿島東山12号線(E-702)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
鹿島町鬼越	別図4 O	・鹿島東山8号線(E-698)～鹿島東山12号線(E-702)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
鹿島町浅井新田	別図4 P	・国道247号線～浅岡東山12号線(E-722)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
鹿島町浜田	別図4 Q	・鹿島東山8号線(E-698)～鹿島東山12号線(E-702)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
鹿島町深田	別図4 R	・川田東山1号線(E-282)～浅岡東山1号線(E-722)	県営鶴ヶ浜団地	15.4m
鹿島町宮ノ要	別図4 S	・横砂後田1号線(E-674)	県営鶴ヶ浜団地 鹿島団地	15.4m 26.6m

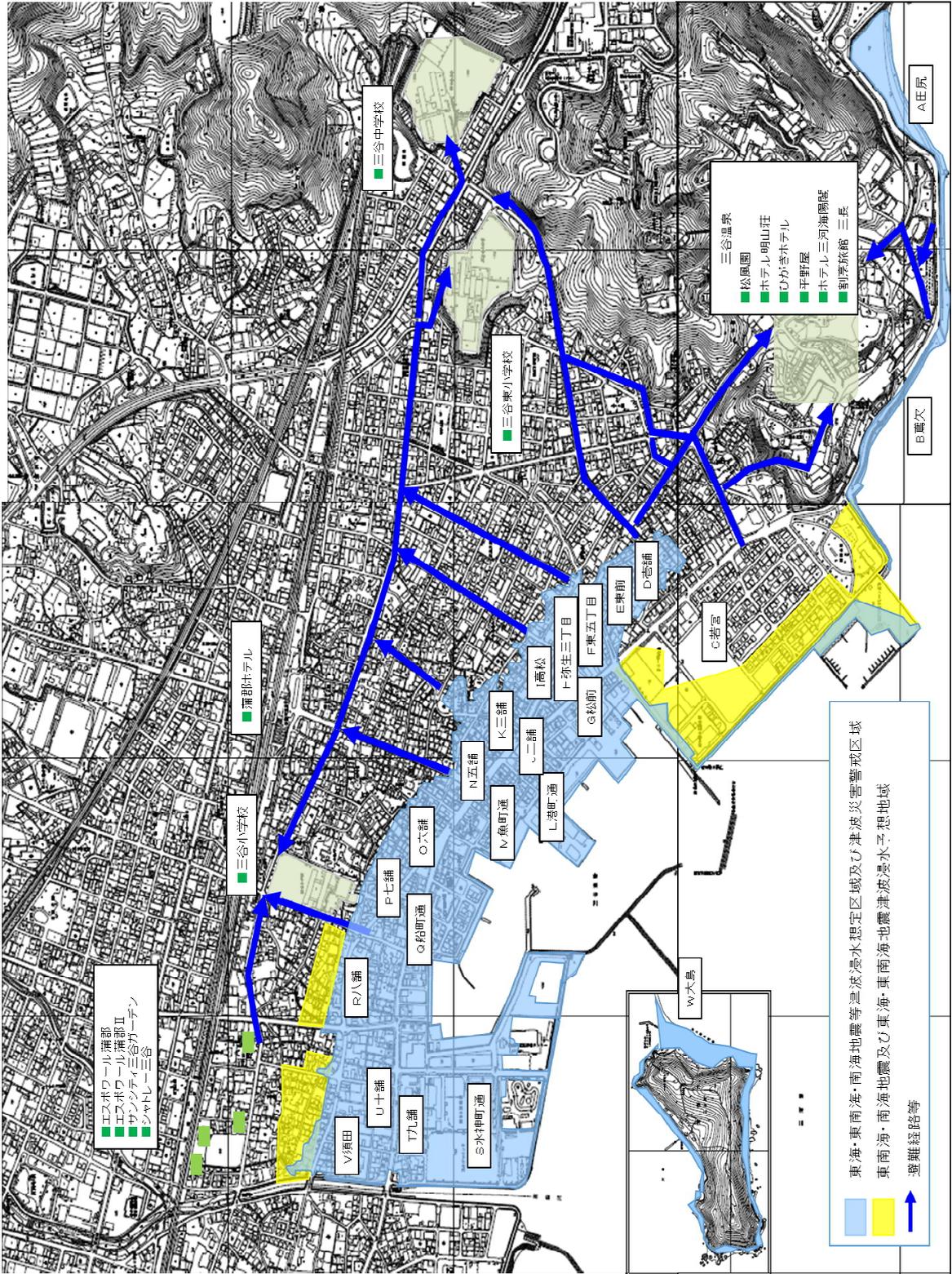
避難対象地域	津波浸水想定区域	避難経路等（避難路・避難経路）	指定緊急避難場所等	海拔
鹿島町中郷	別図4 T	・横砂後田1号線(E-674)	県営鶴ヶ浜団地 鹿島団地	15.4m 26.6m
鹿島町長田	別図4 U	・横砂後田1号線(E-674)	県営鶴ヶ浜団地 鹿島団地	15.4m 26.6m
鹿島町横砂	別図4 V	・横砂後田1号線(E-674)	県営鶴ヶ浜団地 鹿島団地	15.4m 26.6m
鹿島町西郷	別図4 W	・横砂井戸神1号線(E-667)～倉田堀ノ内1号線(E-244)	県営鶴ヶ浜団地 鹿島団地	15.4m 26.6m
浜町	別図4 X	・県道蒲郡港拾石線～国道247号線	塩津小学校	5.9m
金平町長田	別図5 A	・南新田浜田1号線(E-774)～長田山下1号線(E-408)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
金平町上浜田	別図5 B	・南新田浜田1号線(E-774)～長田山下1号線(E-408)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町北淀尻	別図5 C	・廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町編笠	別図5 D	・廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町北新田	別図5 E	・南淀尻前野1号線(E-630)～形原前野4号線(E-624)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町北浜	別図5 F	・南新田北新田1号線(E-629)～北新田1号線(E-633)～南淀尻前野1号線(E-630)～形原前野4号線(E-624)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町南新田	別図5 G	・南新田北新田1号線(E-629)～北新田1号線(E-633)～南淀尻前野1号線(E-630)～形原前野4号線(E-624)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町天神裏	別図5 H	・天神裏南淀尻1号線(E-609)～南淀尻前野1号線(E-630)～形原前野4号線(E-624)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町市場	別図5 I	・天神裏南淀尻1号線(E-609)～南淀尻前野1号線(E-630)～形原前野4号線(E-624)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町下市場	別図5 J	・計後家市場1号線(F-166)～県道深溝西浦線～上大門大坪1号線(E-855)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町北辻	別図5 K	・計後家南辻1号線(F-110)～県道深溝西浦線～上大門大坪1号線(E-855)～廣田山下1号線(E-636)～宮前仲田1号線(E-431)	形原北小学校	10.4m
形原町春日浦	別図5 L	・川原下川原1号線(F-42)～明後川原1号線(F-58)	形原中学校	16.5m
形原町川原	別図5 M	・明後川原1号線(F-58)～県道深溝西浦線 ・県道東幡豆蒲郡線～御嶽上音羽1号線(F-395)	形原小学校	12.2m
形原町下川原	別図5 N	・川原下川原1号線(F-42)～明後川原1号線(F-58)～県道深溝西浦線 ・県道東幡豆蒲郡線～御嶽上音羽1号線(F-395)	形原小学校	12.2m
形原町下音羽	別図5 O	・御嶽上音羽1号線(F-395)	形原小学校	12.2m
形原町三浦町	別図5 P	・会下東屋敷1号線(F-398)～県道深溝西浦線 ・東中畑三浦町1号線(F-402)～県道深溝西浦線 ・石橋三浦町1号線(F-406)～県道深溝西浦線	形原小学校	12.2m
形原町港町	別図5 Q	・西根崎2号線(F-480)～県道深溝西浦線 ・県道東幡豆蒲郡線～県道深溝西浦線	形原小学校	12.2m
西浦町稲生浜	別図6 A	・北稲生1号線(F-784)～東古城南稲生1号線(F-503)	西浦小学校 古城稲荷神社	9.4m 26.5m
西浦町東稲生	別図6 B	・北馬場南稲生1号線(F-746)～向野大谷ヶ入1号線(F-772)～大谷ヶ入西蛸蛸1号線(F-1025)～西蛸蛸稲生山1号線(F-1119)	西浦小学校 愛宕神社	9.4m 57.8m
西浦町黒山	別図6 C	・大谷ヶ入西蛸蛸1号線(F-1025)～西蛸蛸稲生山1号線(F-1119)	西浦小学校 愛宕神社	9.4m 57.8m
西浦町東蛸蛸	別図6 D	・大谷ヶ入西蛸蛸1号線(F-1025)～西蛸蛸稲生山1号線(F-1119)	西浦小学校 愛宕神社	9.4m 57.8m
西浦町北閘	別図6 E	・北閘5号線(F-825)～空ヶ谷北閘1号線(F-836)	西浦中学校	38.2m
西浦町赤岩	別図6 F	・北閘6号線(F0-267)～空ヶ谷北閘1号線(F-836)	西浦中学校	38.2m
西浦町南閘	別図6 G	・北閘6号線(F0-267)～空ヶ谷北閘1号線(F-836)	西浦中学校	38.2m
西浦町長崎	別図6 H	・港町大山1号線(F-486)	西浦中学校 西浦グラウンド	38.2m 10.0m
西浦町水垂	別図6 I	・港町大山1号線(F-486)	西浦中学校 西浦グラウンド	38.2m 10.0m

避難対象地域	津波浸水想定区域	避難経路等 (避難路・避難経路)	指定緊急避難場所等	海拔
西浦町原山	別図6 J	・港町大山1号線(F-486)	西浦中学校 西浦グラウンド	38.2m 10.0m
西浦町南明柄	別図6 K	・明柄(F-957)	西浦中学校 女松山	38.2m 15.0m
西浦町長瀬	別図6 L	・港町大山1号線(F-486)～赤浜原山1号線(F-921)～女松山	西浦中学校 女松山	38.2m 15.0m
西浦町稲村	別図6 M	・港町大山1号線(F-486)～大山2号線(F-1015)	西浦中学校 西浦温泉	38.2m 70.0m
西浦町塩柄	別図6 N	・港町大山1号線(F-486)～大山2号線(F-1015)	西浦中学校 西浦温泉	38.2m 70.0m
西浦町大山	別図6 O	・大山2号線(F-1015)～西浦温泉 ・橋田・松島遊歩道階段～西浦温泉 ・倉舞大山1号線(F-1013)～西浦温泉	西浦中学校 西浦温泉	38.2m 70.0m
西浦町倉舞	別図6 P	・県道深葎蒲郡線	西浦中学校 西浦温泉	38.2m 70.0m
西浦町南ヶ坪	別図6 Q	・県道深葎西浦線～赤浜原山1号線(F-921)	西浦中学校 女松山	38.2m 15.0m
西浦町赤浜	別図6 R	・県道深葎西浦線～女松山3号線(F-1029)	西浦中学校 女松山	38.2m 15.0m
西浦町赤見山	別図6 S	・県道深葎西浦線～女松山3号線(F-1029)	西浦中学校 女松山	38.2m 15.0m
西浦町御芦山	別図6 T	・県道深葎西浦線～女松山3号線(F-1029)	西浦中学校 女松山	38.2m 15.0m
西浦町蟹沢	別図6 U	・県道深葎西浦線～大知柄南閘1号線(F-930)～秋葉神社～池田南知柄1号線(F-852)	西浦中学校	38.2m
西浦町大知柄	別図6 V	・県道深葎西浦線～大知柄南閘1号線(F-930)～秋葉神社～池田南知柄1号線(F-852)	西浦中学校	38.2m
西浦町五郎蔵屋敷	別図6 W	・南知柄五郎蔵屋敷1号線(F-903)～大知柄南閘1号線(F-930)～秋葉神社～池田南知柄1号線(F-852)	西浦中学校	38.2m
西浦町南知柄	別図6 X	・南知柄神田ヶ入1号線(F-904)～秋葉神社～池田南知柄1号線(F-852)	西浦中学校	38.2m
西浦町前浜	別図6 Y	・南知柄池田1号線(F-863)～空ヶ谷原山1号線(F-839)	西浦中学校	38.2m
西浦町北知柄	別図6 Z	・南知柄池田1号線(F-863)～空ヶ谷原山1号線(F-839)	西浦中学校	38.2m
西浦町池田	別図6 a	・南知柄池田1号線(F-863)～空ヶ谷原山1号線(F-839)	西浦中学校	38.2m
西浦町空ヶ谷	別図6 b	・空ヶ谷北閘1号線(F-836)	西浦中学校	38.2m
西浦町宮新田	別図6 c	・空ヶ谷北閘1号線(F-836)	西浦中学校	38.2m
西浦町川東	別図6 d	・宮新田宮路2号線(F1063)	八王子神社 西浦小学校	24.0m 9.4m
西浦町龍田	別図6 e	・県道深葎西浦線～宮新田宮路2号線(F1063) ・南馬相川東2号線(F-729)～南馬相川東1号線(F-721)～宮新田宮地1号線(F-759)	八王子神社 西浦小学校	24.0m 9.4m
西浦町北前浜	別図6 f	・県道深葎西浦線～宮新田宮路2号線(F1063)	八王子神社 西浦小学校	24.0m 9.4m
西浦町中屋敷	別図6 g	・北門戸中屋敷1号線(F-701)～県道東幡豆蒲郡線～神谷門戸9号線(F-671)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m
西浦町下地	別図6 h	・大塚下地1号線(F-651)～神谷門戸9号線(F-671)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m
西浦町大塚	別図6 i	・西浦堂前浜田1号線(F-1118)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m
西浦町浜田	別図6 k	・西浦堂前浜田1号線(F-1118)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m
西浦町大戸	別図6 j	・西浦堂前浜田1号線(F-1118)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m
西浦町西浜田	別図6 l	・西浦堂前浜田1号線(F-1118)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m
西浦町門戸山	別図6 m	・西浦堂前浜田1号線(F-1118)～猫門戸森口1号線(F-1190)～西浦堂前1号線(F-1044)	天神社 西浦小学校	59.8m 9.4m

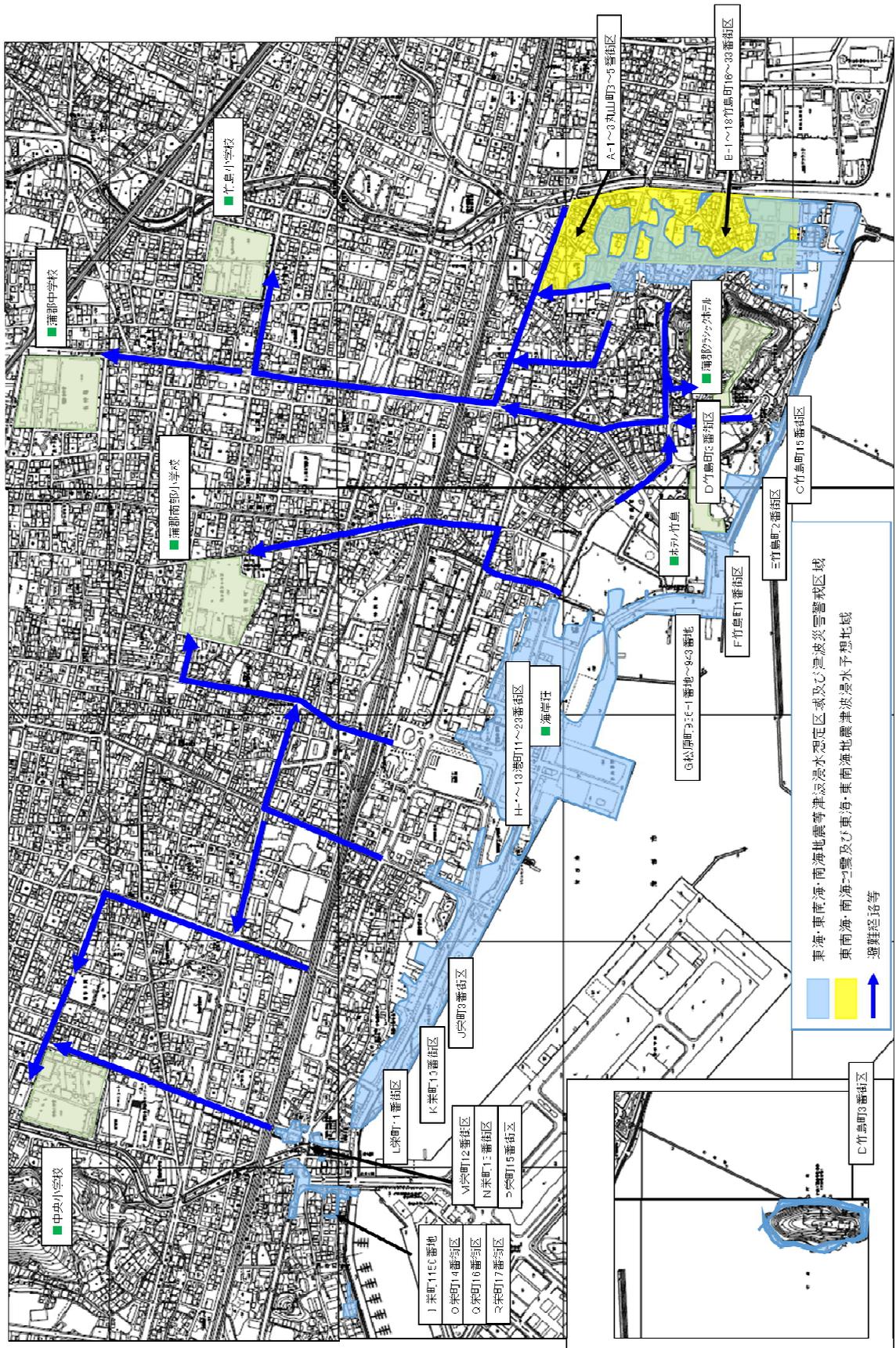
南海トラフ地震等の津波浸水想定区域等(大塚町、海陽町 図1)



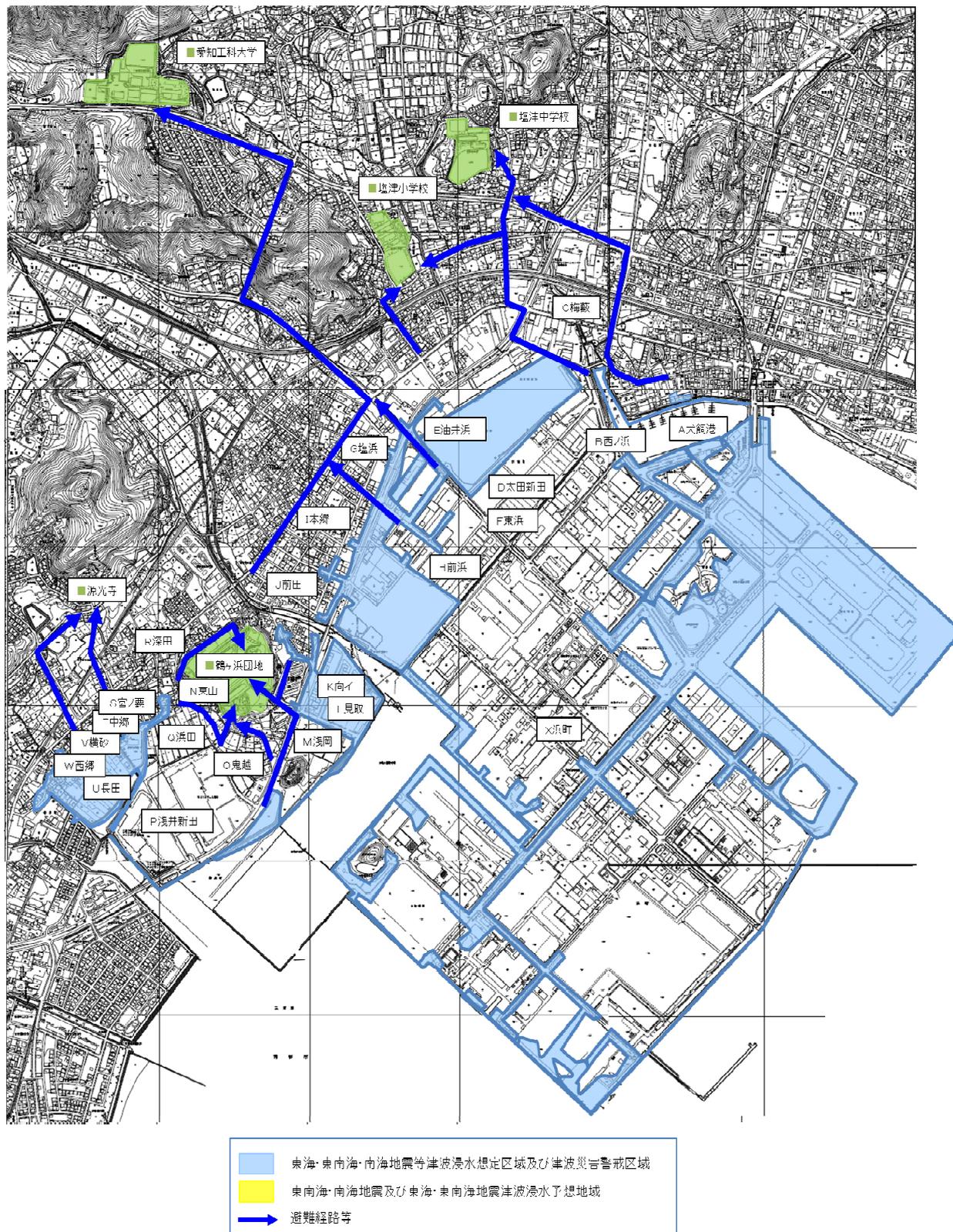
東南トラフ地震等の津波浸水想定区域等(三谷町 図2)



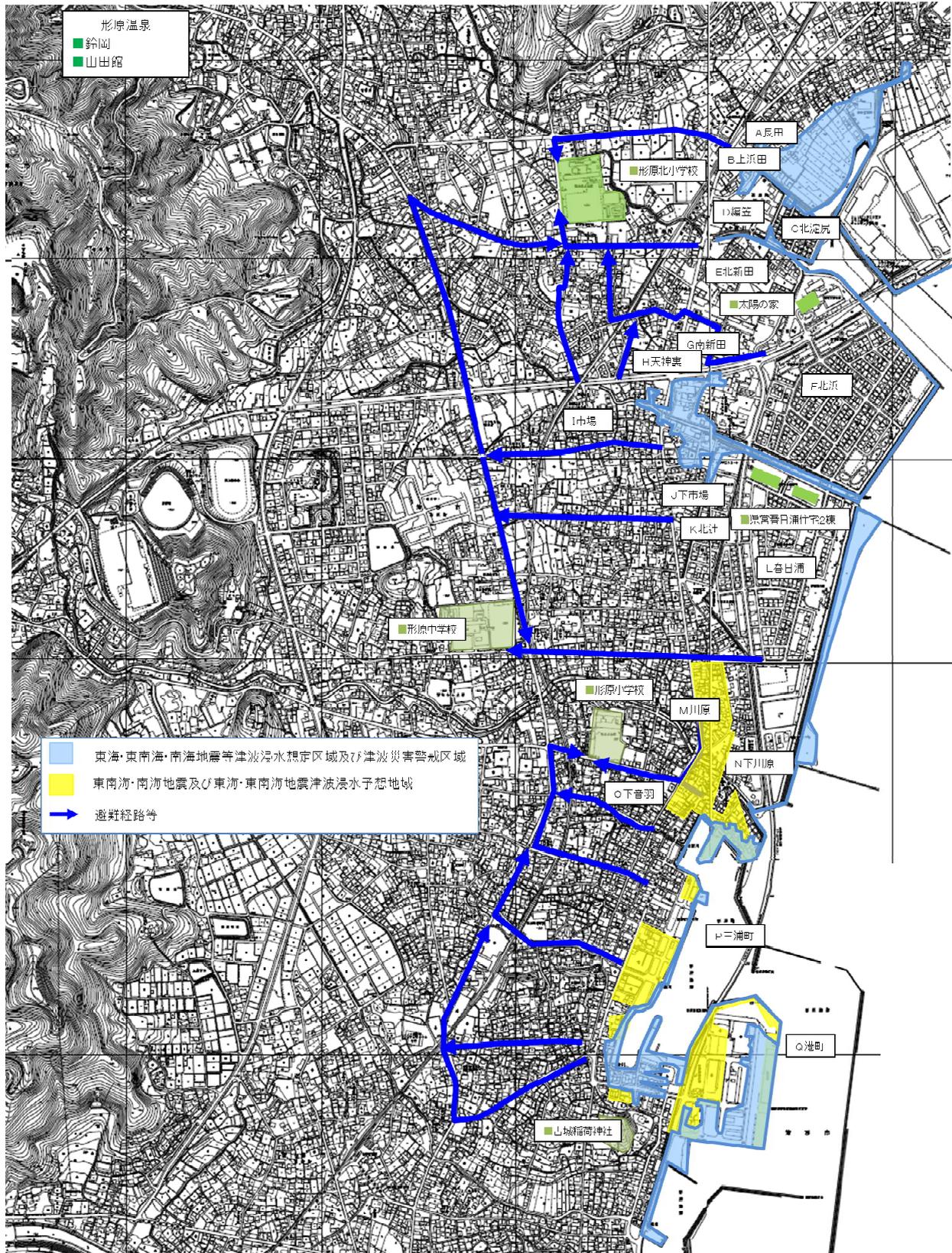
南海トラフ地震等の浸水想定区域等(丸山町、竹島町、松原町、港町、栄町 図3)



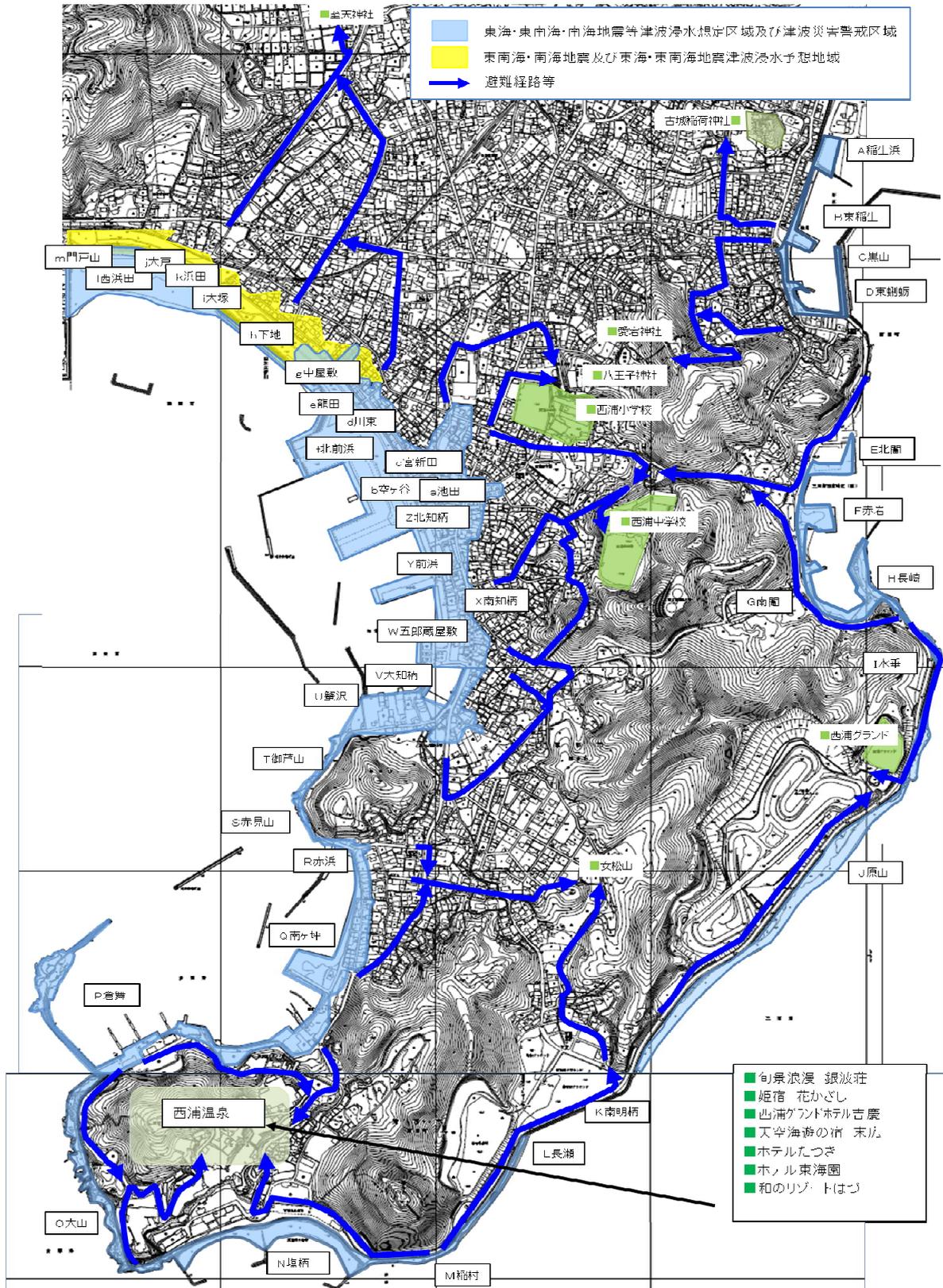
南海トラフ地震等の津波浸水想定区域等(浜町、竹谷町、拾石町、鹿島町 図4)



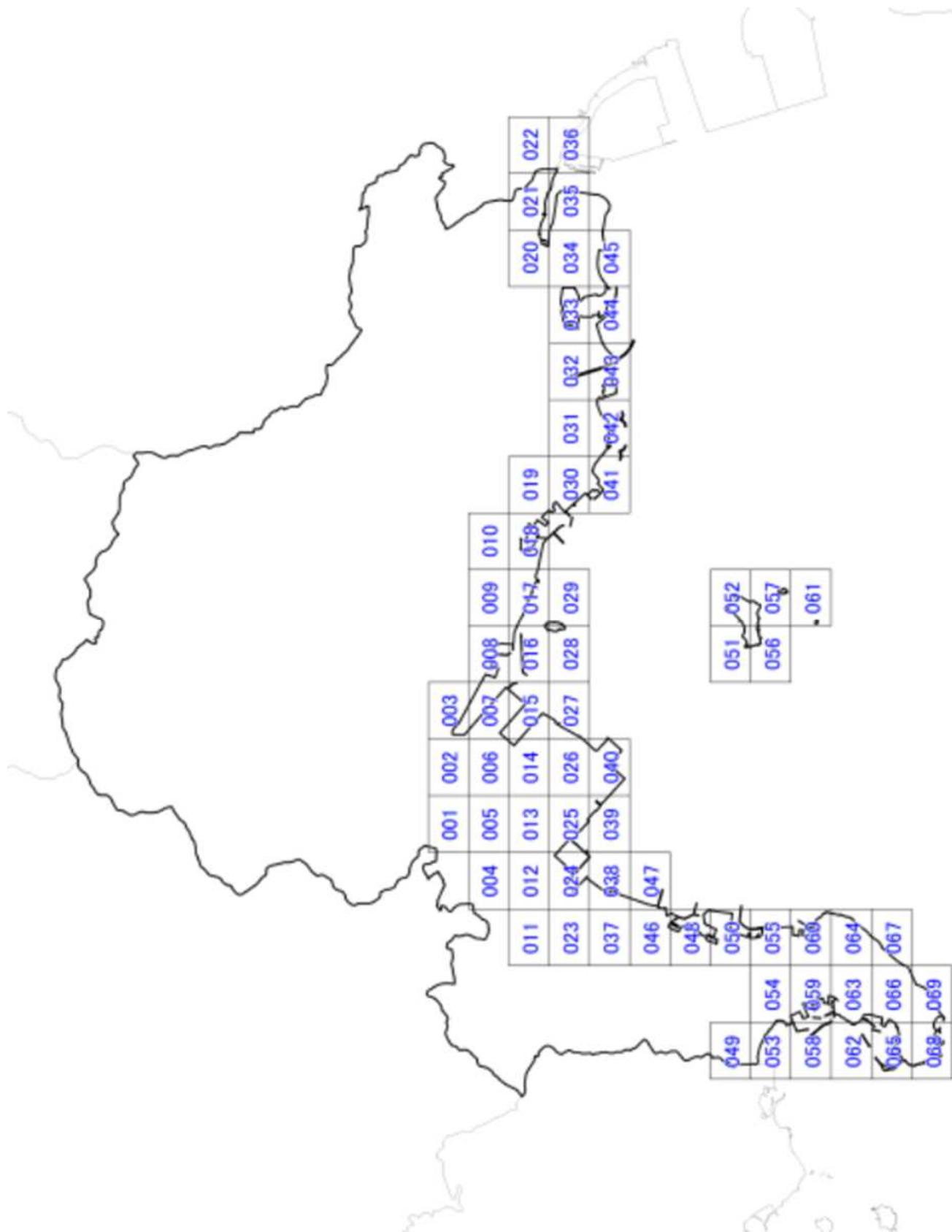
南海トラフ地震等の津波浸水想定区域等(形原町、金平町 図5)



南海トラフ地震等の津波浸水想定区域等(西浦町 図6)



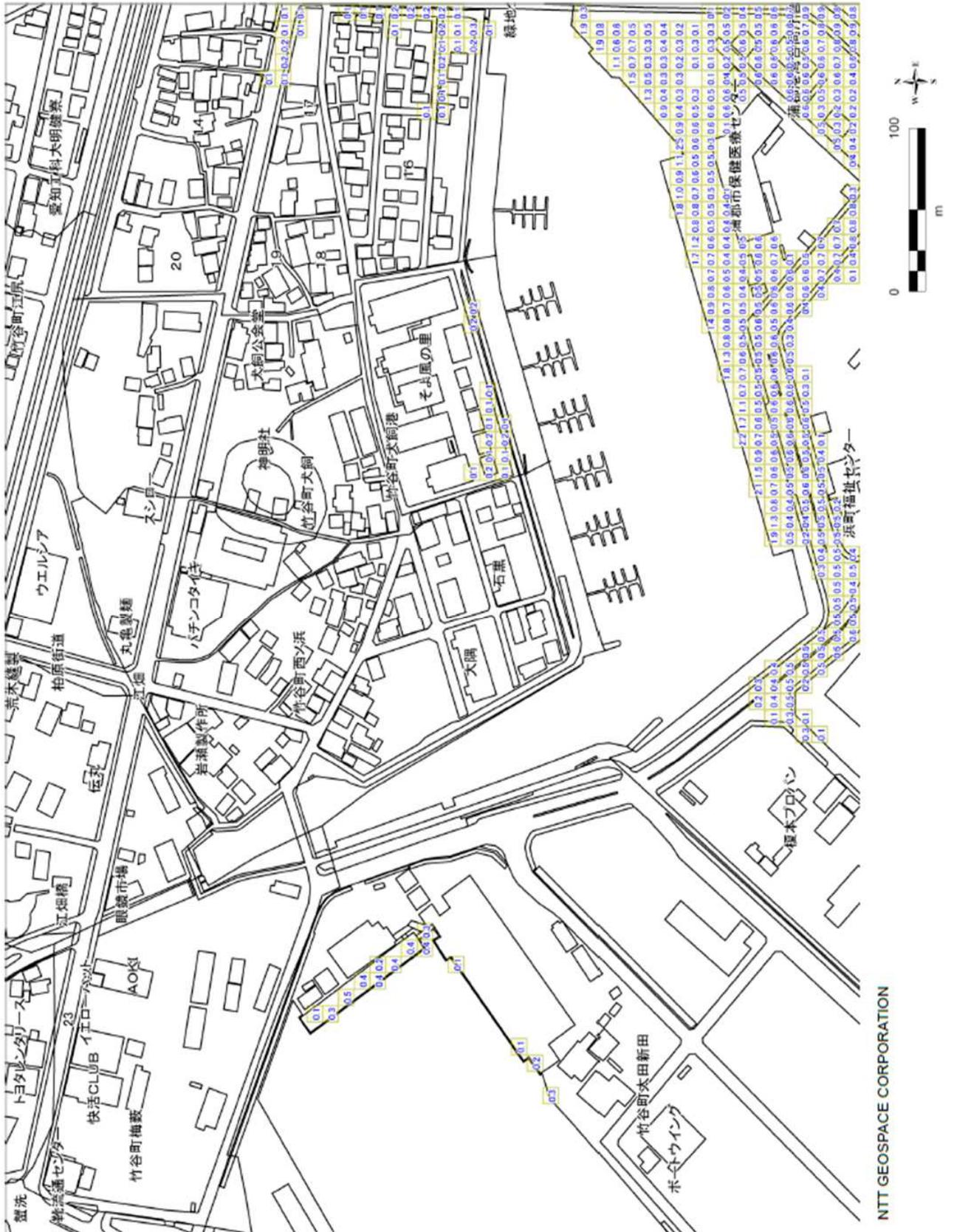
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市全体図



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市001



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市 0 0 2

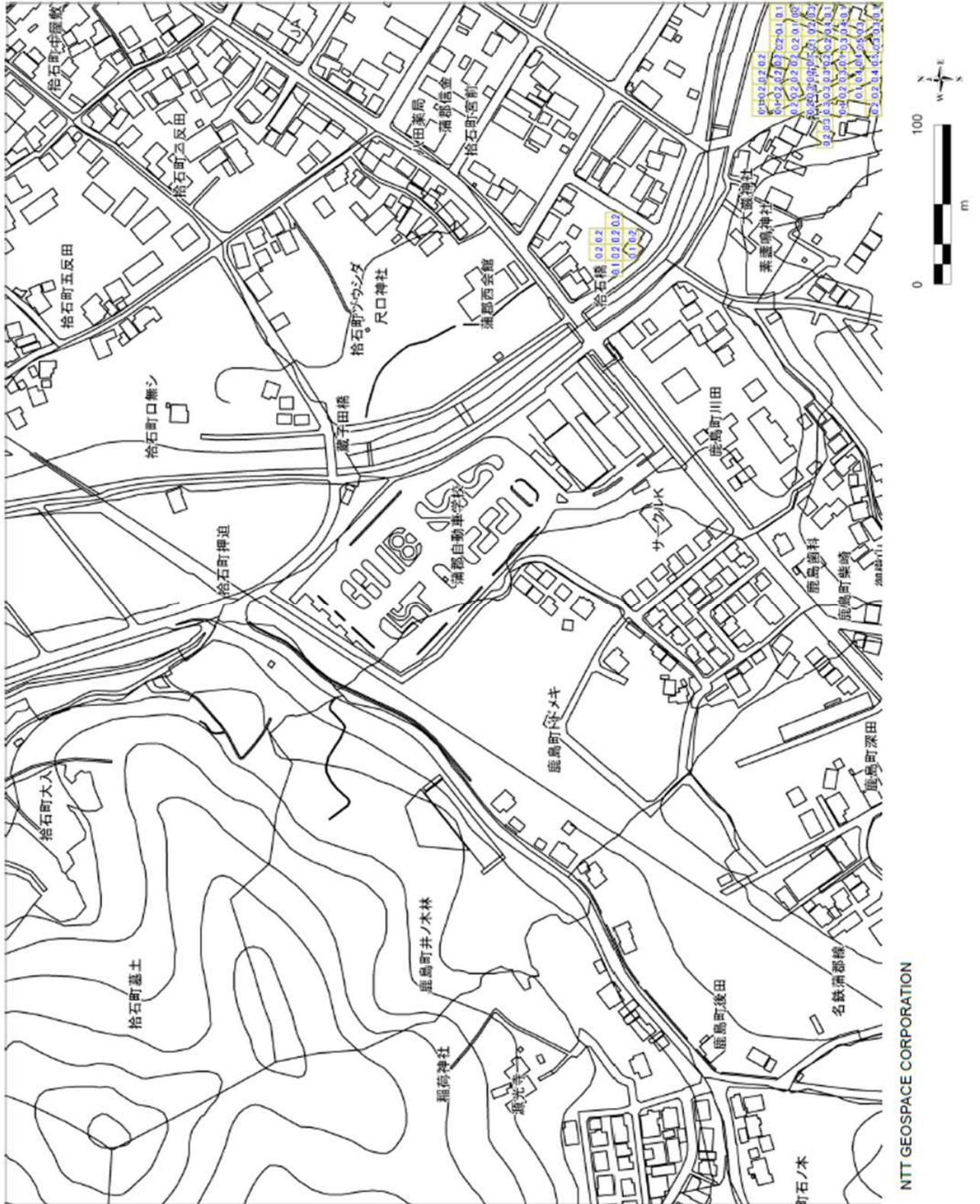


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市003



NTT GEOSPAC CORPORATION

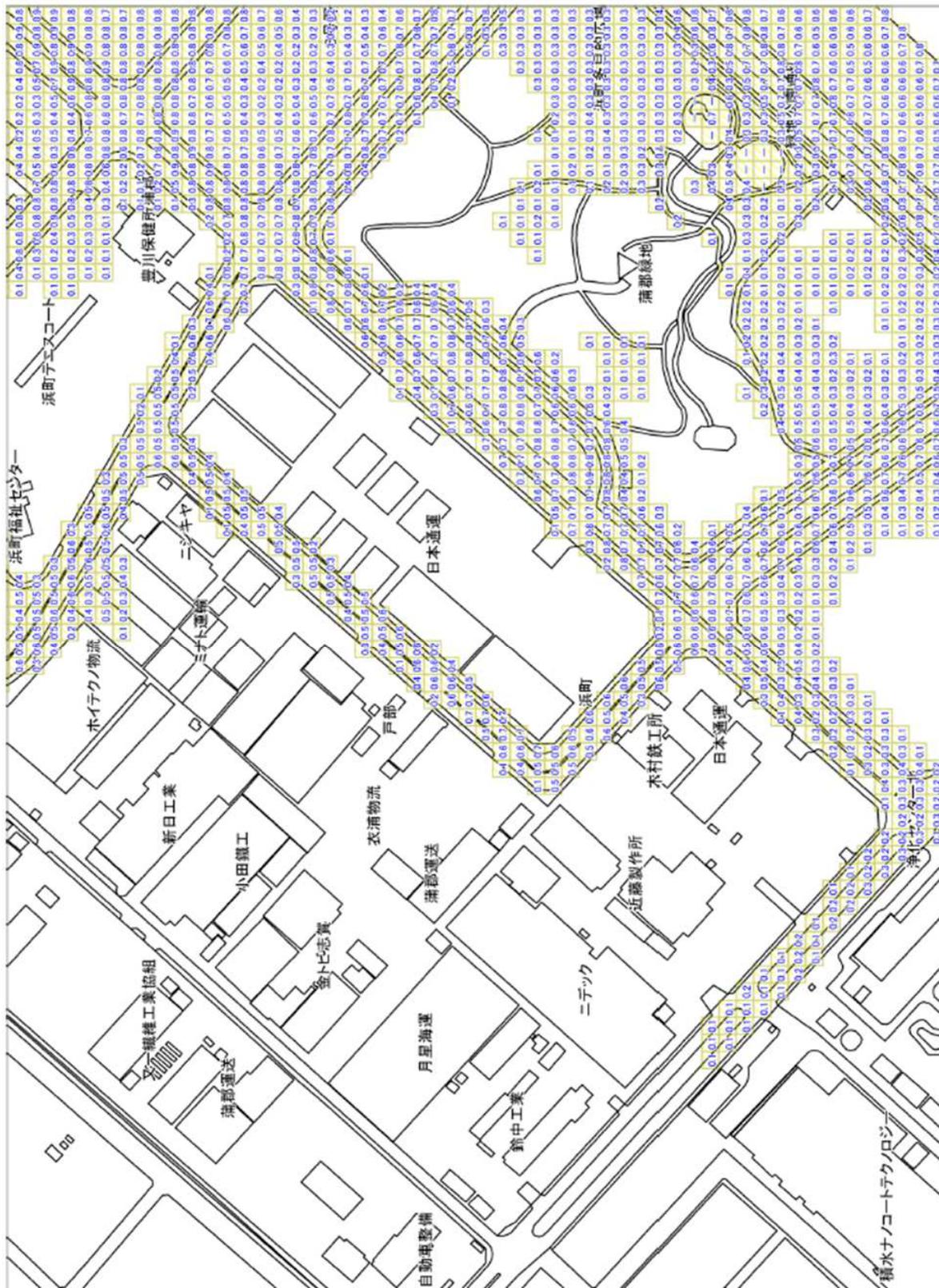
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市004



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市005



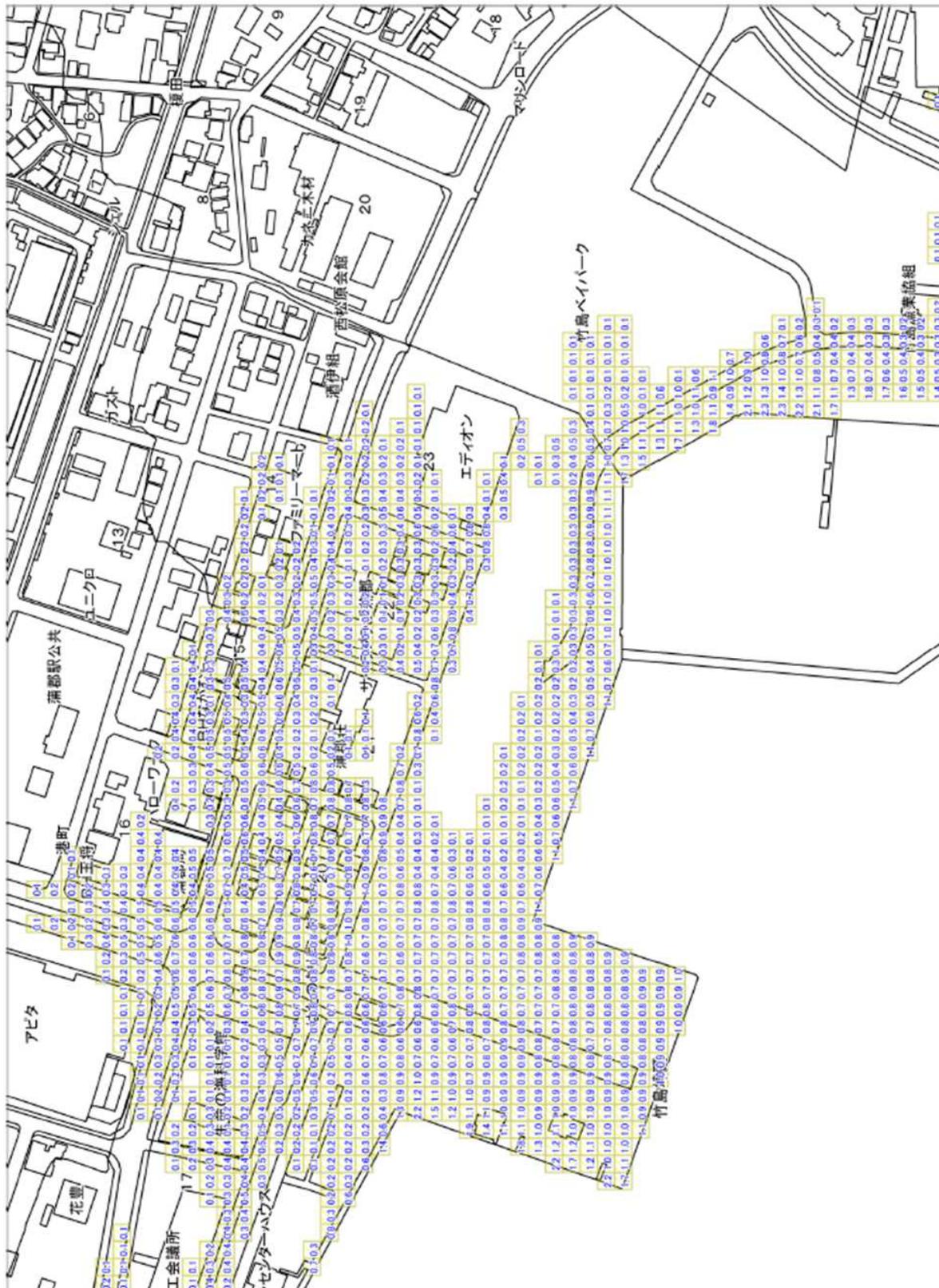
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市006



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市007



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市008



NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市009

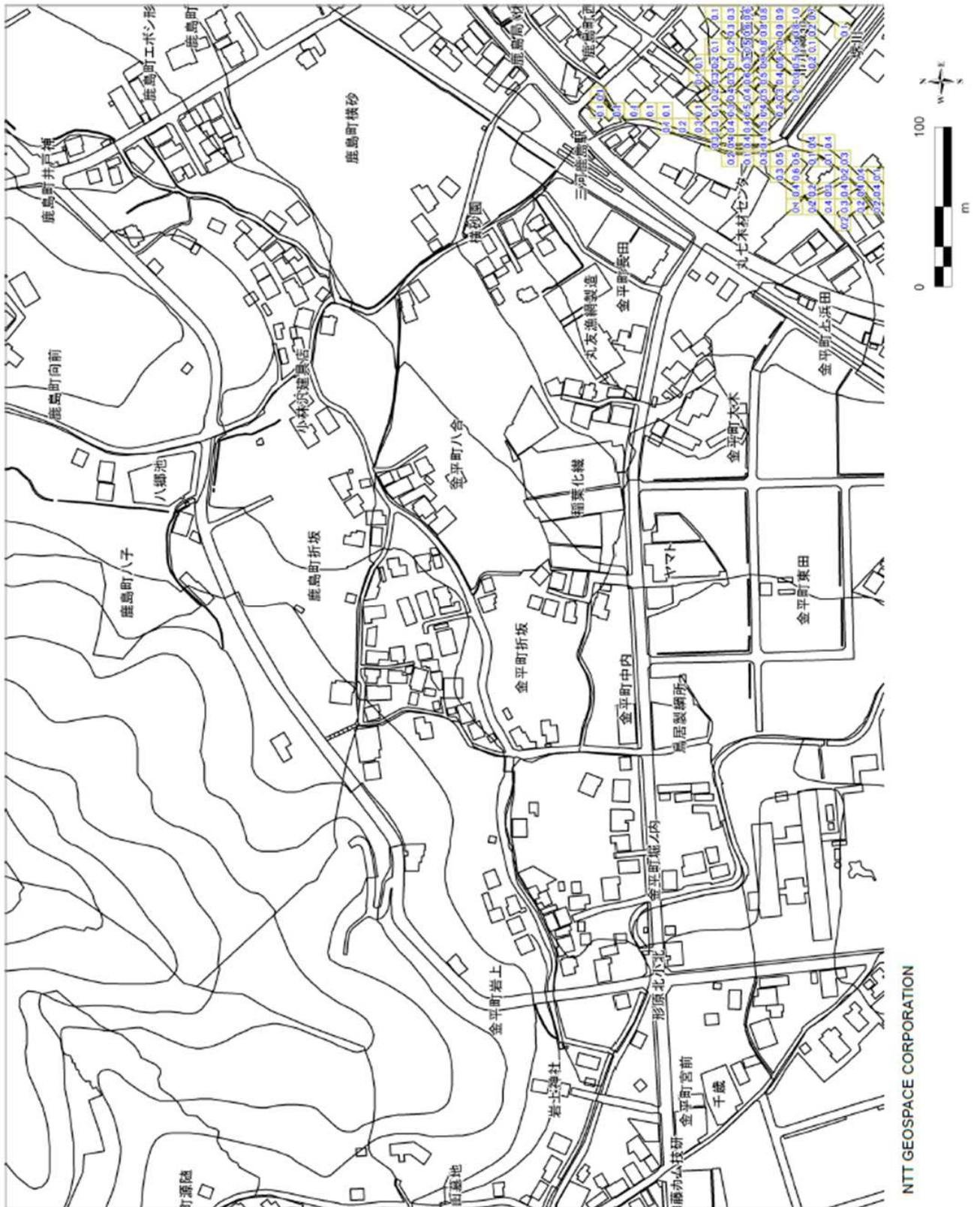


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市010

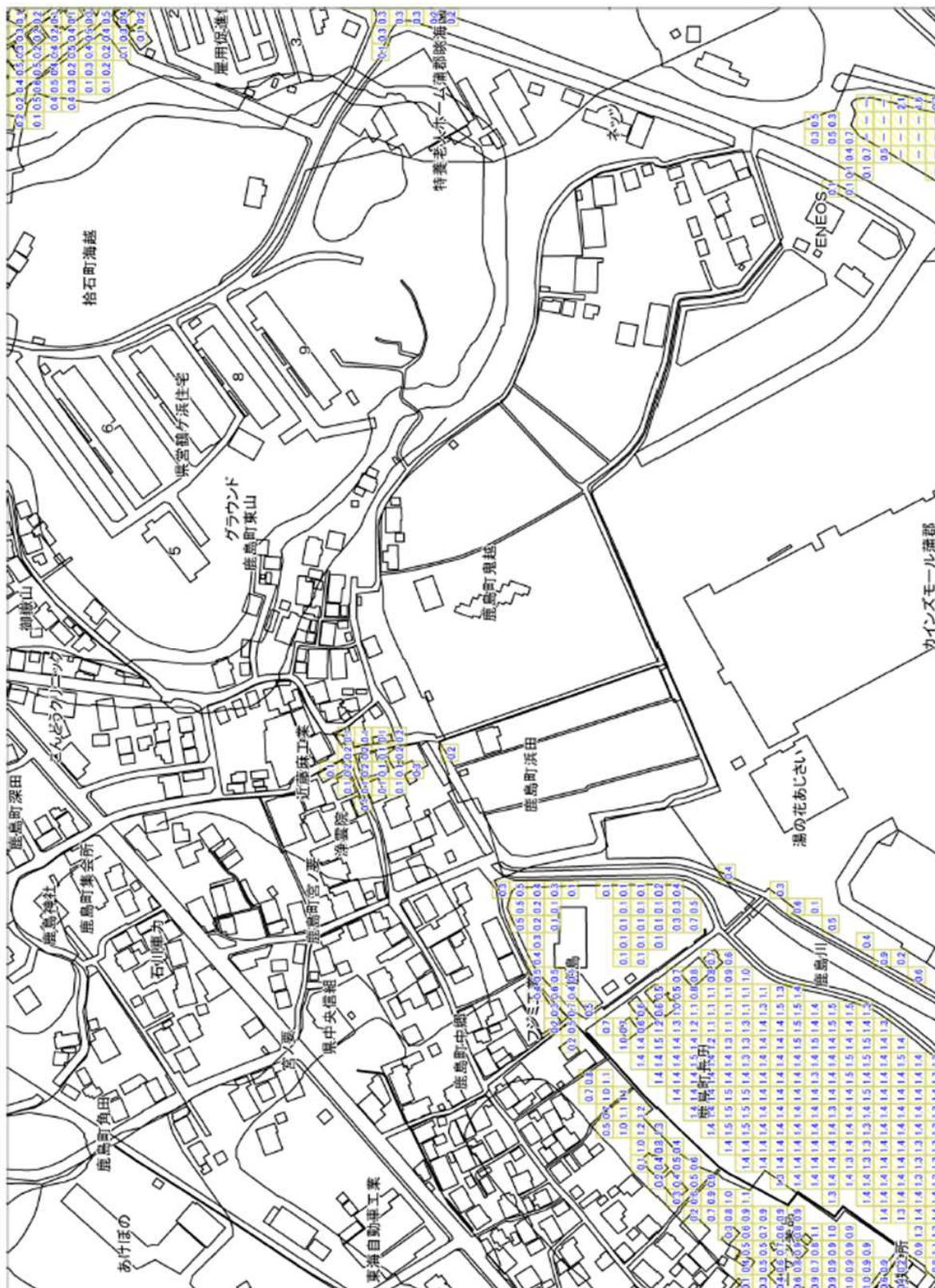


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市011

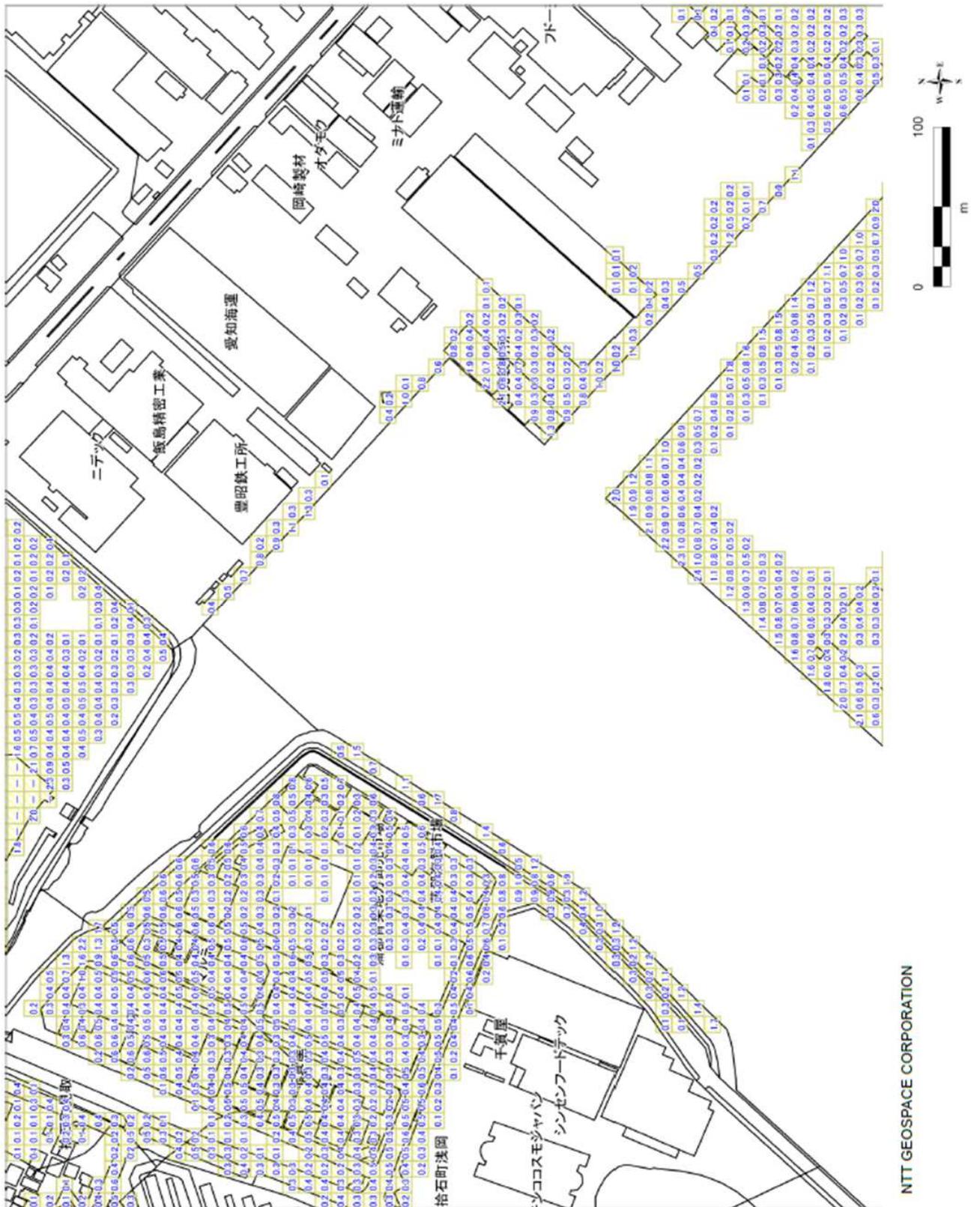


## 津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市012



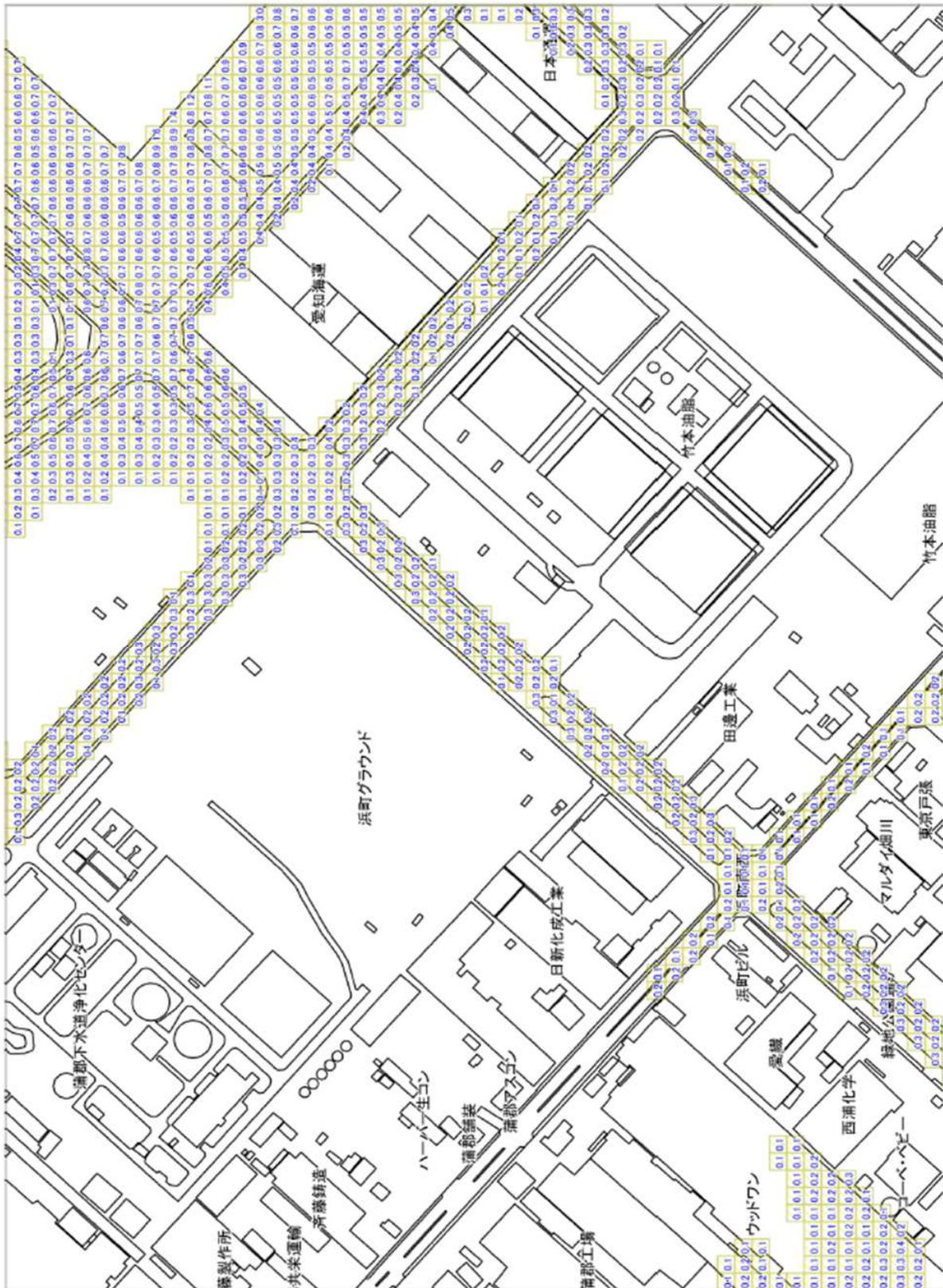
NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市013

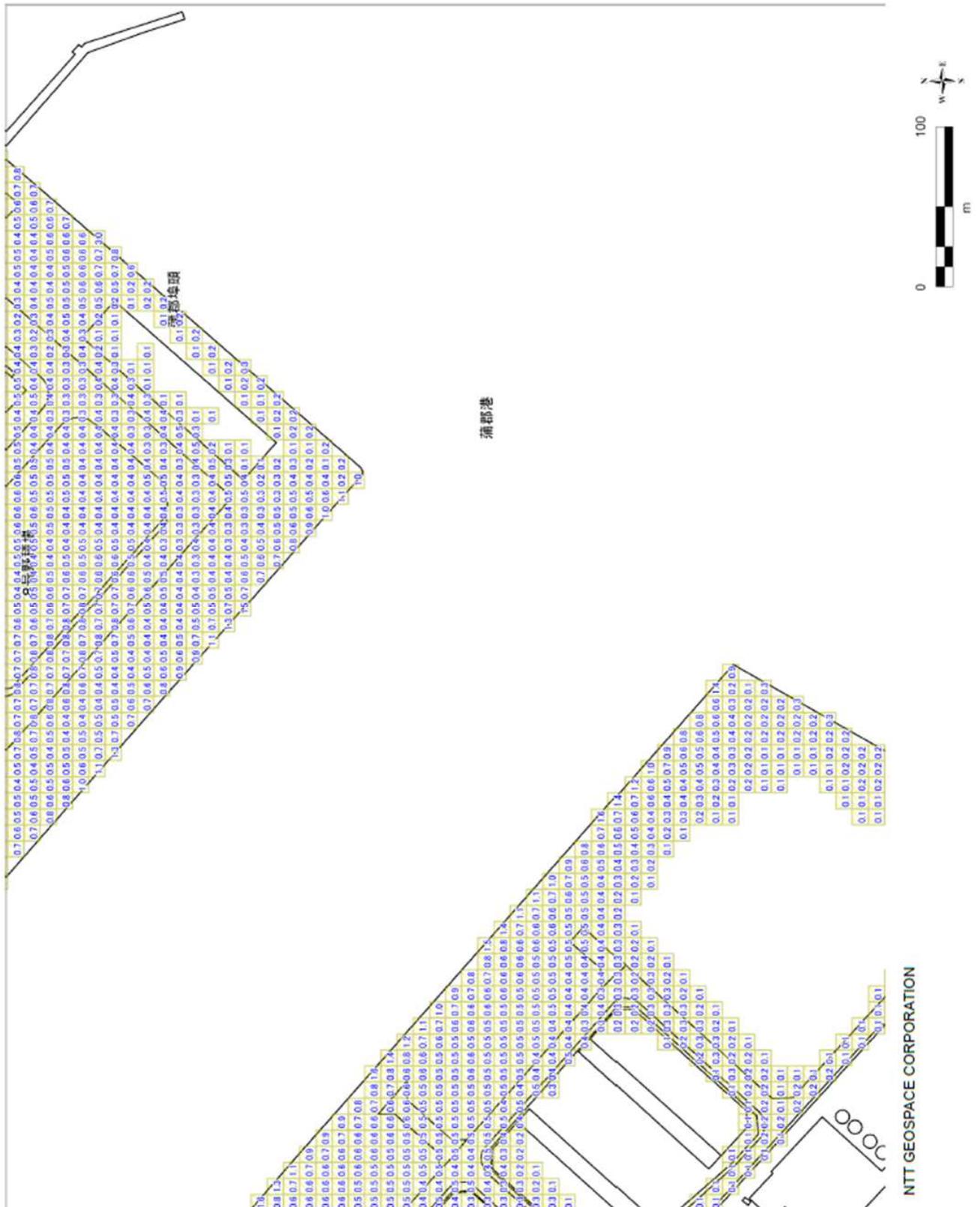


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市014



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市015

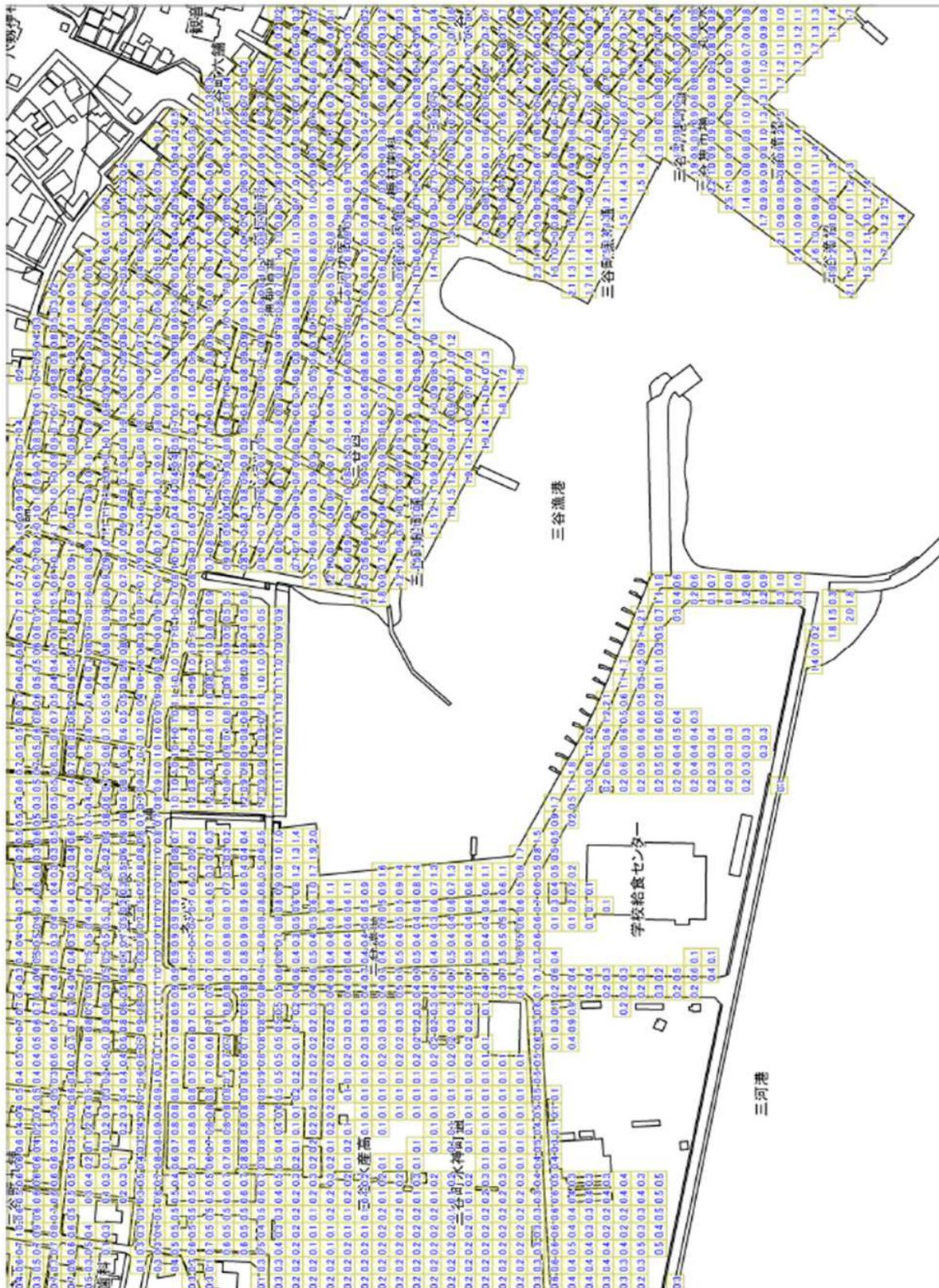




津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市017

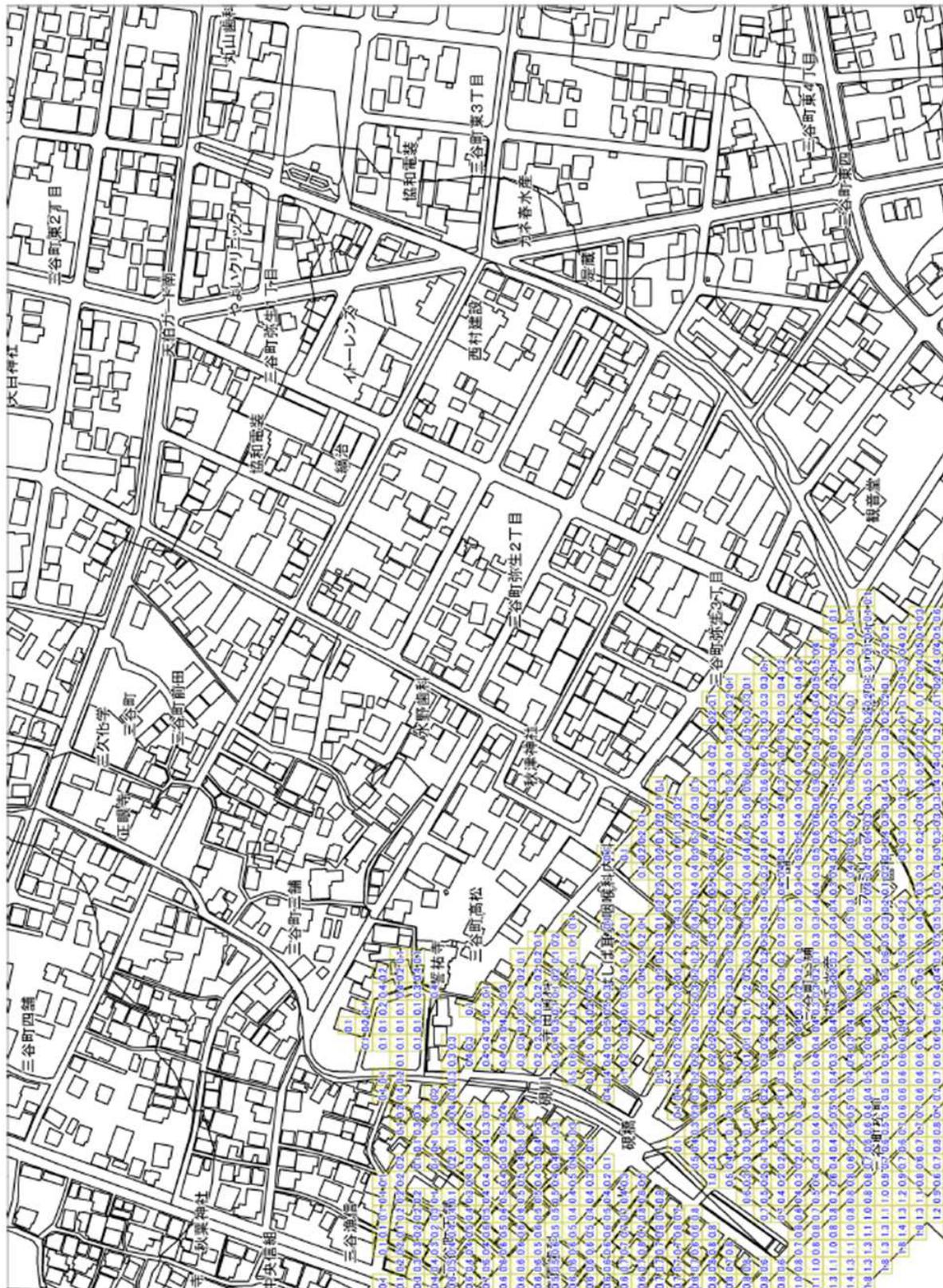


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市018



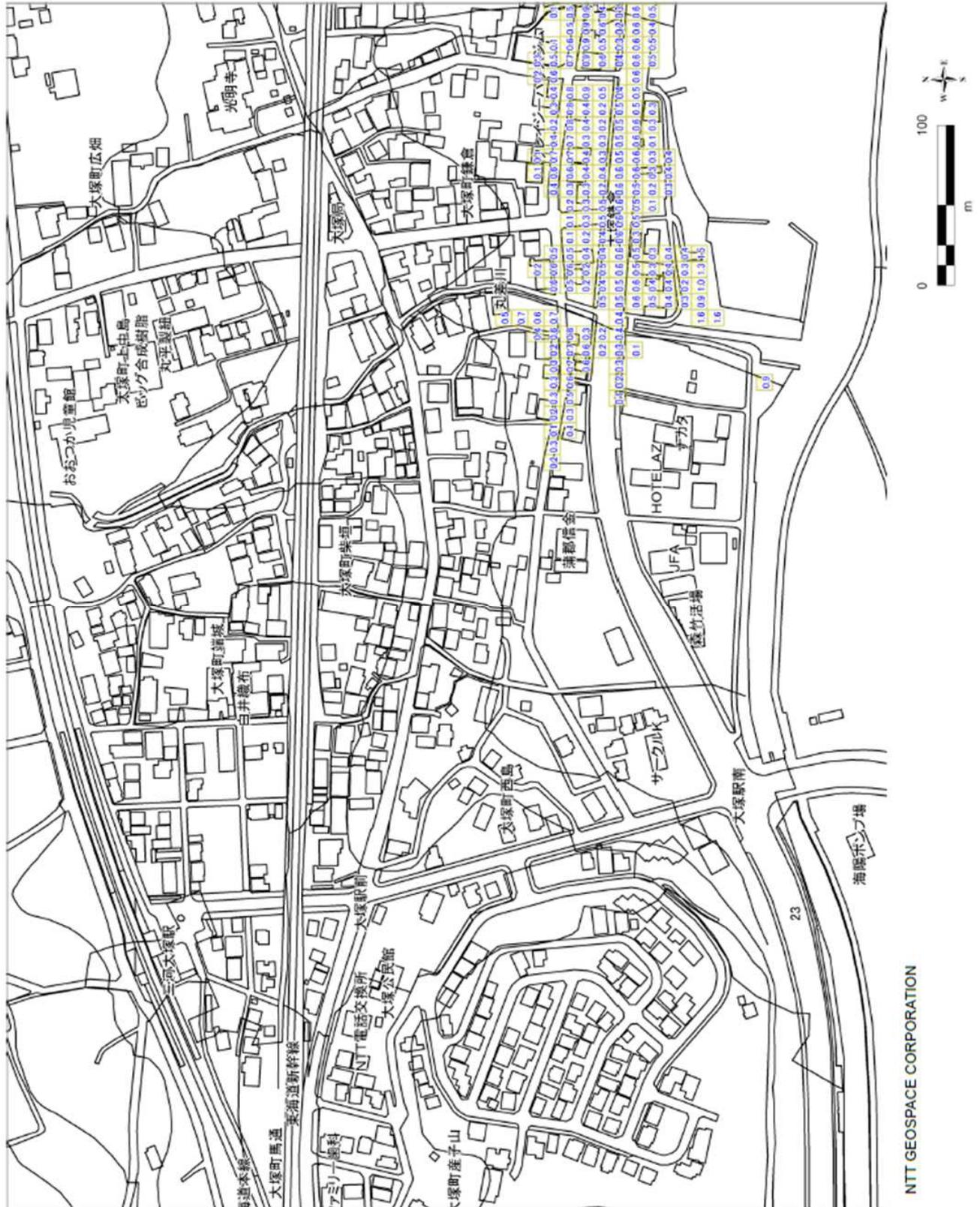
NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市019



NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市020



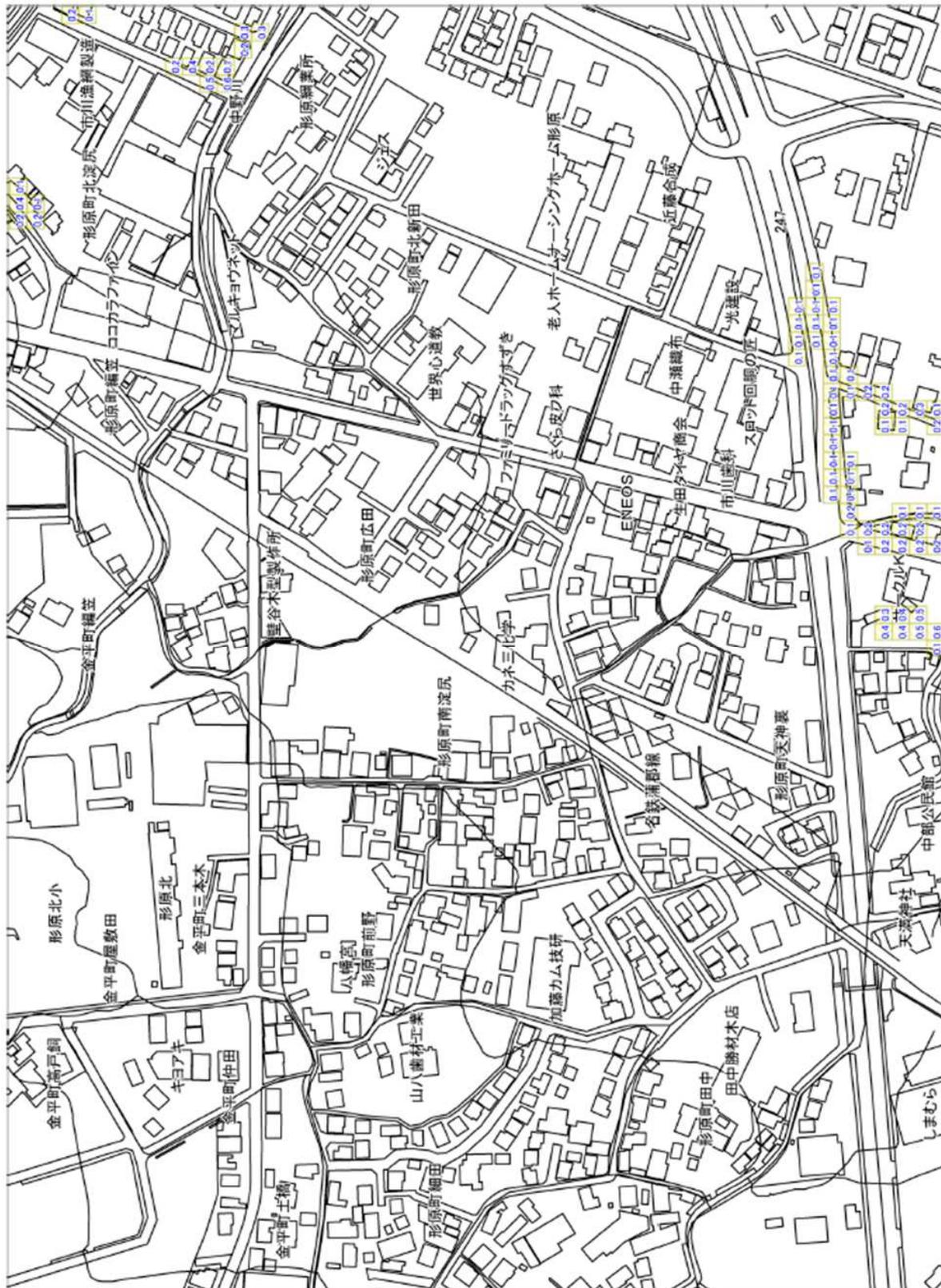


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市022



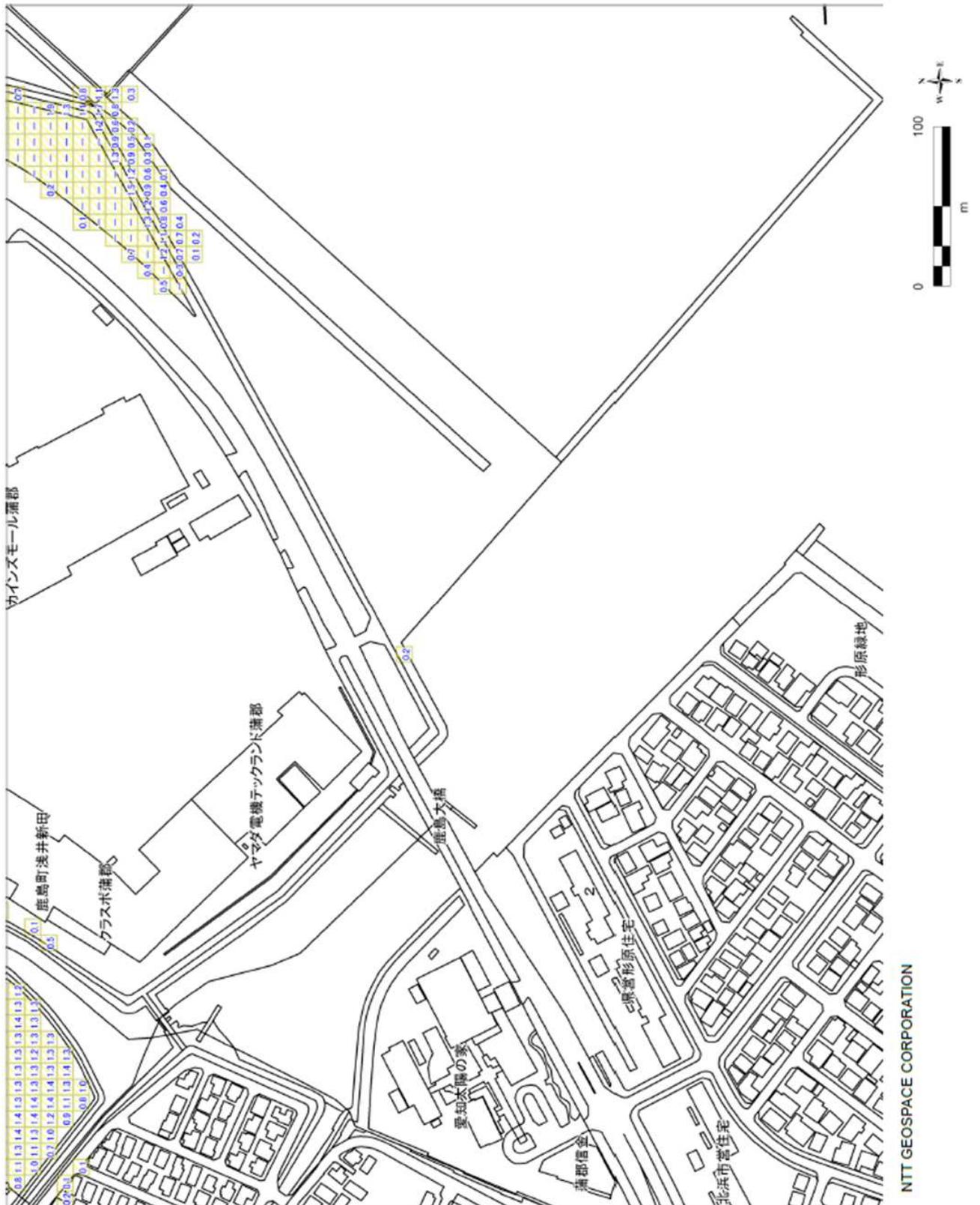
NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市023

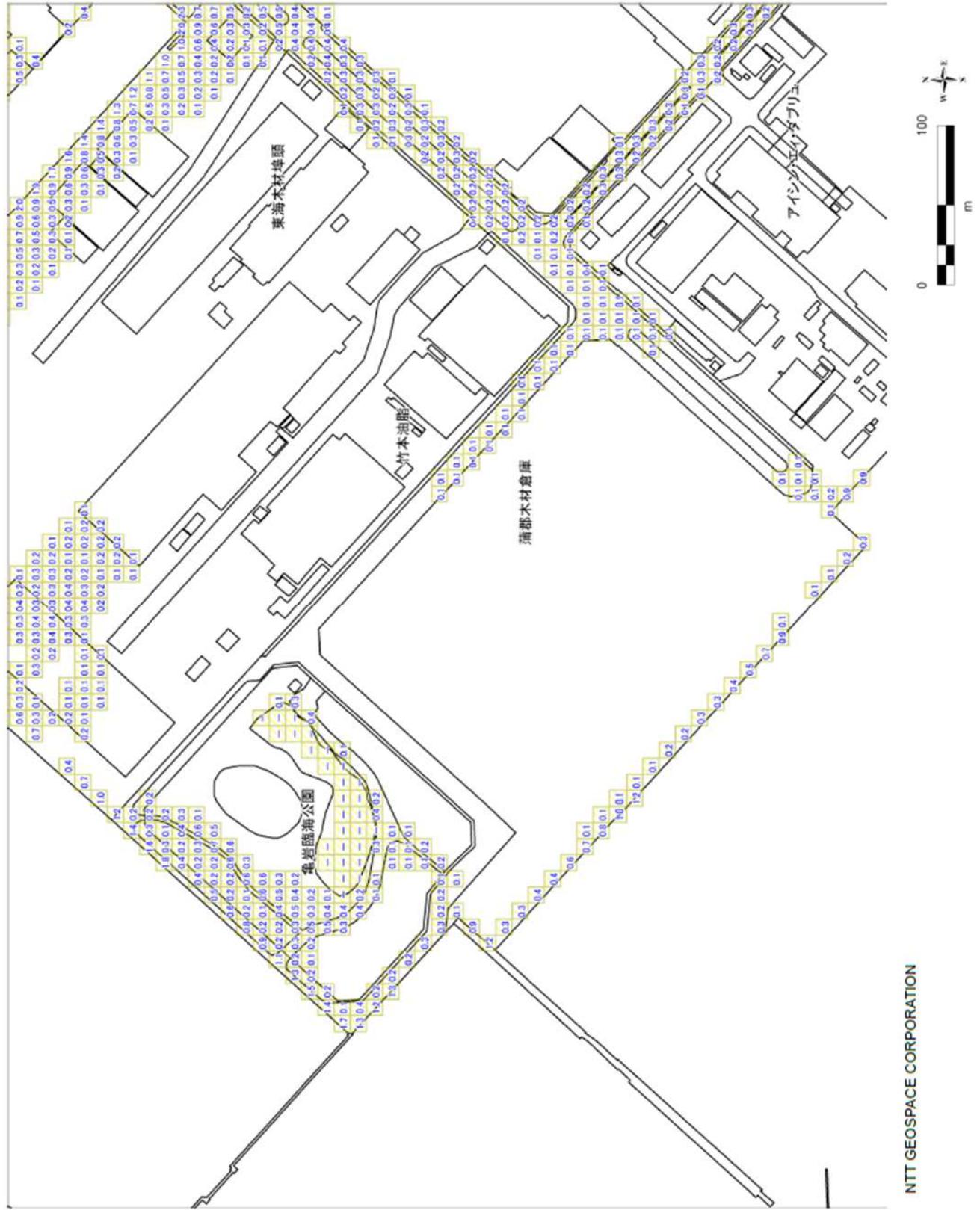


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市024



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市025

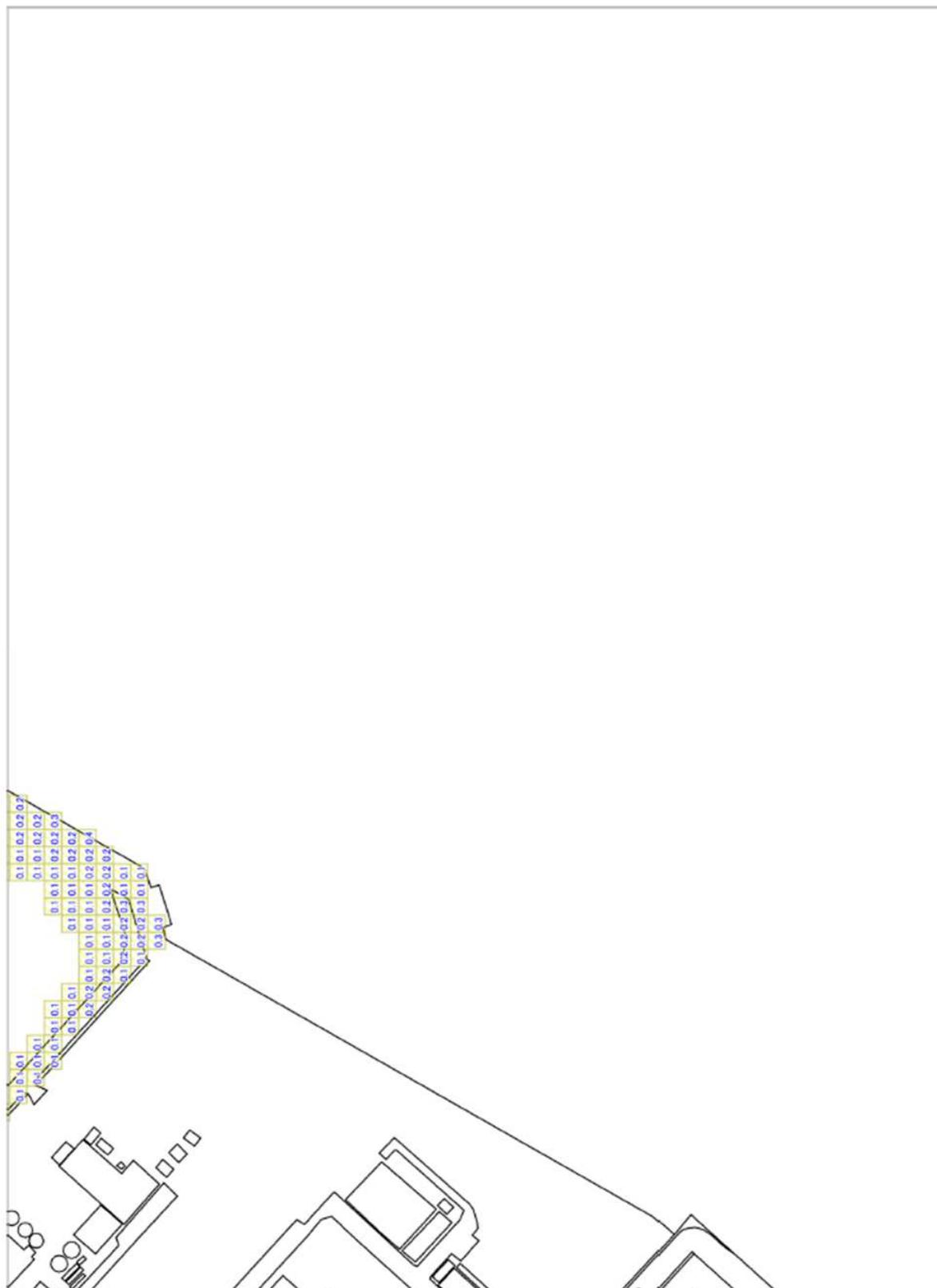


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市026

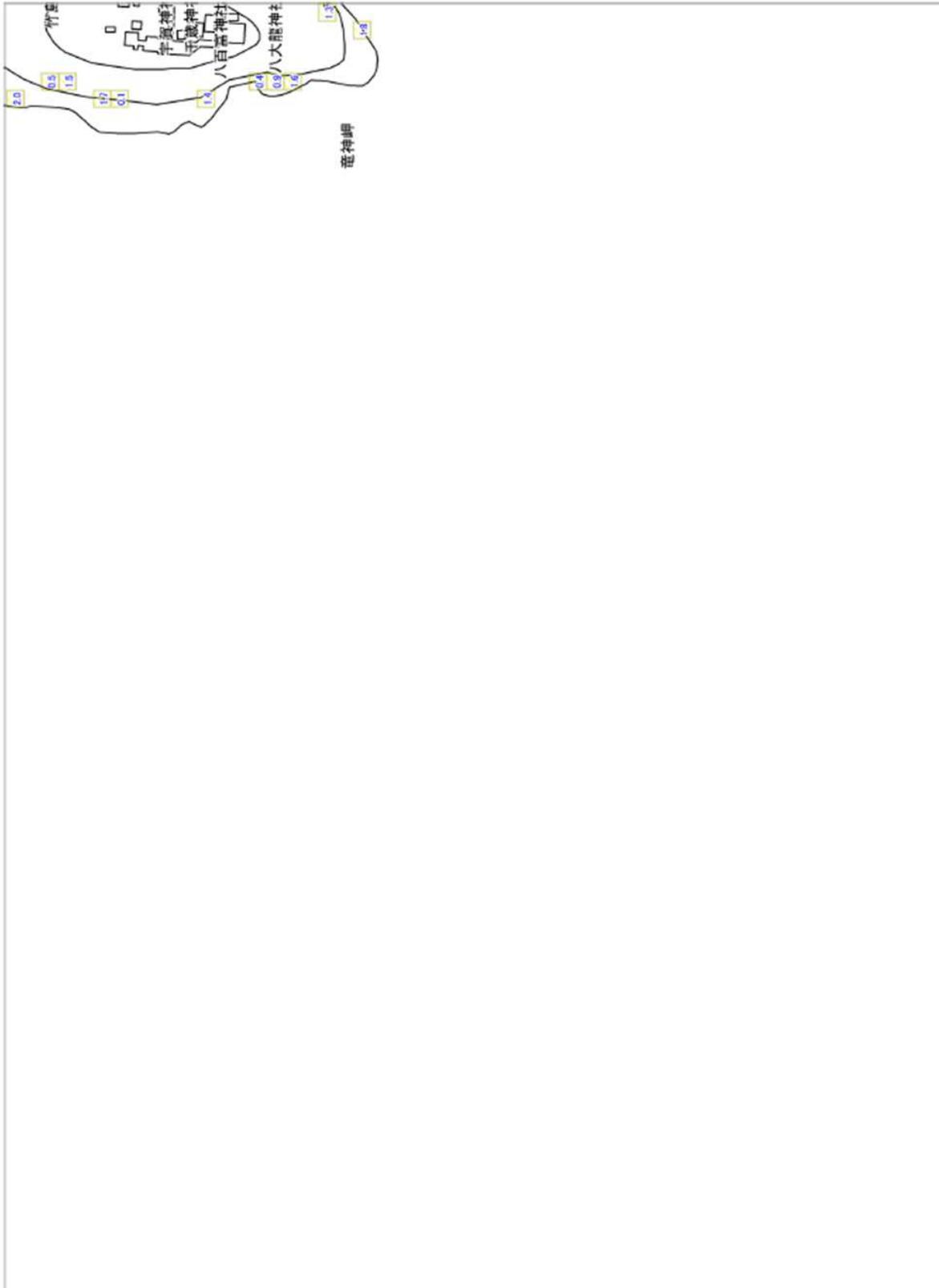


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市027

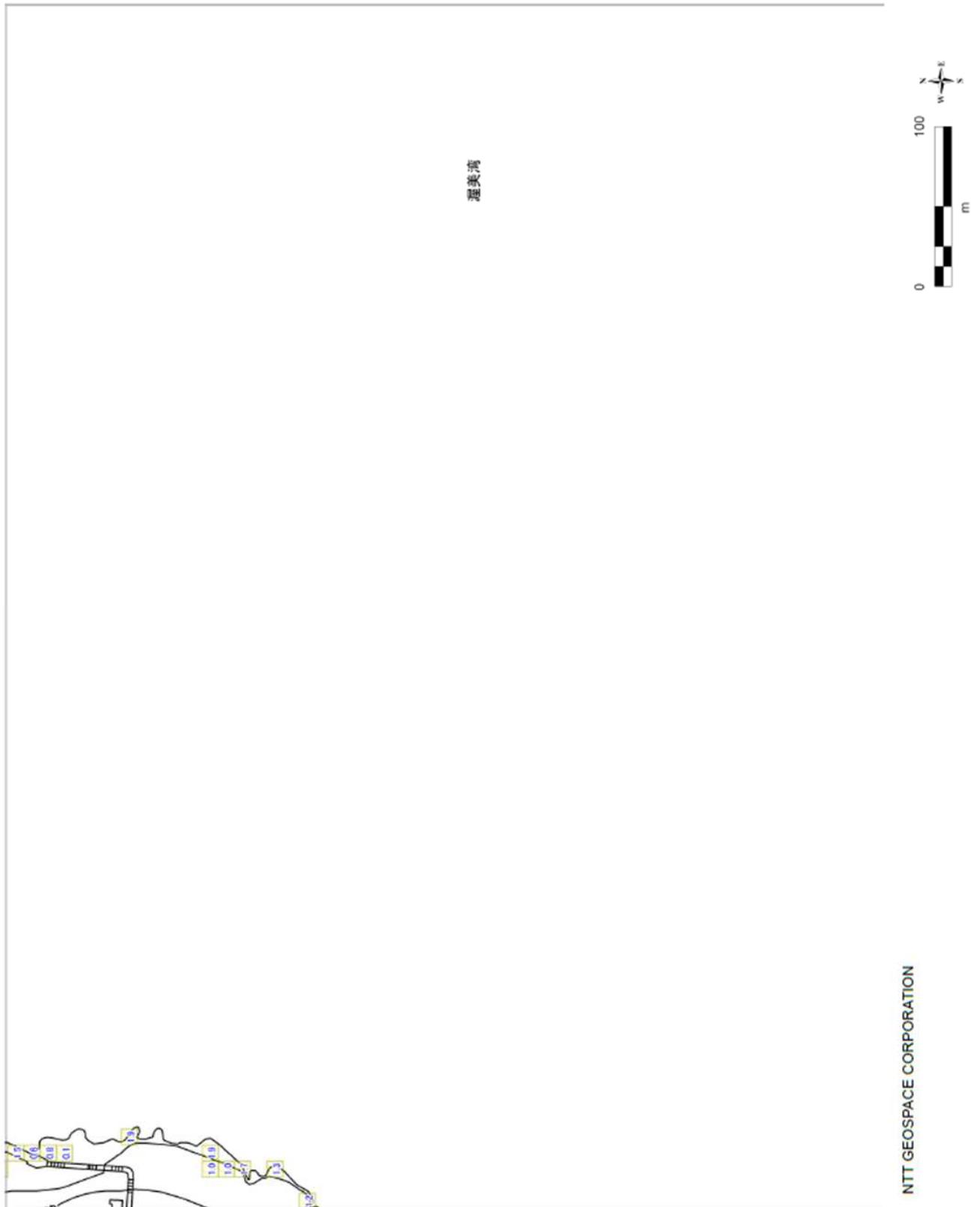


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市028



NTT GEOSPACE CORPORATION

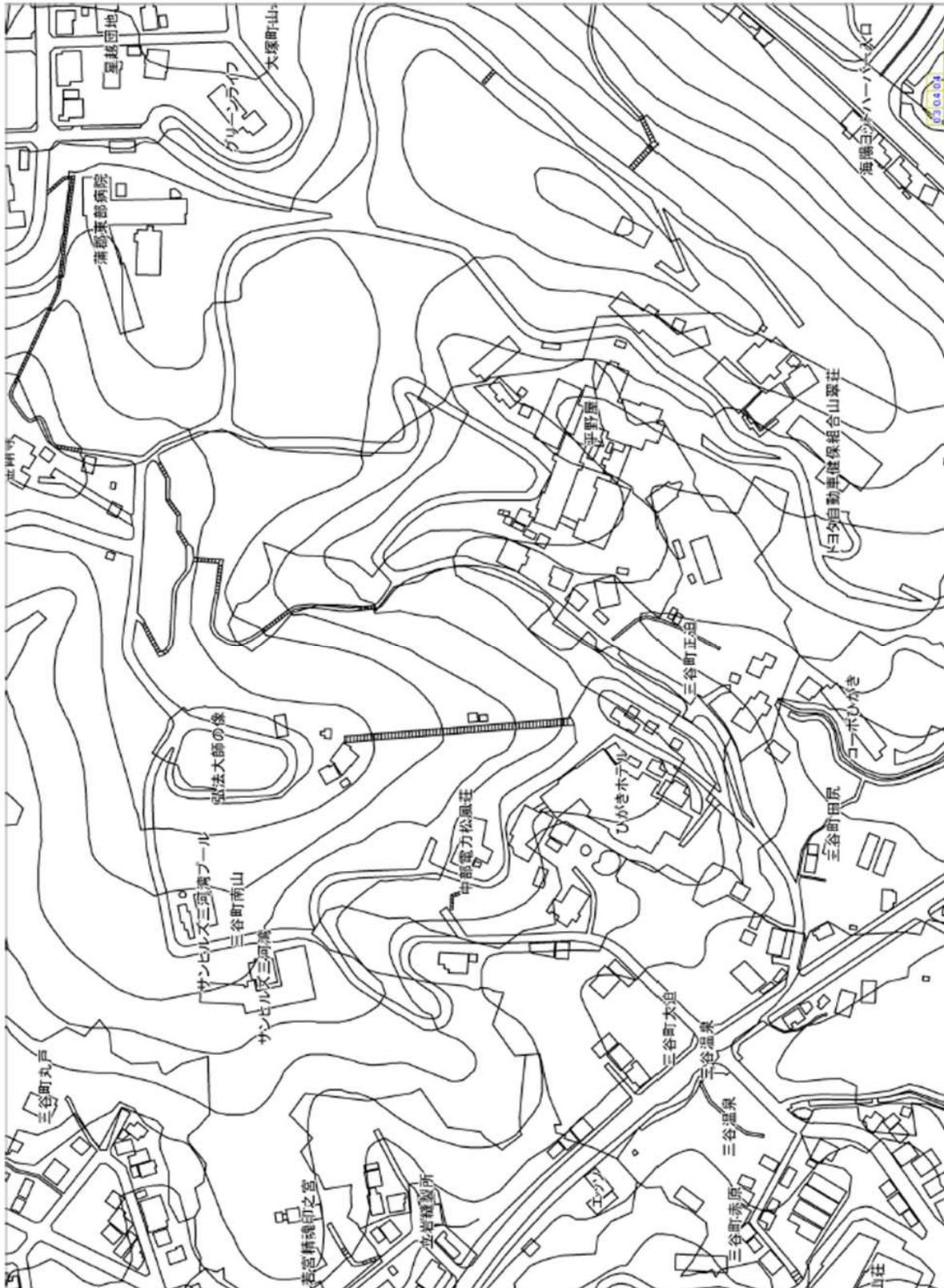
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市029



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市030

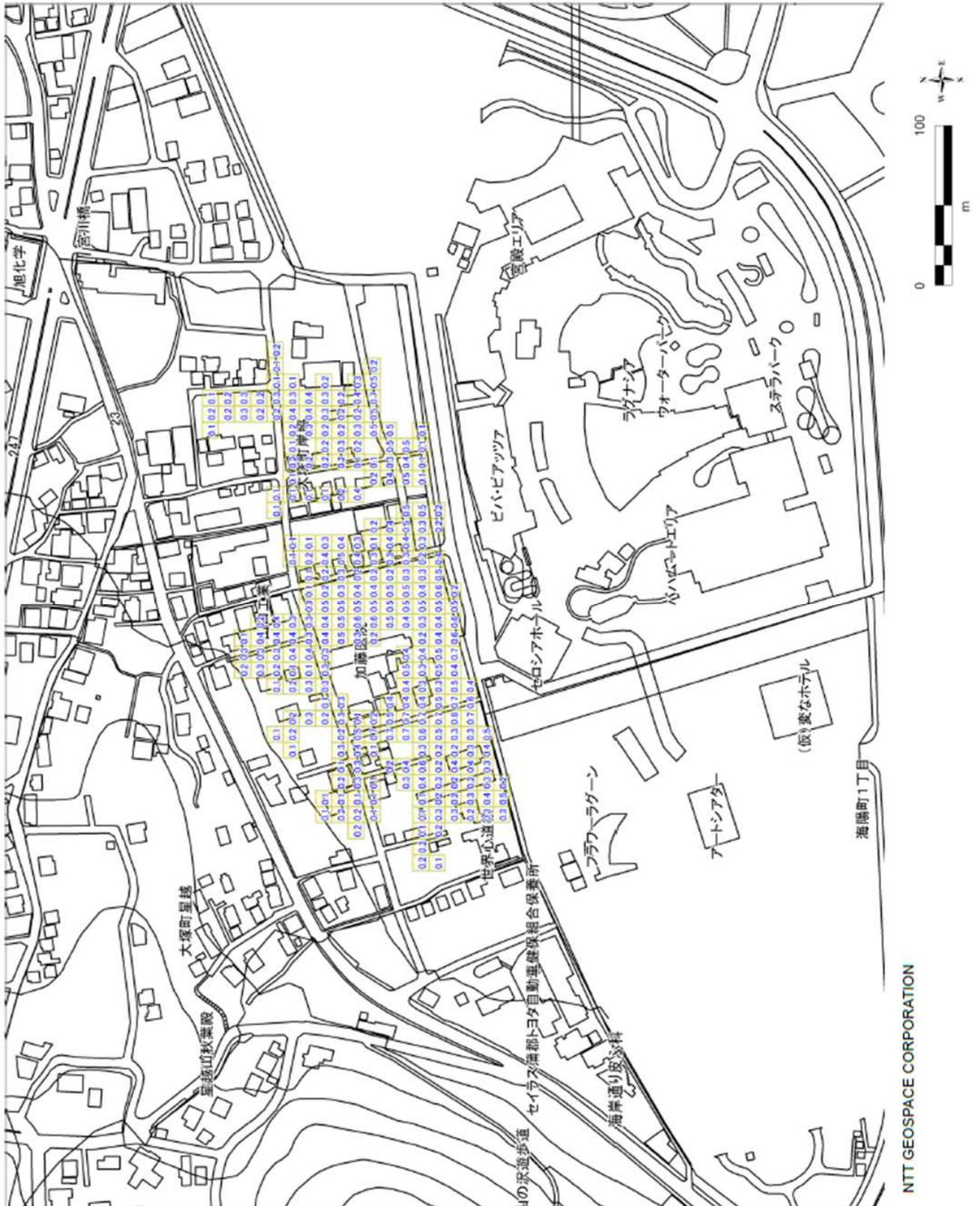


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市031

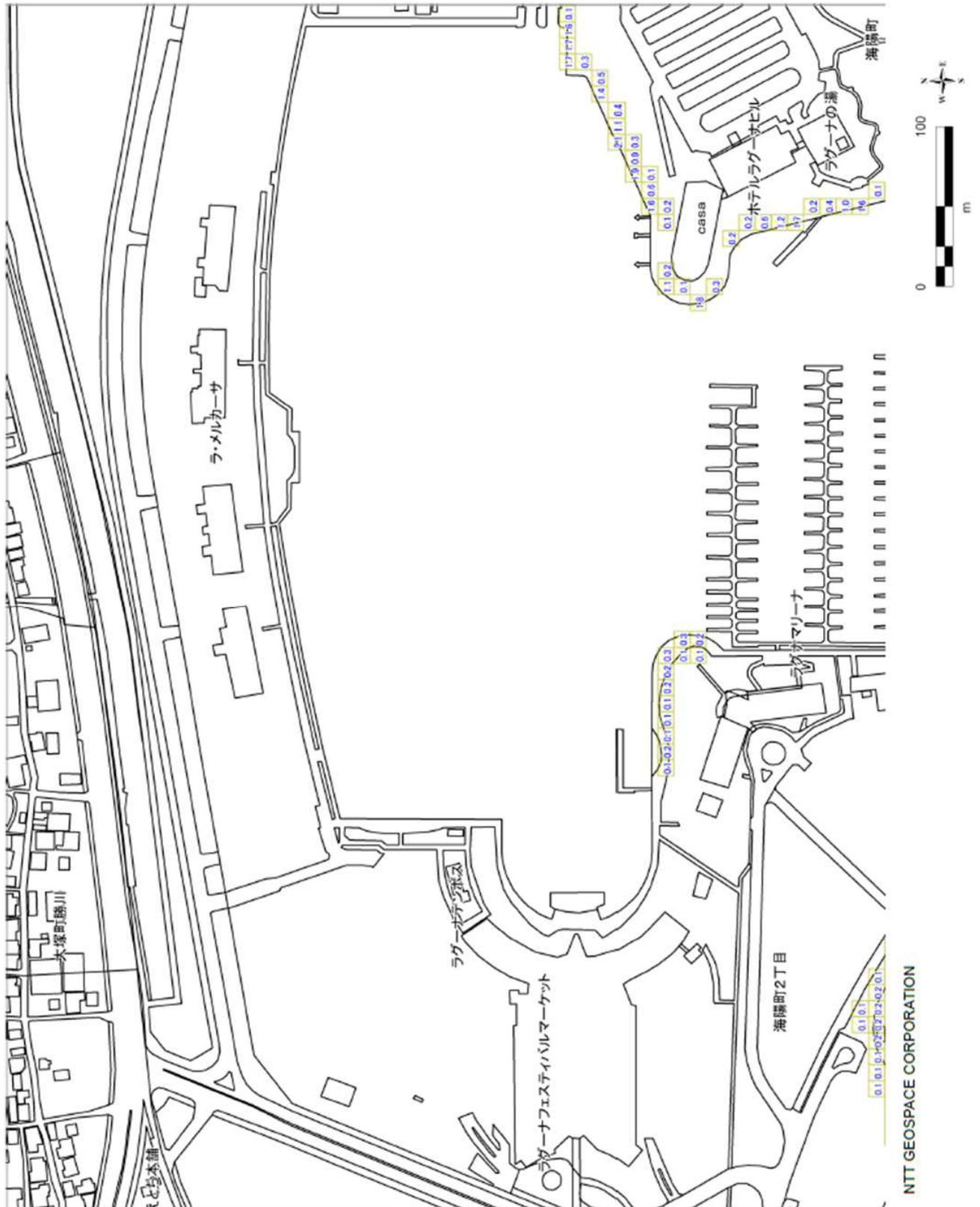


NTT GEOSPACE CORPORATION

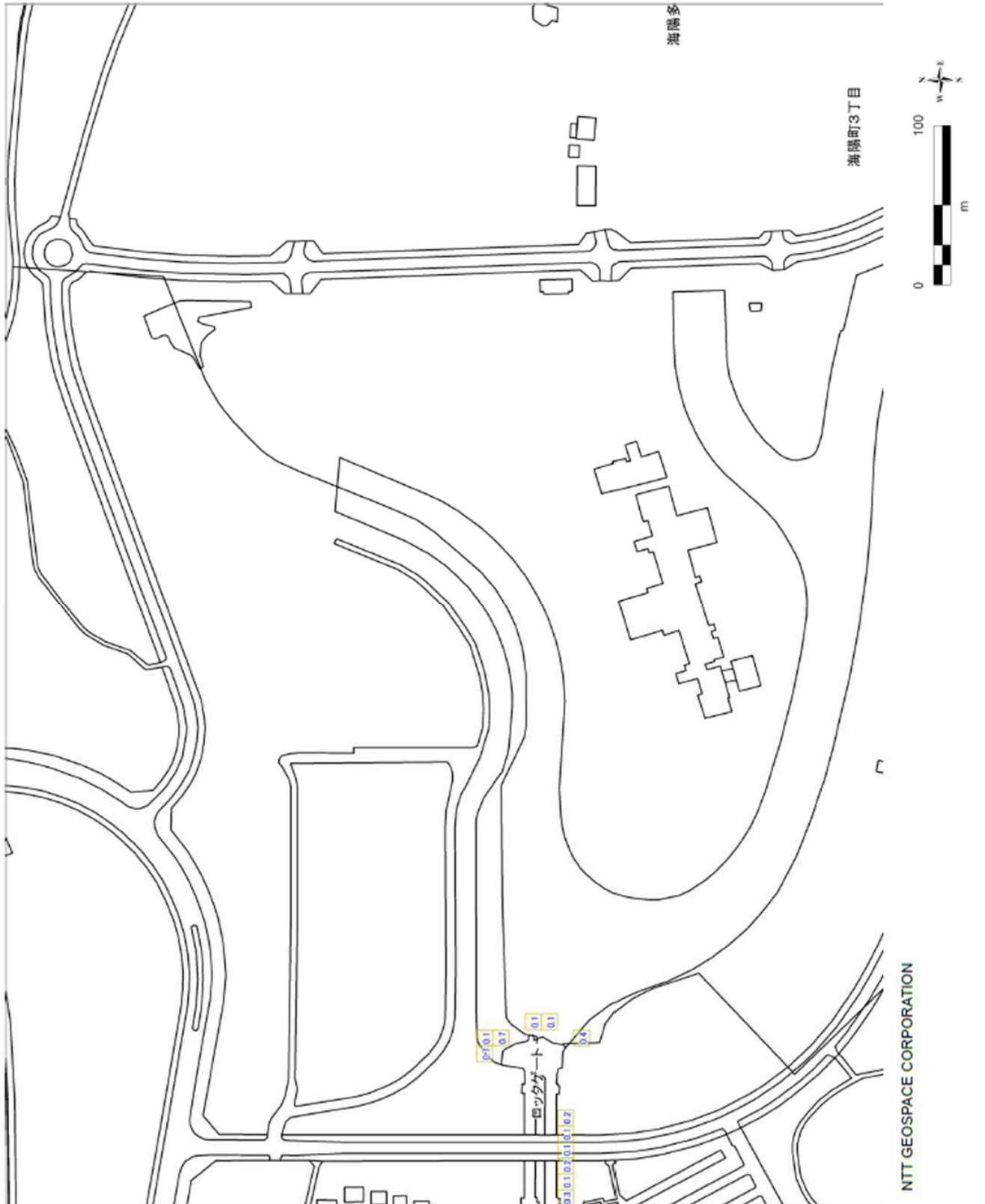
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市032



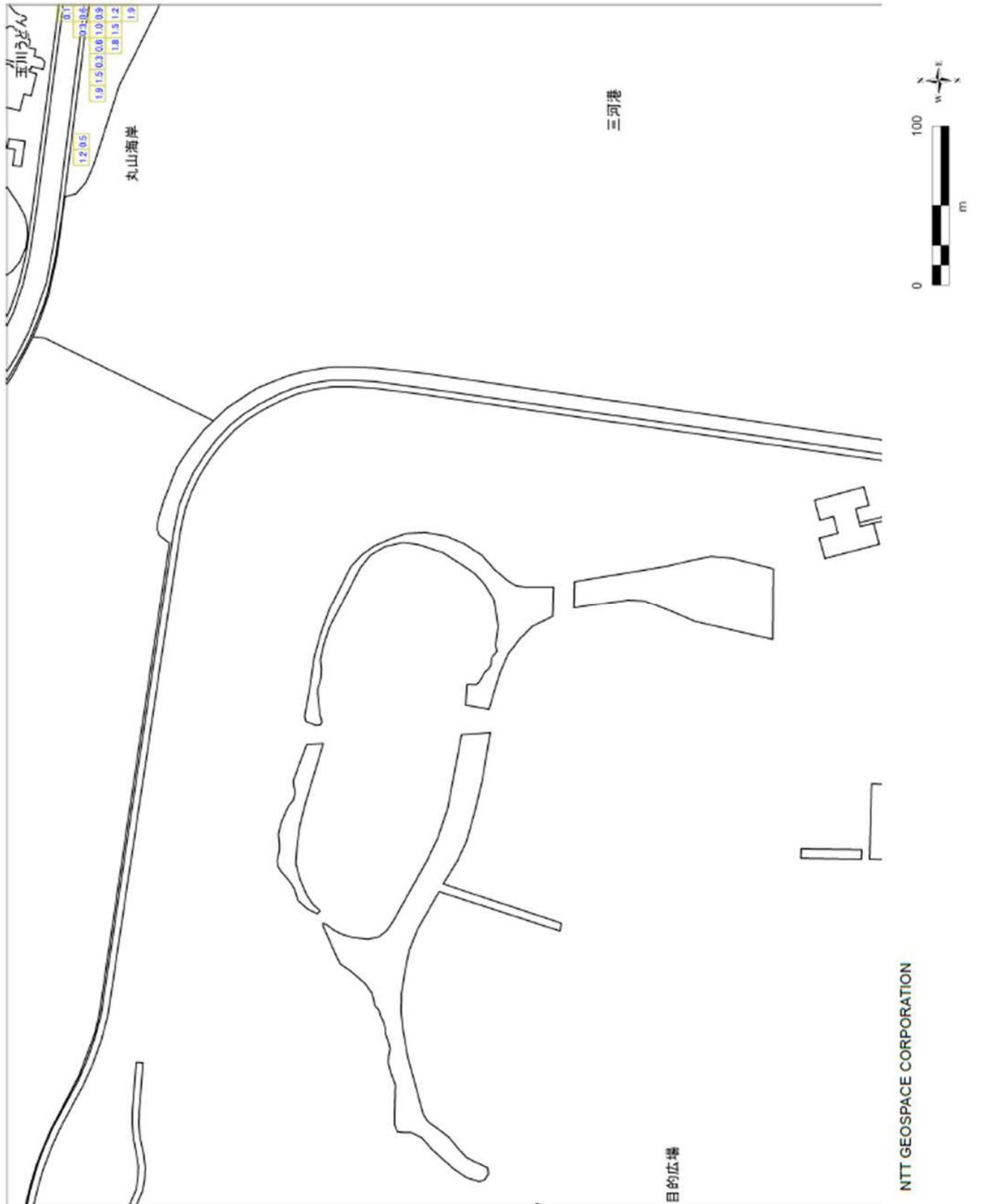
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市033



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市034



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市035



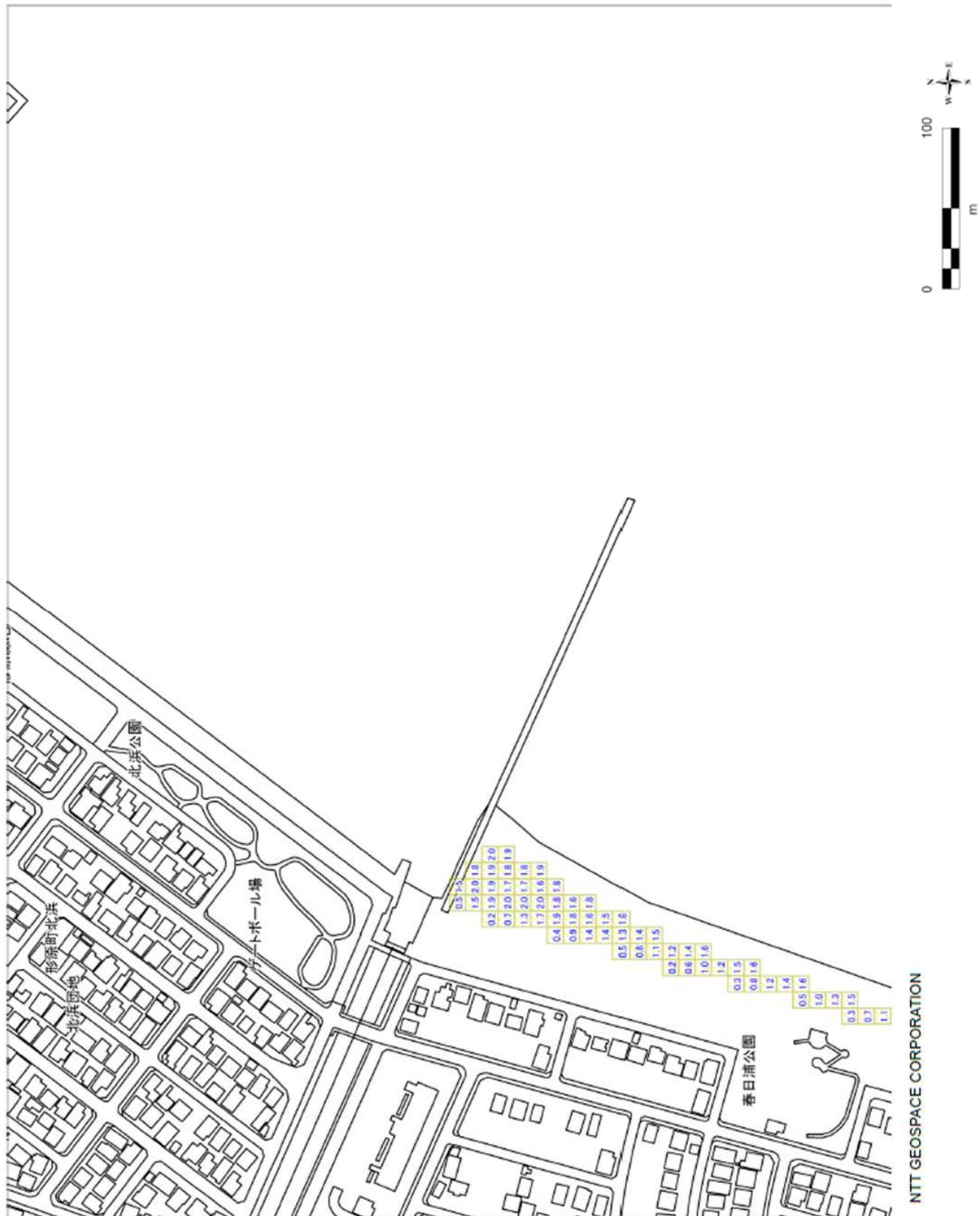
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市036



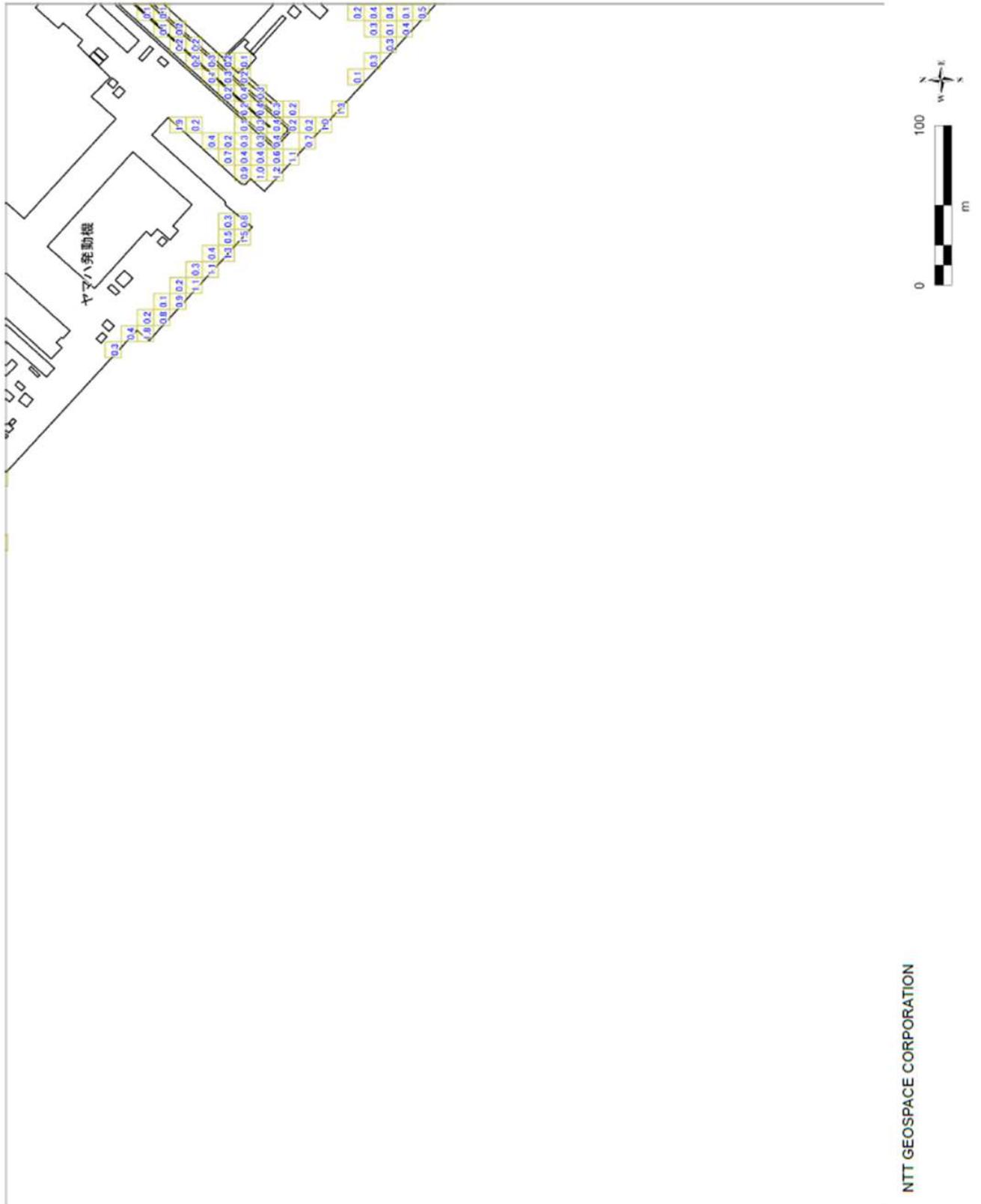
NTT GEOSPACE CORPORATION



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市038

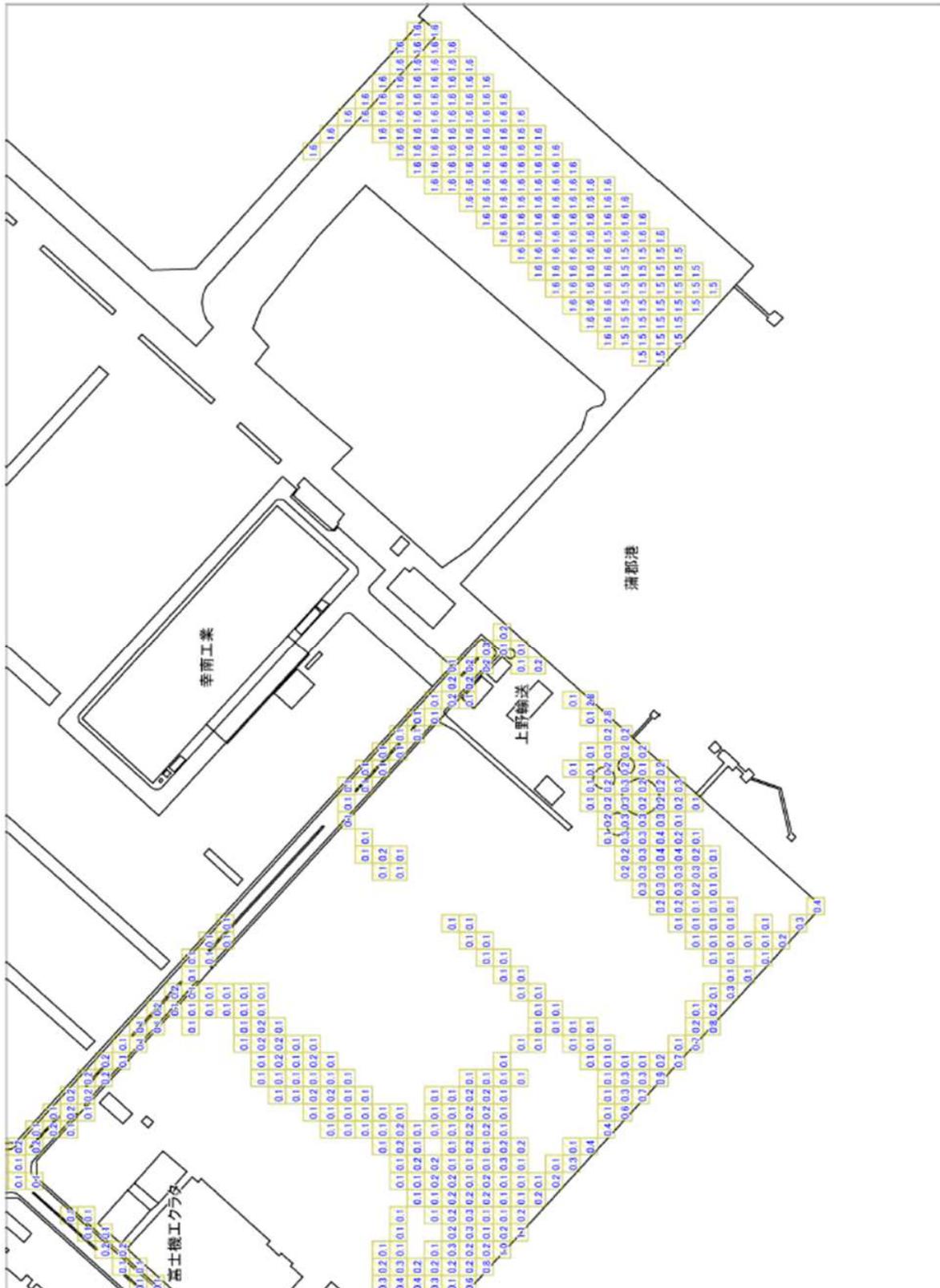


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市039

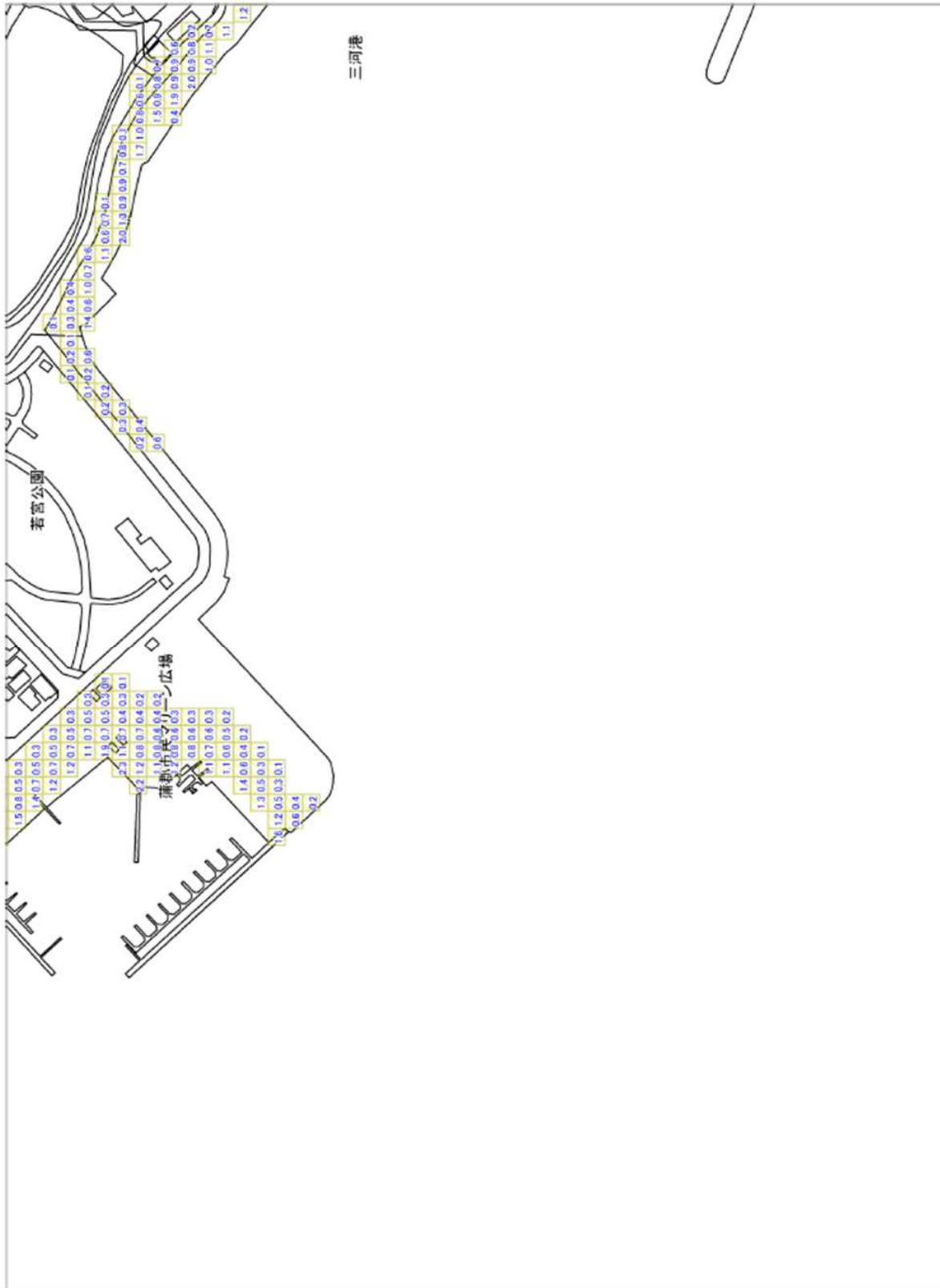


NTT GEOSPACE CORPORATION

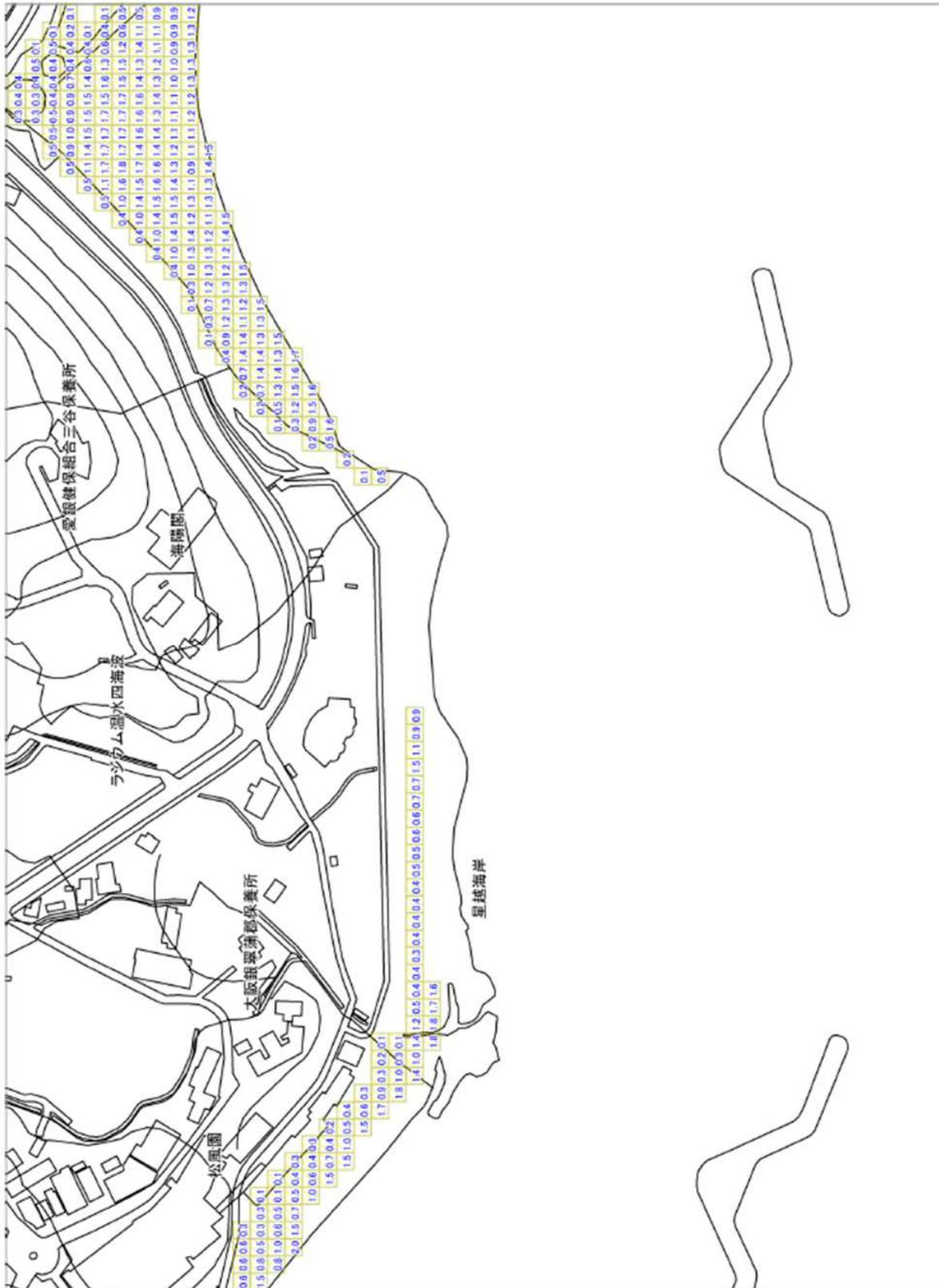
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市040



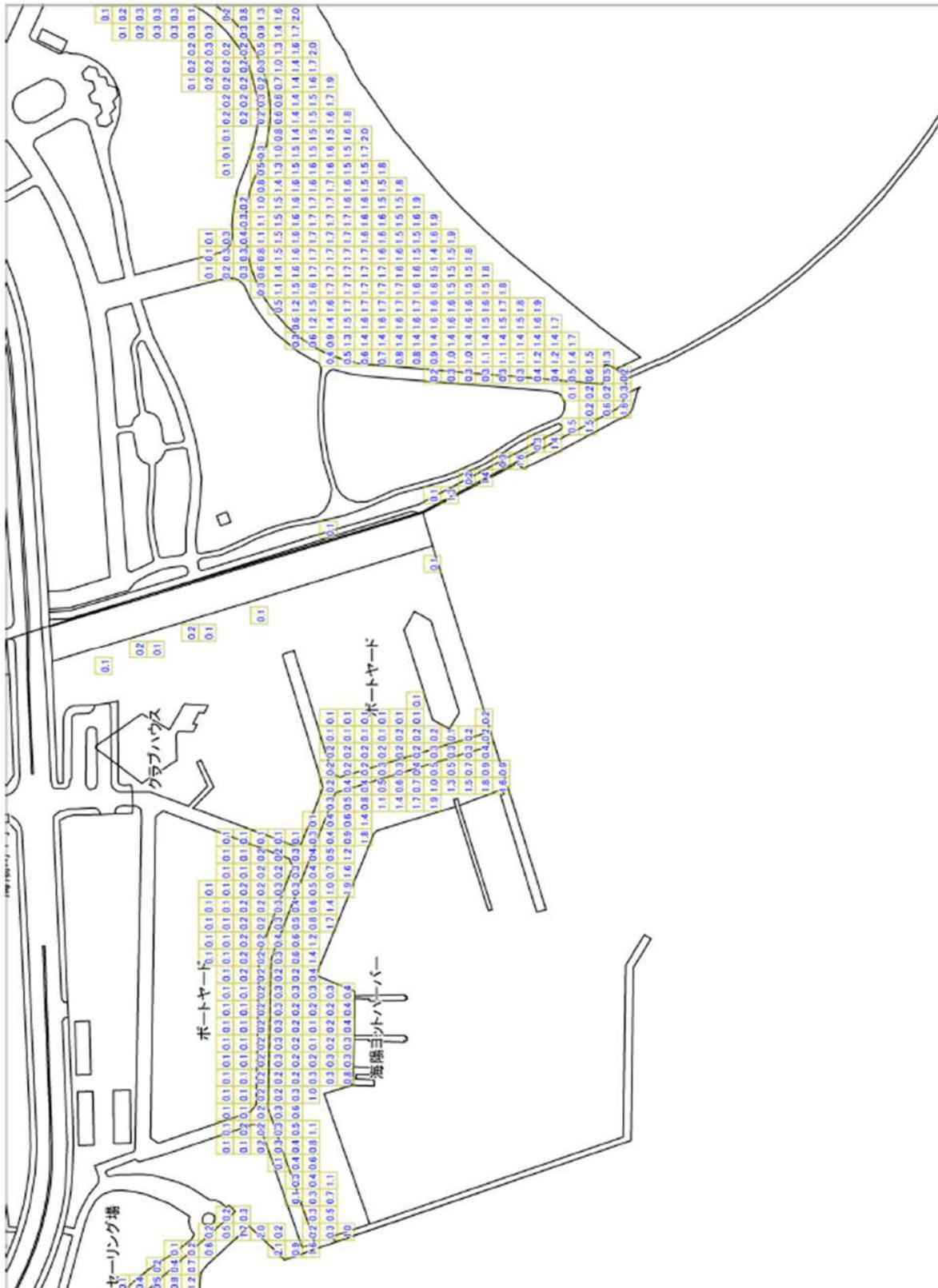
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市041



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市042



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市043

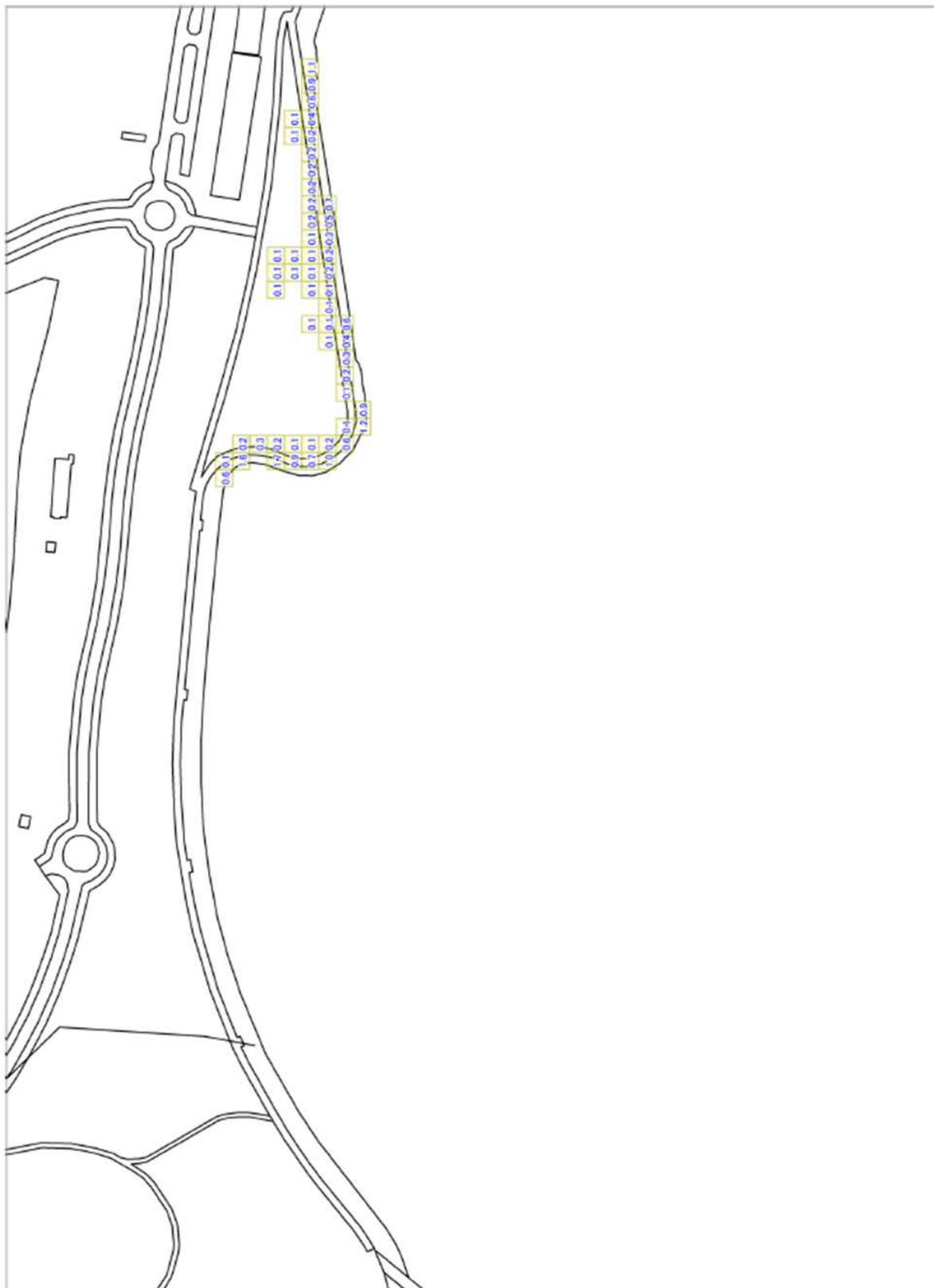


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市044



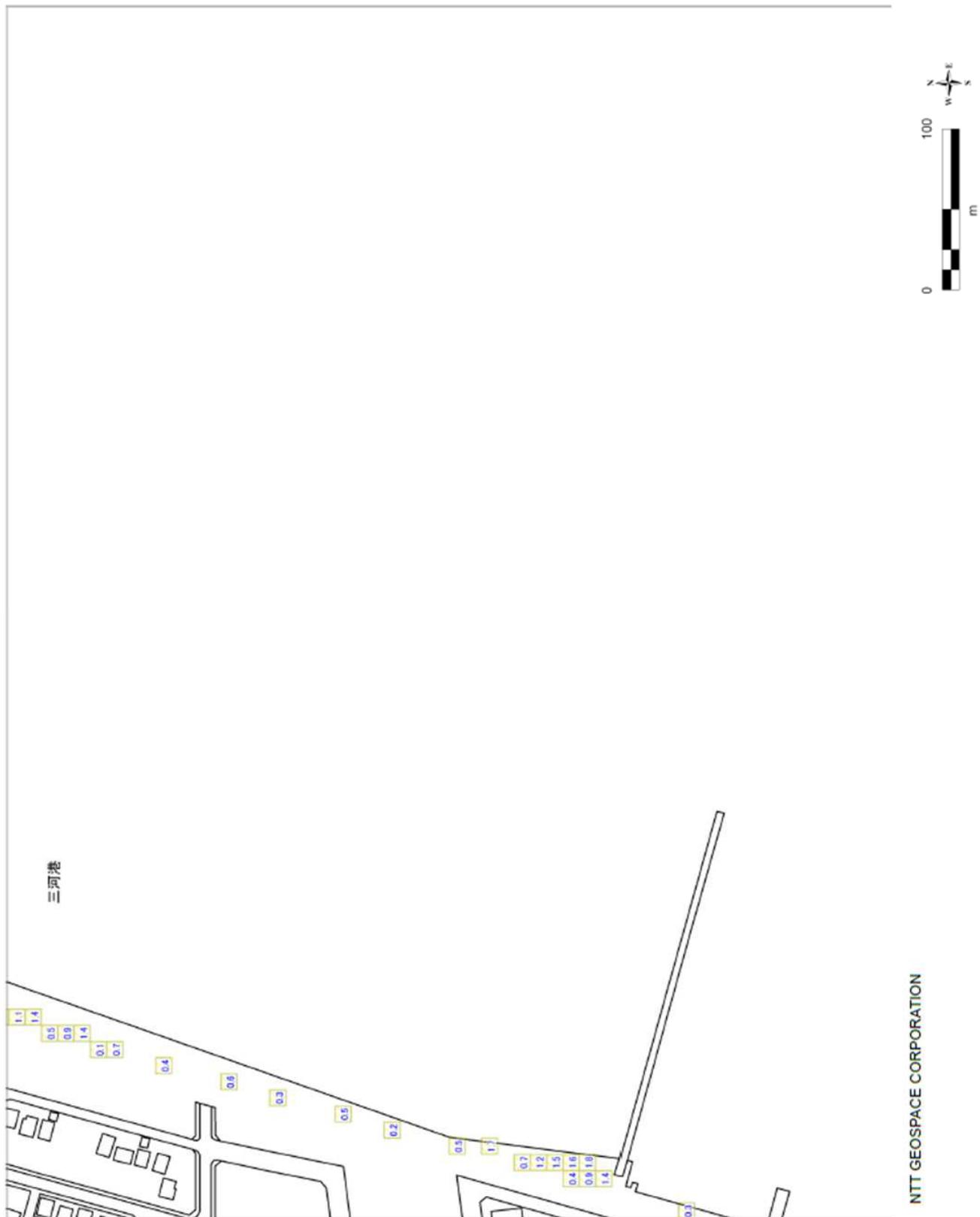
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市045



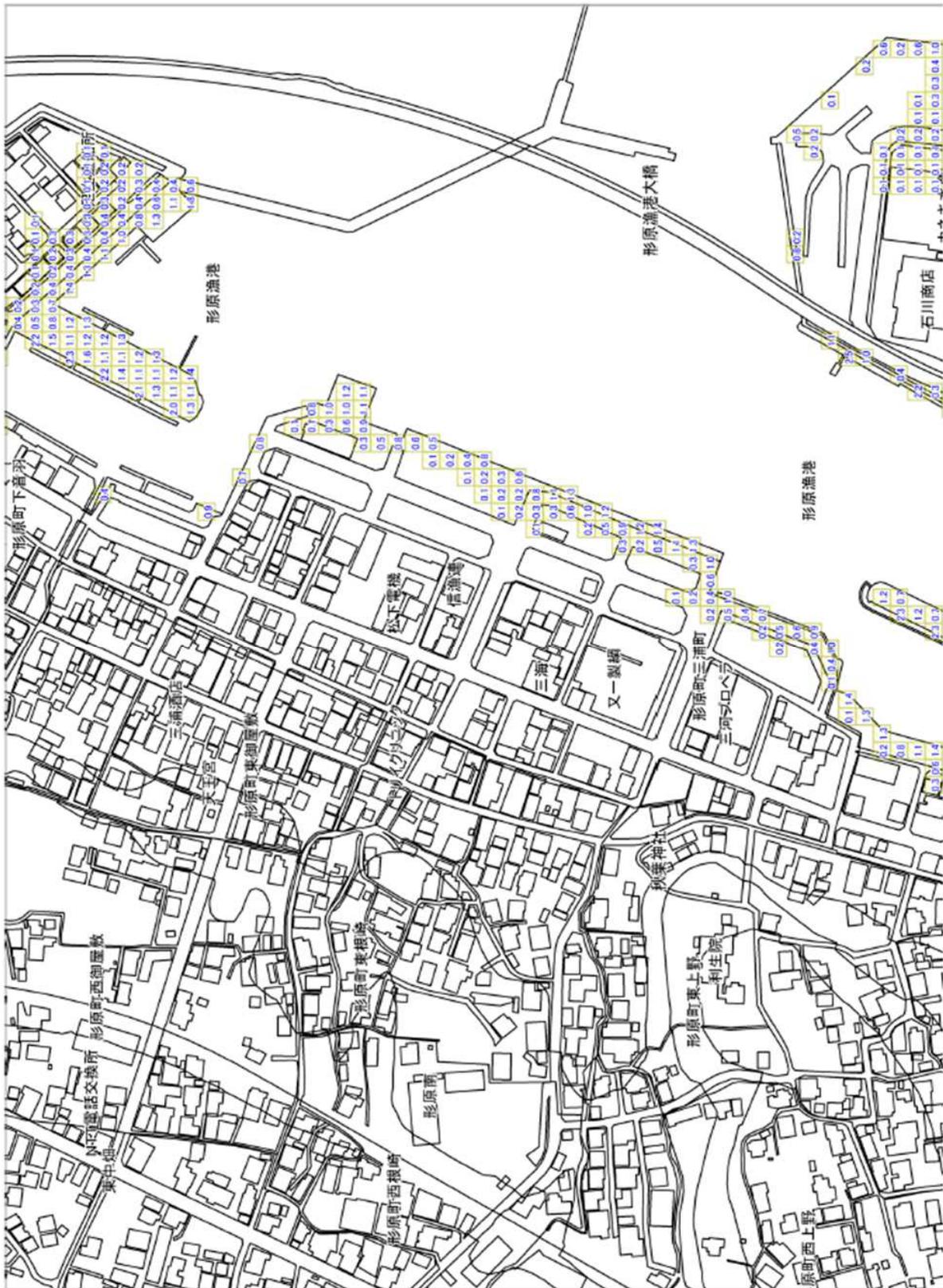
NTT GEOSPACE CORPORATION



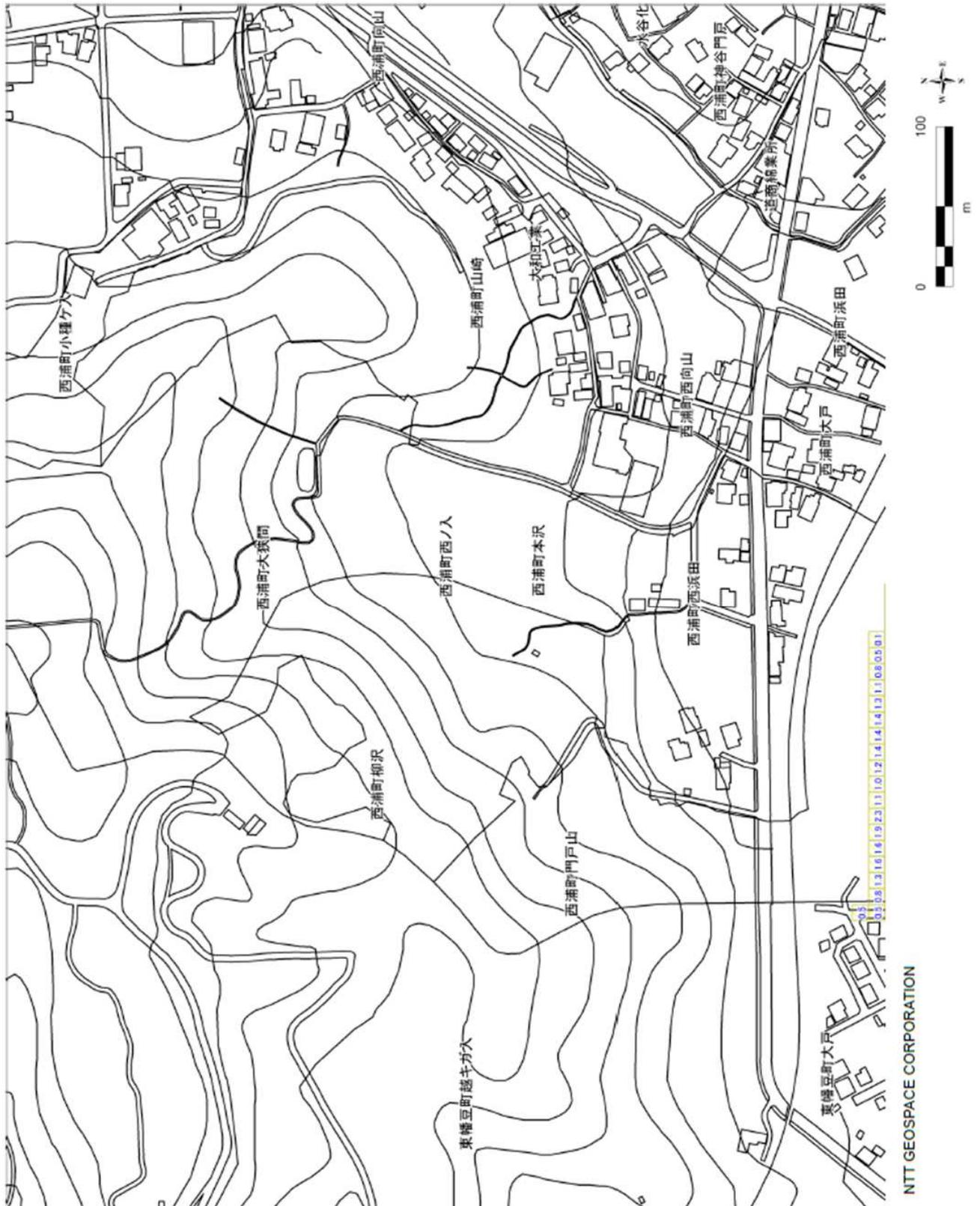
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市047



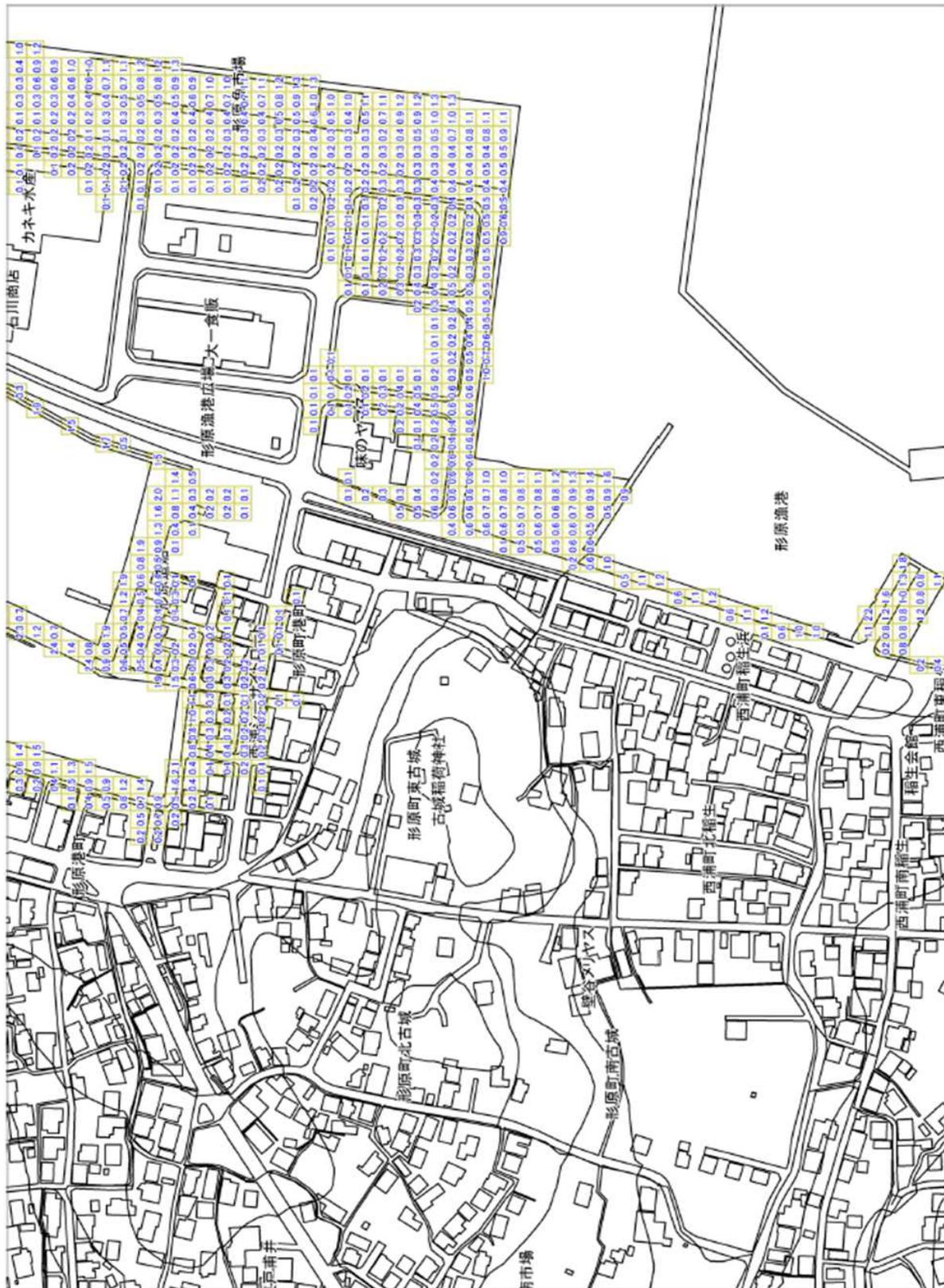
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市048



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市049

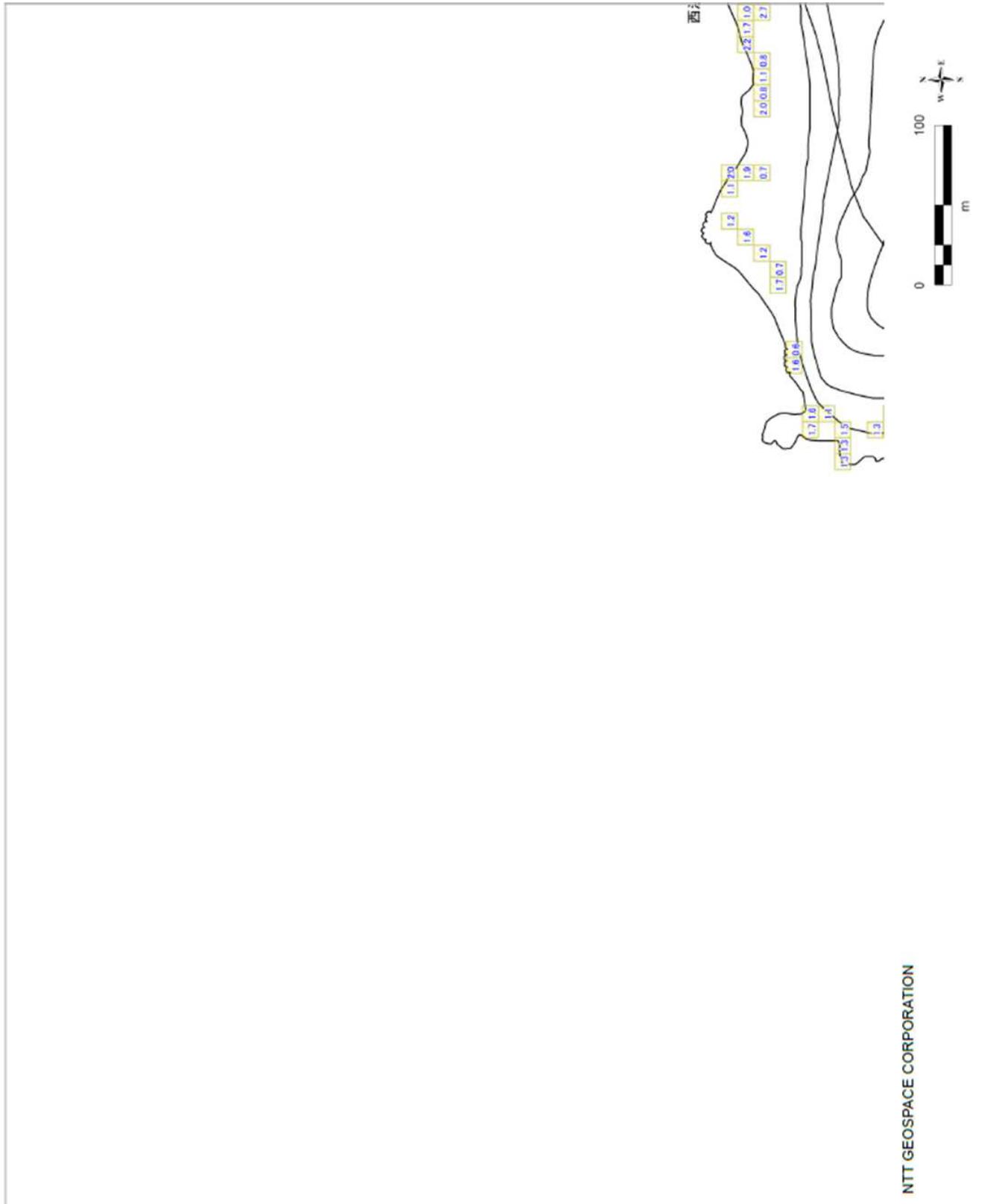


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市050

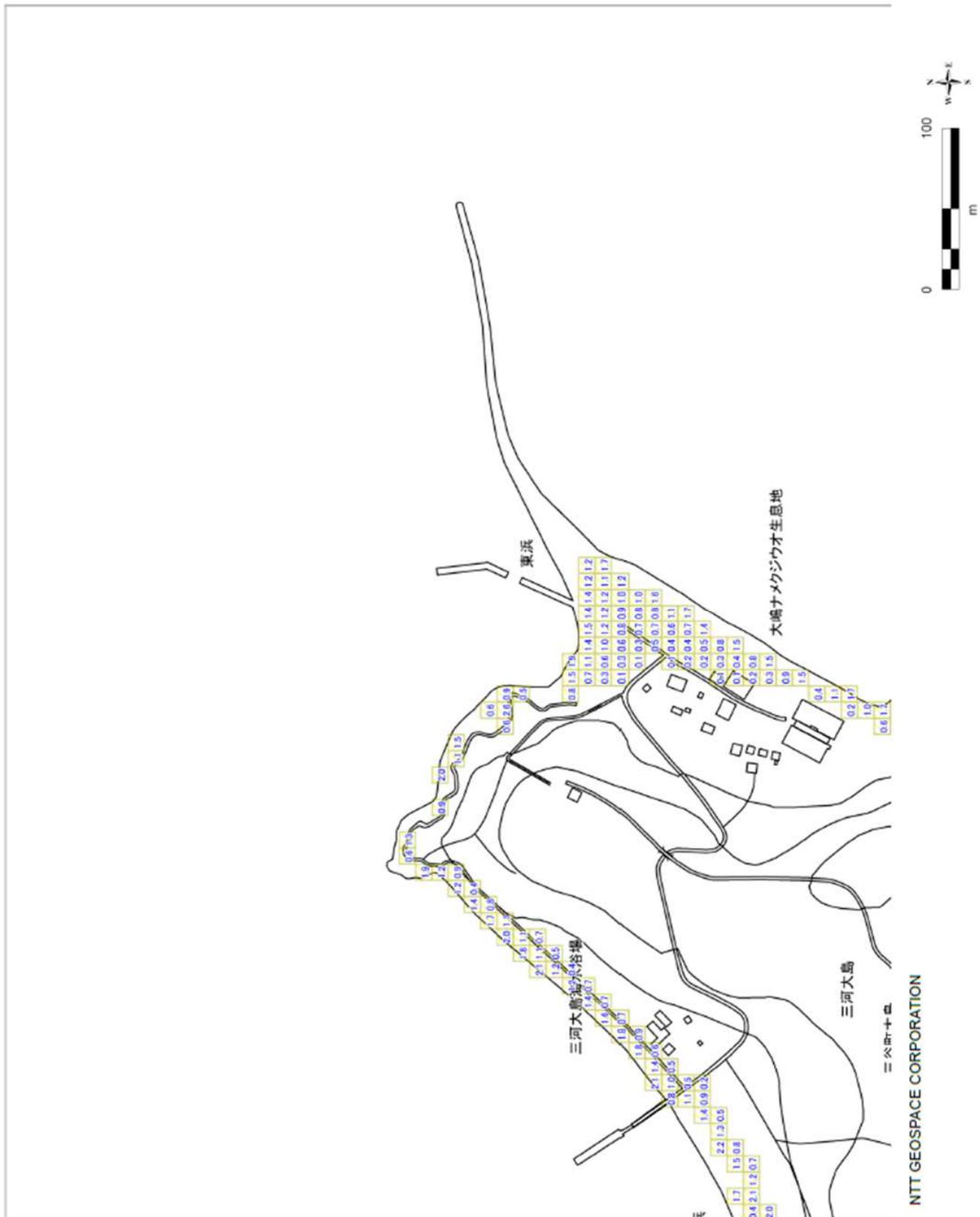


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 051



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市052

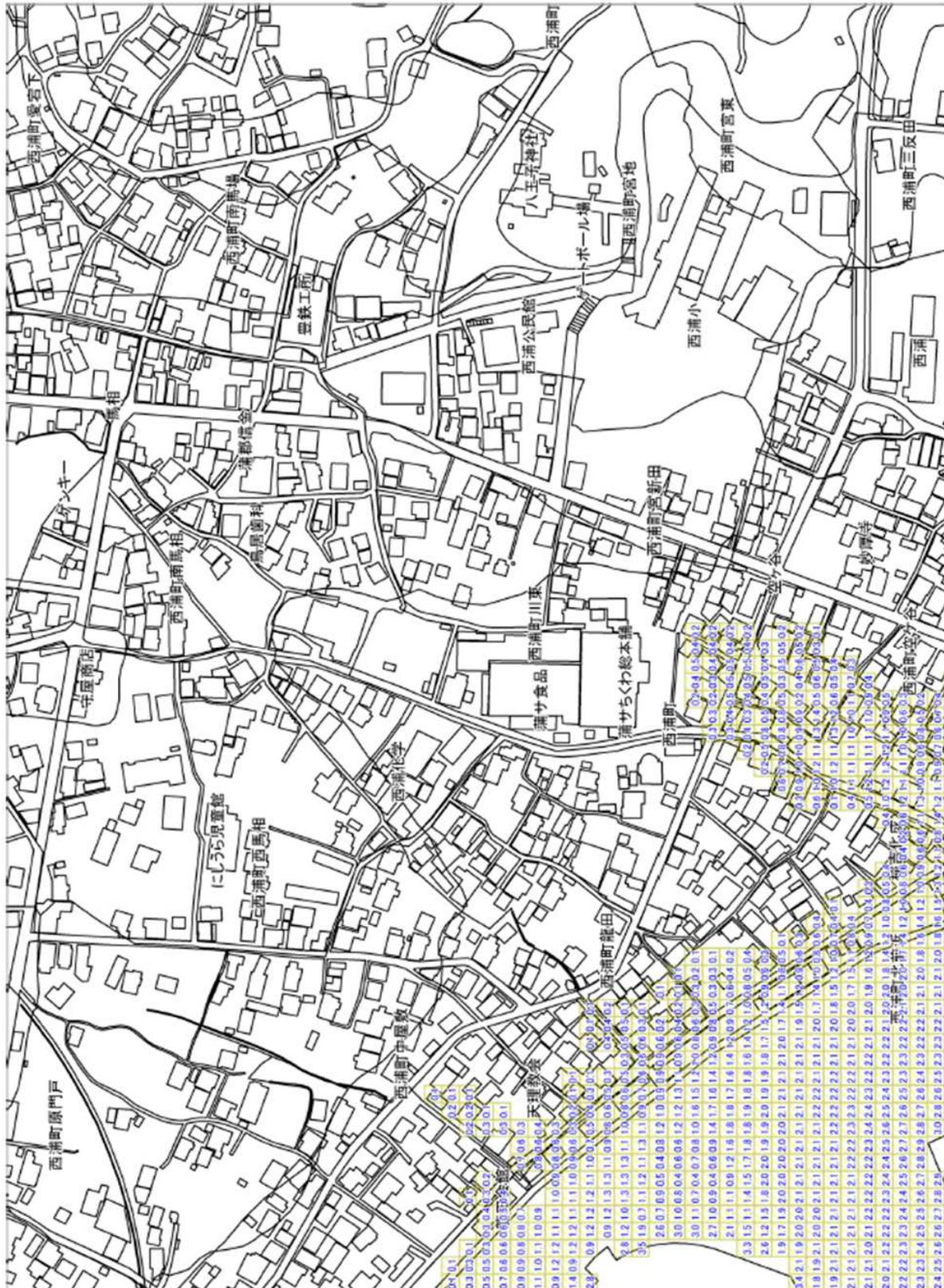


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市053



NTT GEOSPACE CORPORATION

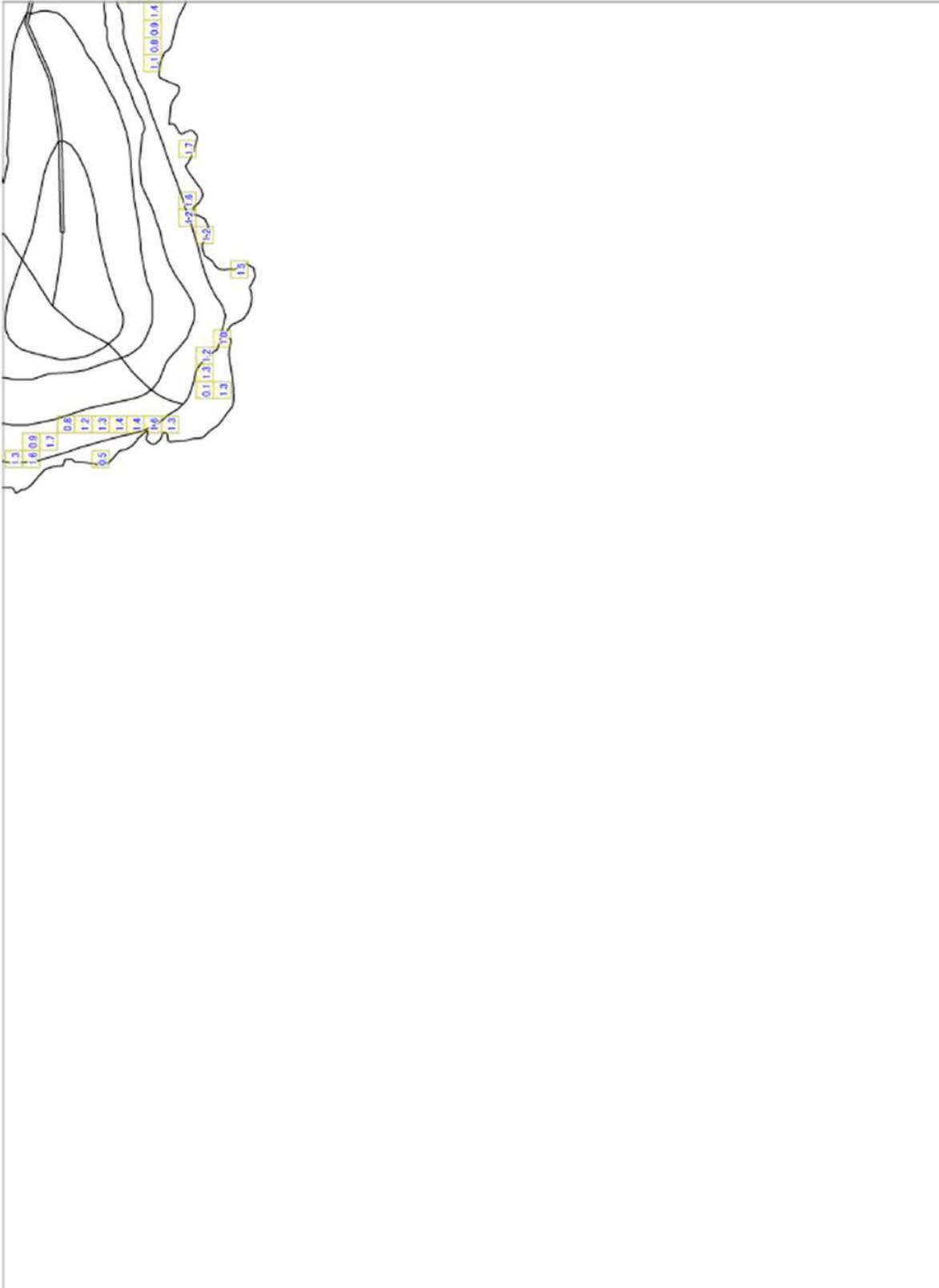
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市054



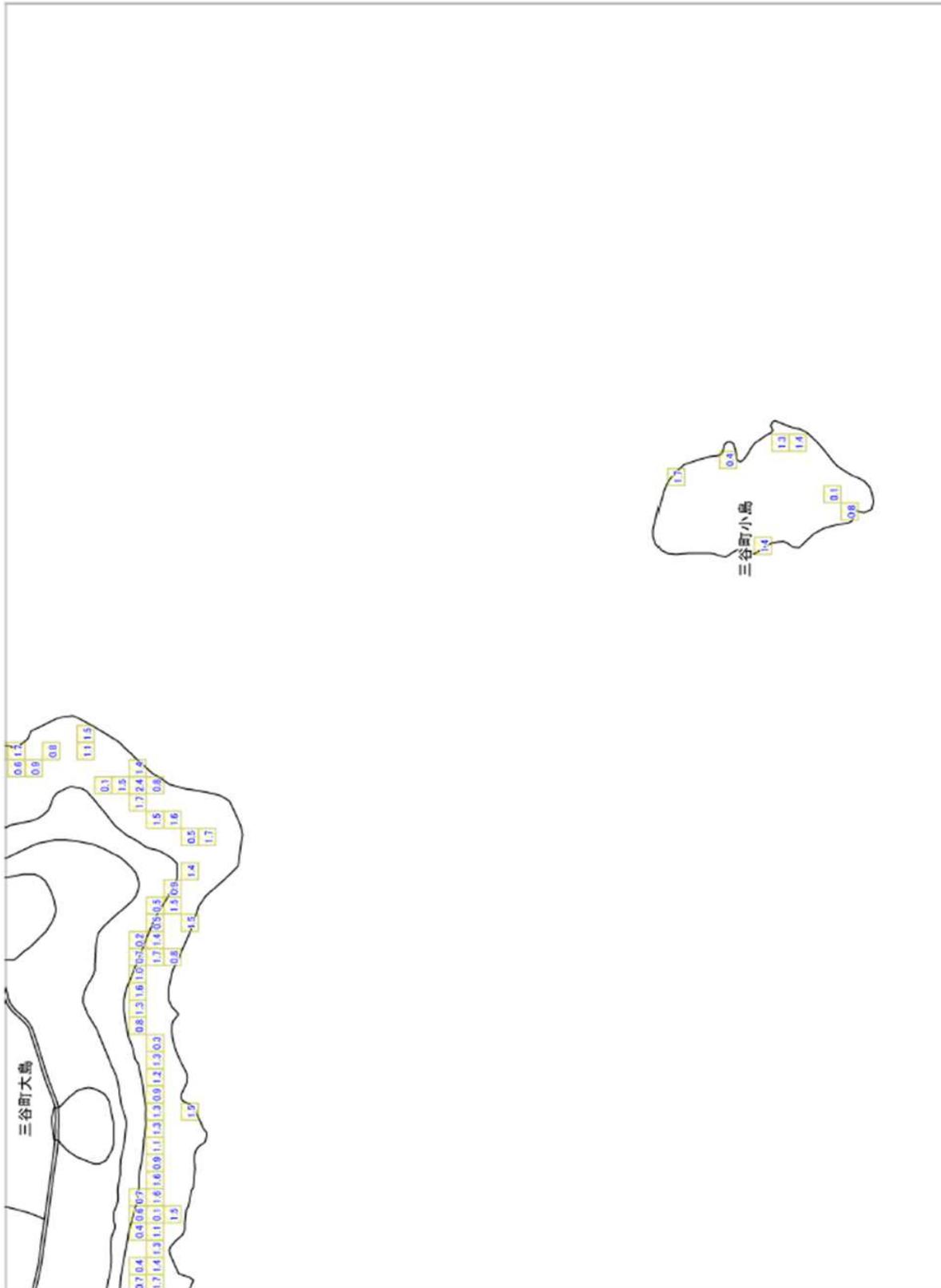
NTT GEOSPACE CORPORATION



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市056

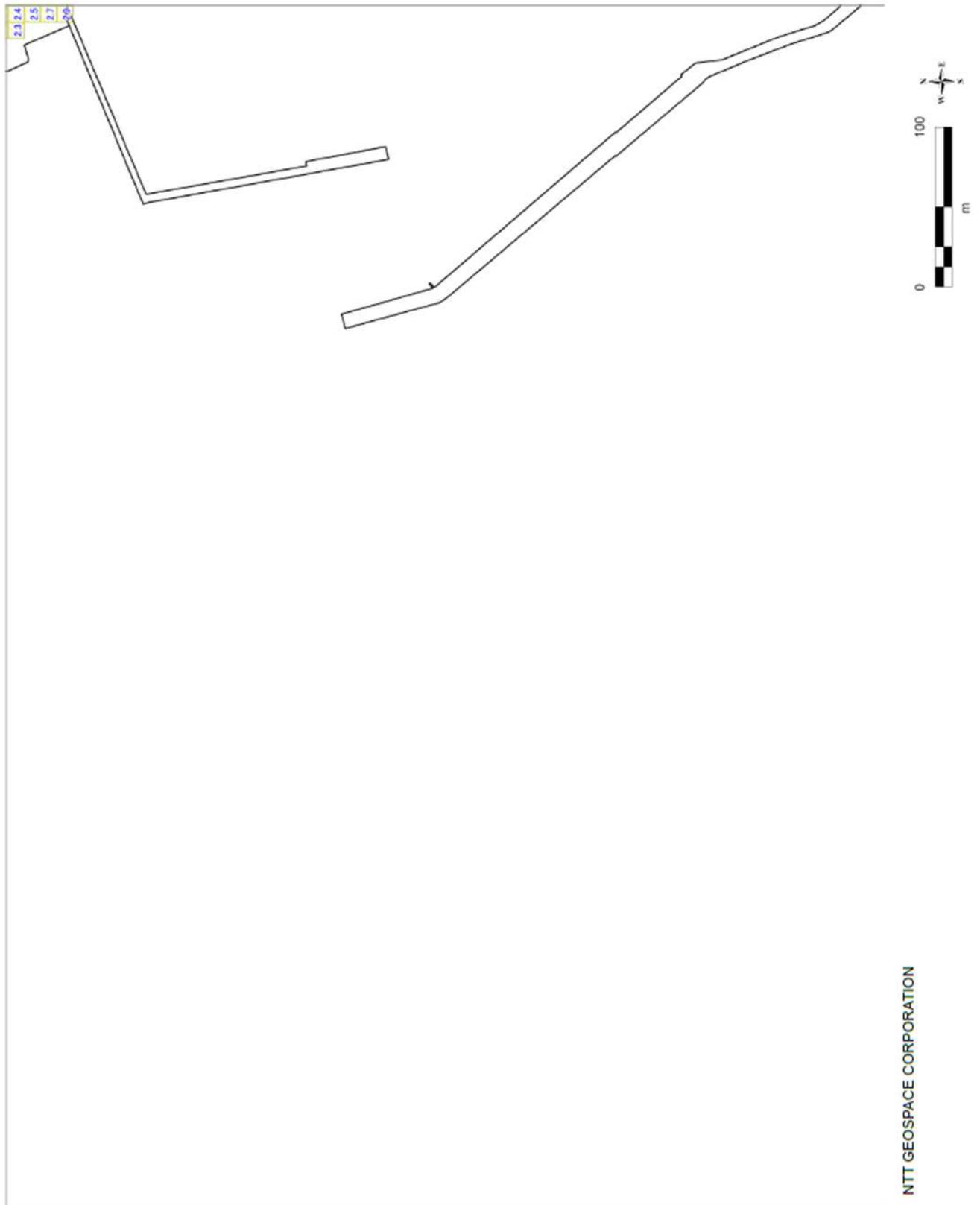


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市057



NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市058



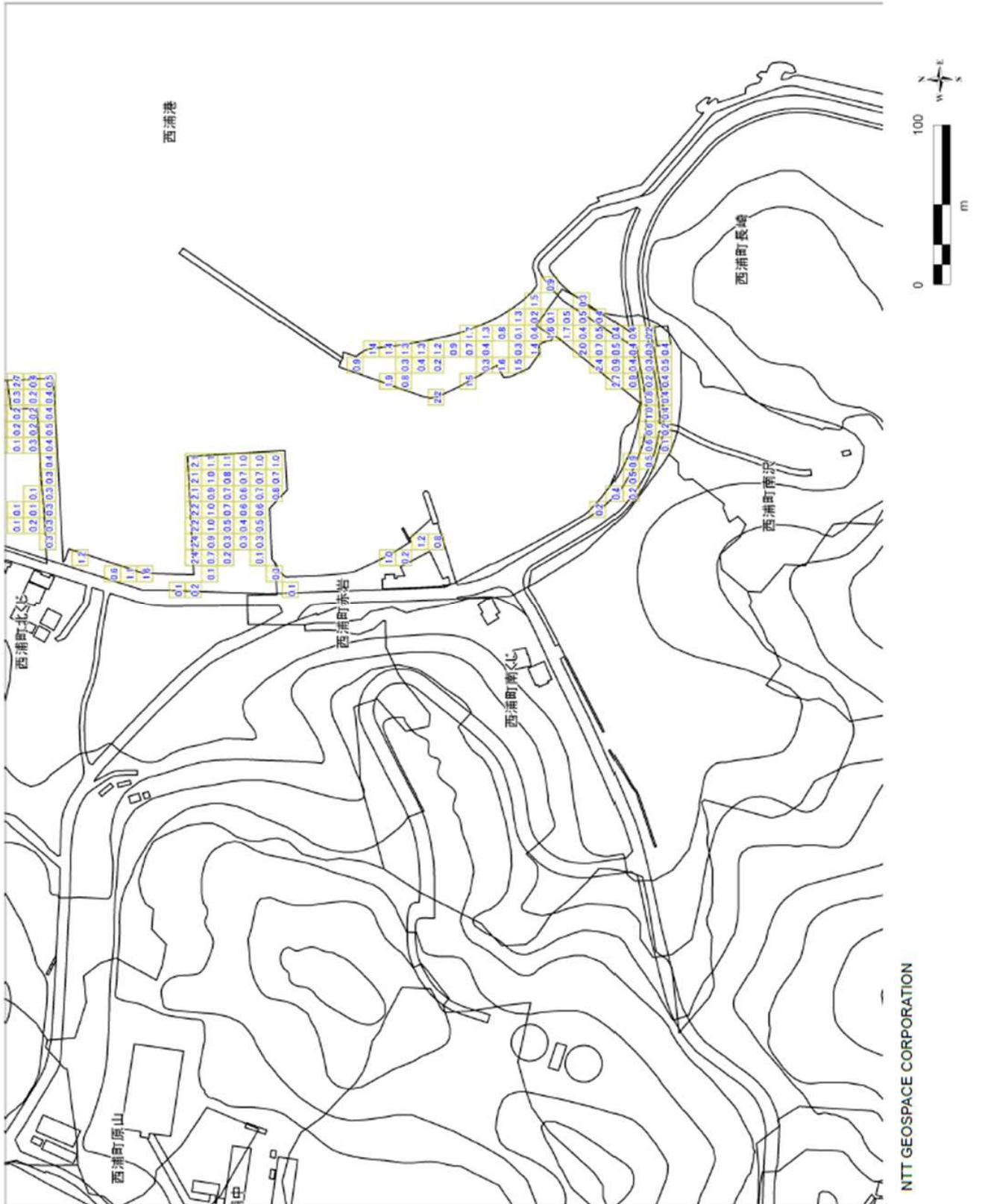
NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市059

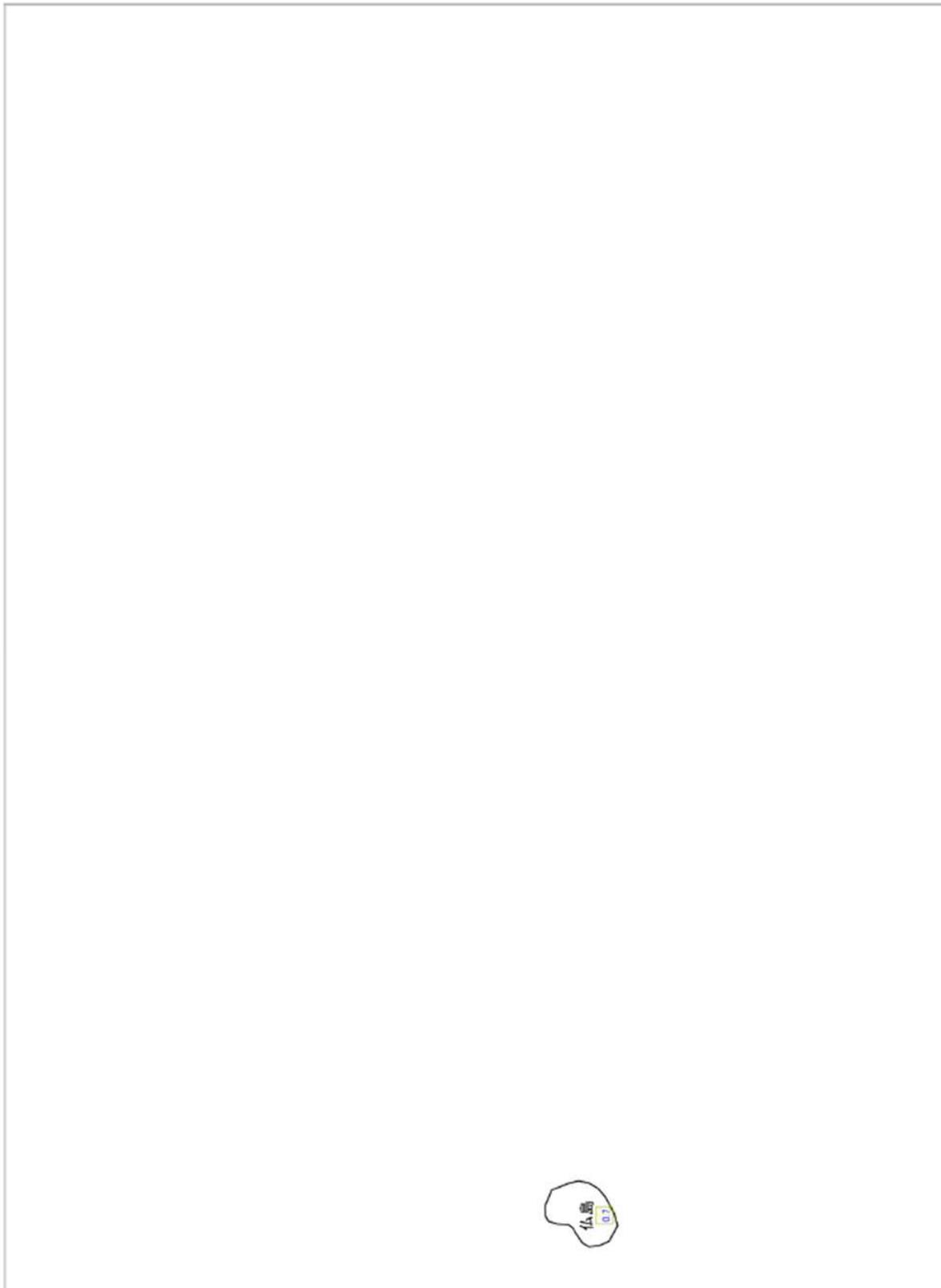


NTT GEOSPACE CORPORATION

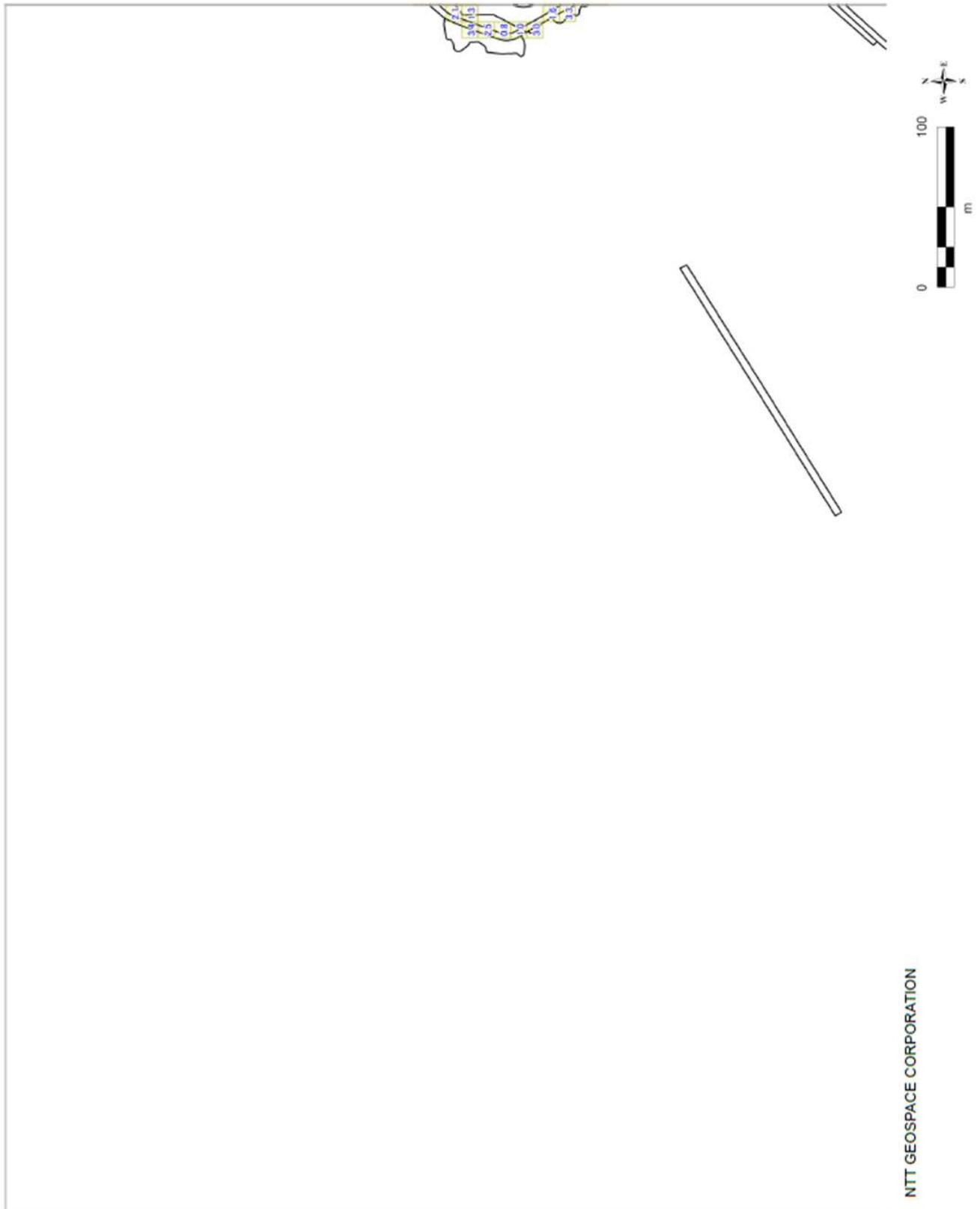
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市060



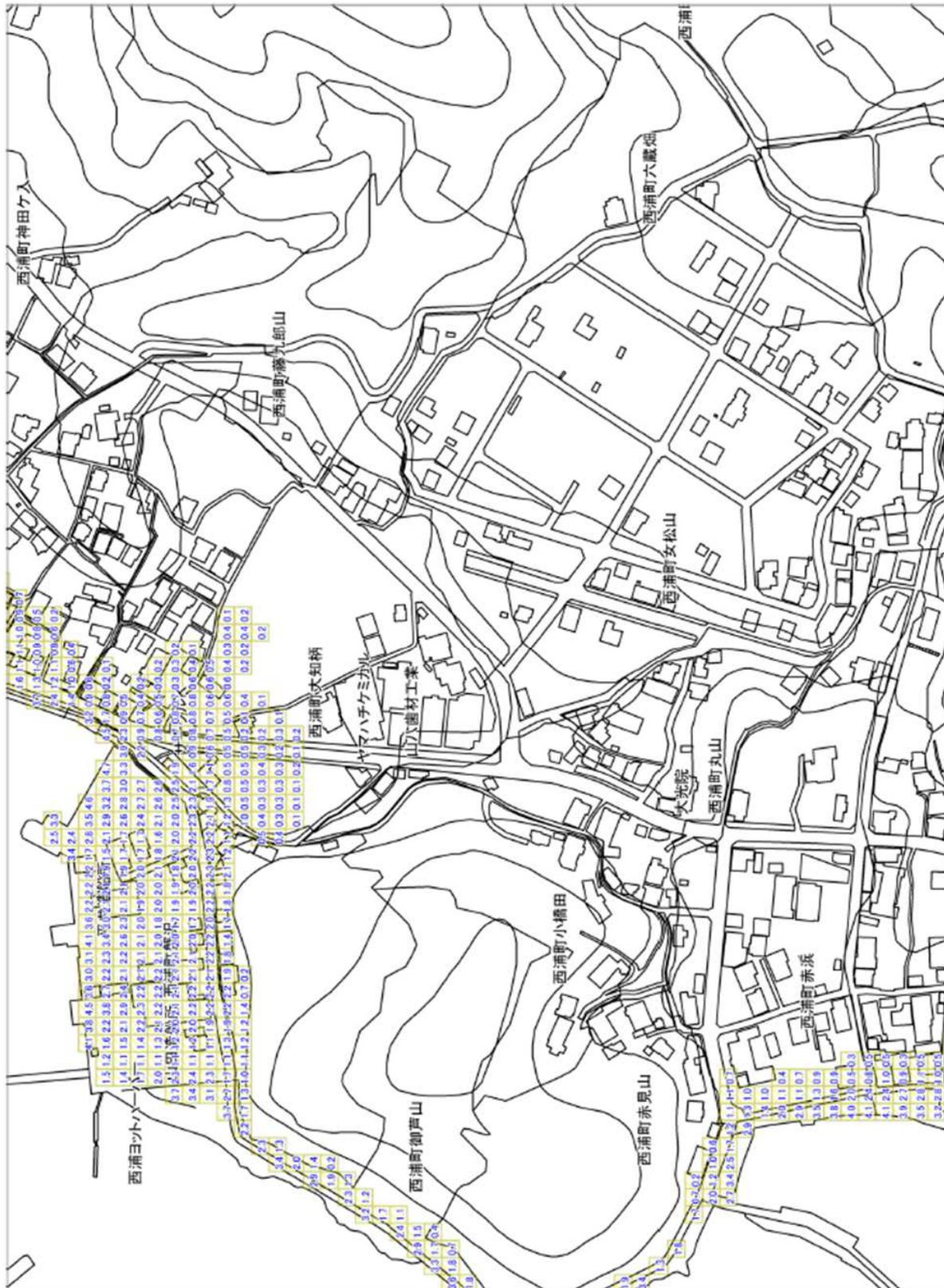
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市061



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市062

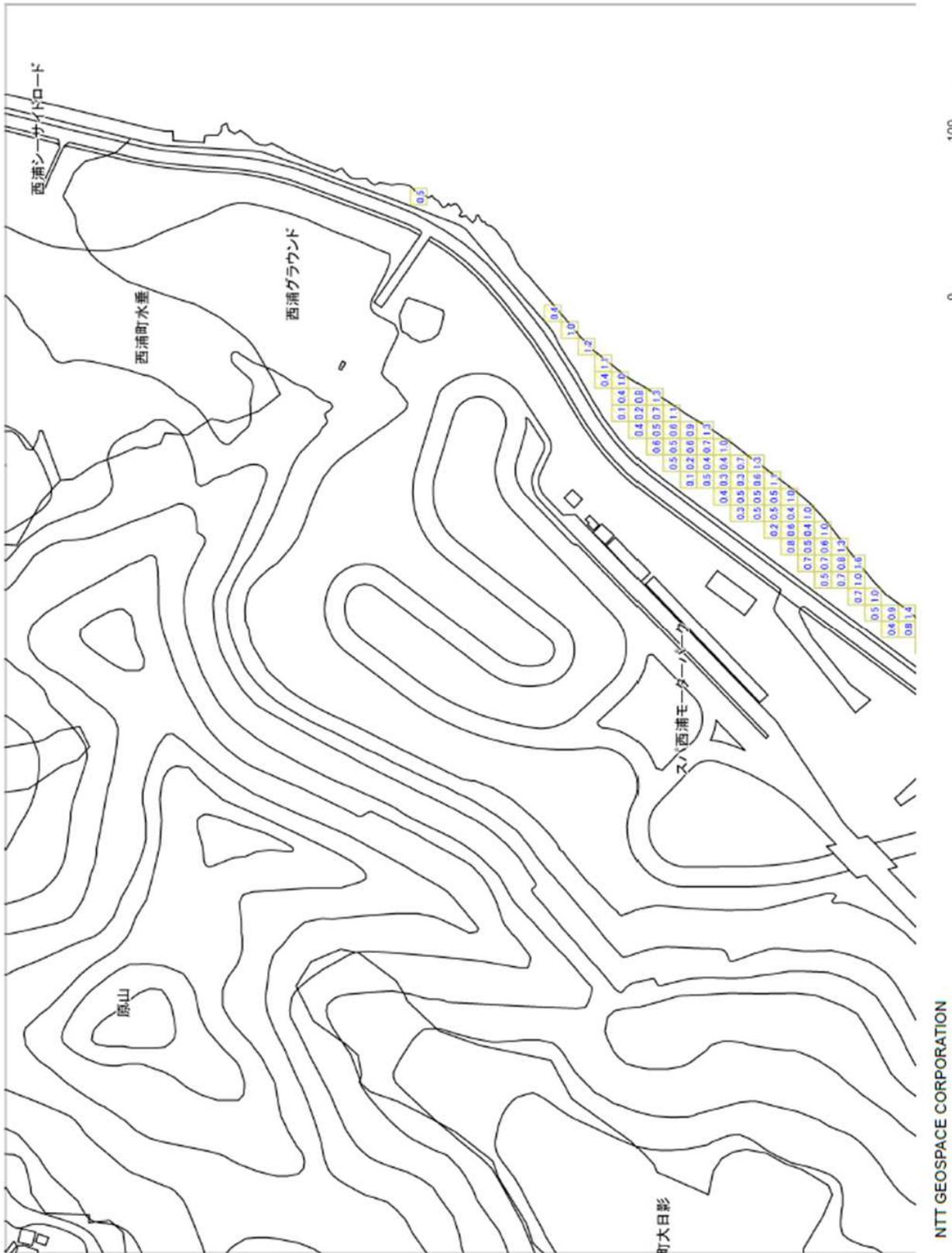


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市063

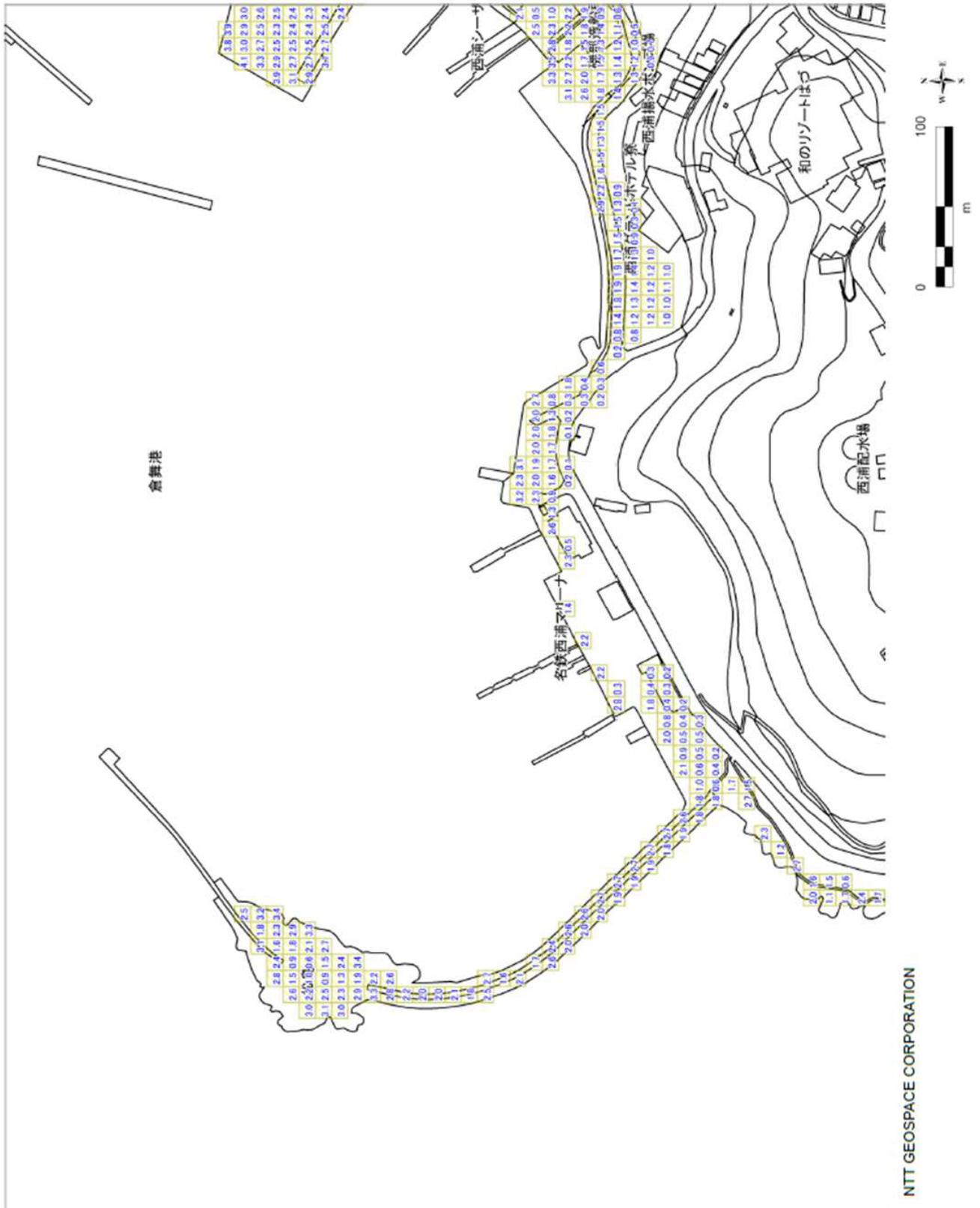


NTT GEOSPACE CORPORATION

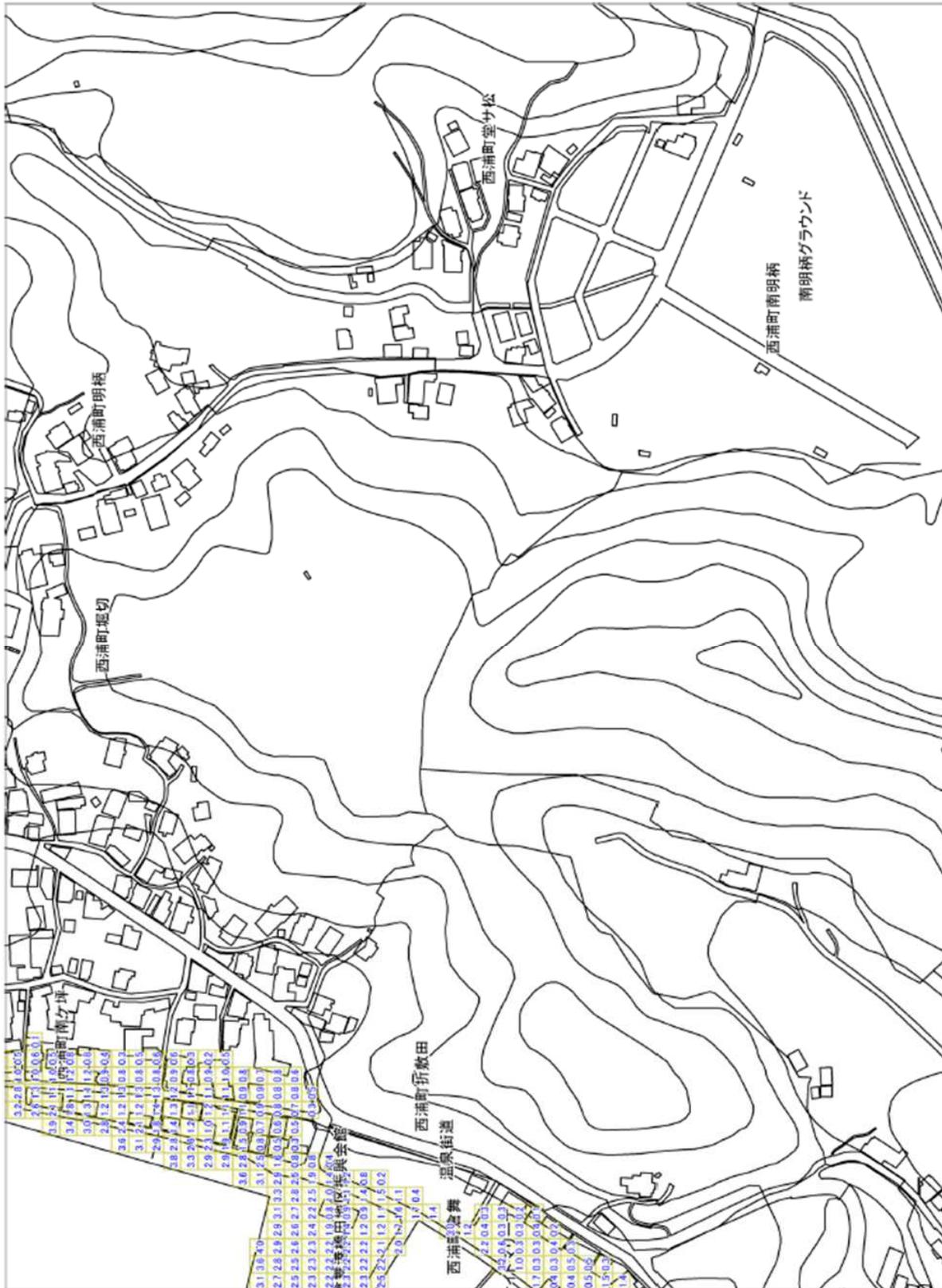
津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市064



津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市065

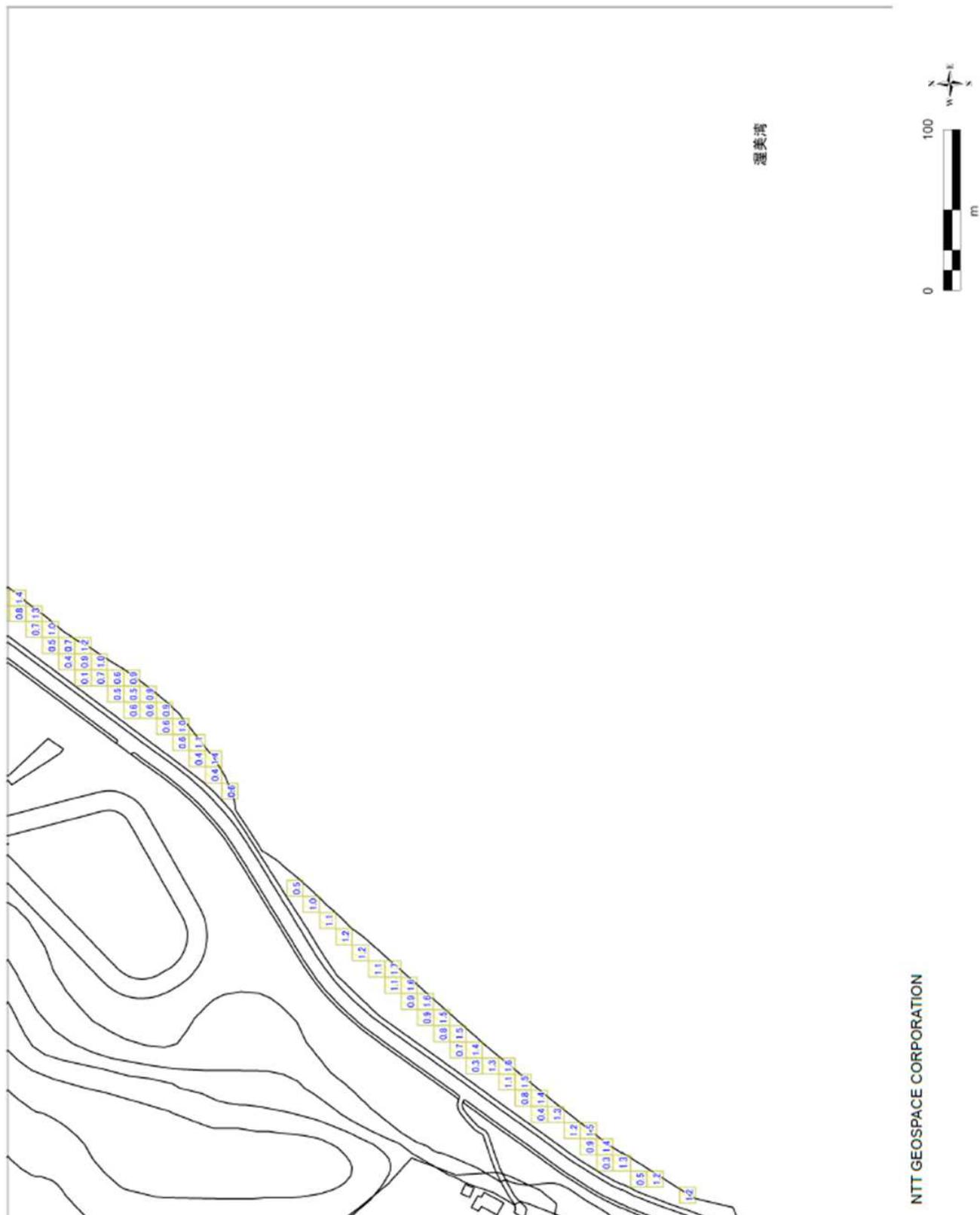


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市066

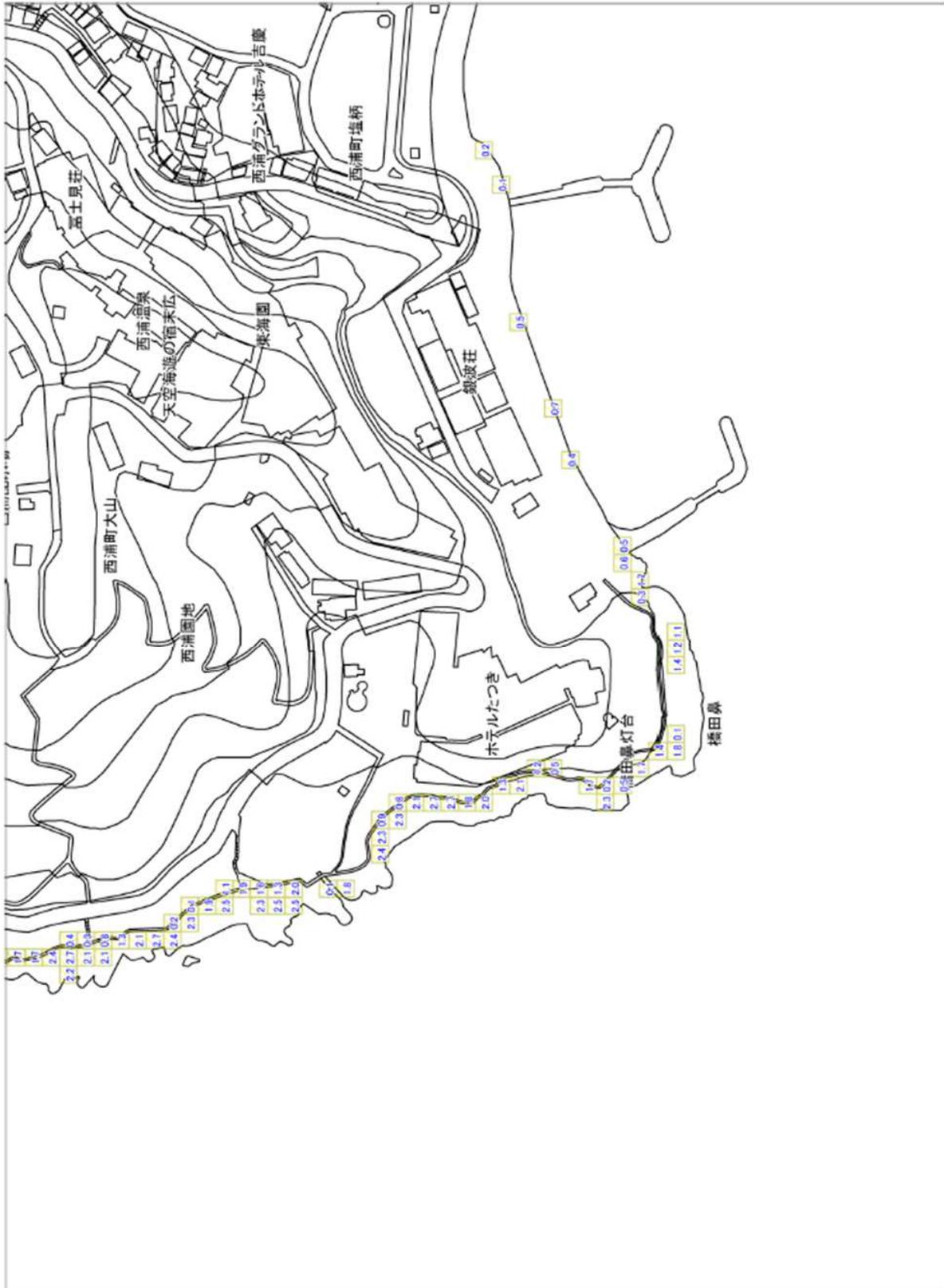


NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市067

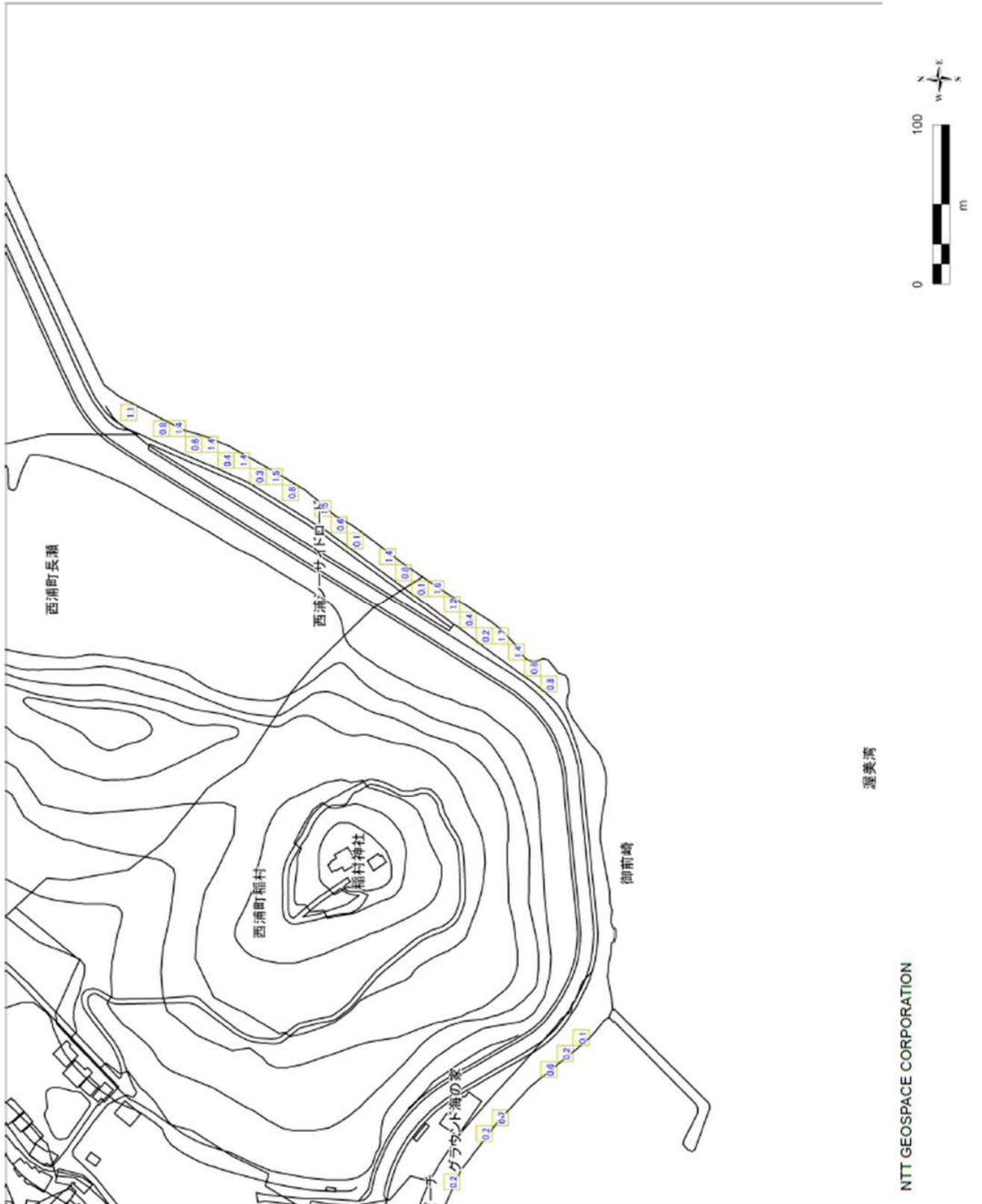


津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市068



NTT GEOSPACE CORPORATION

津波災害警戒区域の基準水位 蒲郡市069



## 4 津波避難ビル等

地域	ビル名等		住所	備考
三谷町	三谷 温泉	松風園	蒲郡市三谷町鳶欠 14-4	別図2
		ホテル明山荘	蒲郡市三谷町鳶欠 14-1	別図2
		ひがきホテル	蒲郡市三谷町南山 1-59	別図2
		平野屋	蒲郡市三谷町南山 1-21	別図2
		ホテル三河海陽閣	蒲郡市三谷町南山 1-69	別図2
		割烹旅館 三長	蒲郡市三谷町鳶欠 13-5	別図2
	蒲郡ホテル		蒲郡市三谷北通二丁目 82	別図2
	エスポワール蒲郡		蒲郡市三谷町須田 10-54	別図2
	エスポワール蒲郡Ⅱ		蒲郡市三谷町須田 10-3	別図2
	サンシティ三谷ガーデン		蒲郡市三谷町須田 10-46	別図2
	シャトレー三谷		蒲郡市三谷町西畑 35-7	別図2
竹島町	蒲郡クラシックホテル		蒲郡市竹島町 15-1	別図3
	ホテル竹島		蒲郡市竹島町 1-6	別図3
港 町	海岸荘		蒲郡市港町 20-11	別図3
竹谷町	蒲郡市モーターボート競走場		蒲郡市竹谷町太田新田 1-1	別図4
浜 町	蒲郡市下水道浄化センター		蒲郡市浜町 42	別図4
形原町	太陽の家		蒲郡市形原町北浜 28-1	別図5
	県営春日浦住宅 1 棟		蒲郡市形原町春日浦 5-2	別図5
	県営春日浦住宅 2 棟		蒲郡市形原町春日浦 5-2	別図5
	形原 温泉	鈴岡	蒲郡市金平町遊名田 3-14	別図5
		山田館	蒲郡市金平町開戸 6	別図5
西浦町	西浦 温泉	旬景浪漫 銀波荘	蒲郡市西浦町大山 25	別図6
		葵(姫宿 花かざし)	蒲郡市西浦町大山 17-1	別図6
		西浦グランドホテル吉慶	蒲郡市西浦町塩柄 3	別図6
		天空海遊の宿 末広	蒲郡市西浦町大山 17	別図6
		ホテルたつき	蒲郡市西浦町大山 25	別図6
		ホテル東海園	蒲郡市西浦町大山 17-1	別図6
		和のリゾートはづ	蒲郡市西浦町大山 17	別図6
幸田町	天の丸		幸田町大字荻字遠峰 10	別図外

## 第3章 津波避難対策

### 第1節 初動体制

津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は「蒲郡市地域防災計画」、「蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱」による。

### 第2節 津波情報の収集、伝達

- 1 津波予報及び津波情報の受信手段、受信経路は「蒲郡市地域防災計画」による。
- 2 津波注意報や警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、高台等から海面状況を監視する。
- 3 被害情報の収集については、初期活動も含み「蒲郡市地域防災計画」、「蒲郡市災害対策本部分担業務マニュアル」によるが、各職員が登庁途上においても収集するものとする。
- 4 住民等への伝達方法については、防災行政無線等を利用するとともに、広報車による広報やサイレン等も利用する。

また、海上地域の漁業組合や事業所の放送設備を利用する。

なお、自主防災組織単位でも会長等による周知を徹底する。

広報車等による広報、避難誘導に関しては、予想される津波到達時間を考慮し、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを踏まえ行う。

### 第3節 避難の判断基準等

- 1 避難情報の発令を判断する情報

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

種類	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	巨大地震の場合
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m以下	10m	
	3m～5m以下	5m	
津波警報	1m～3m以下	3m	高い
津波注意報	0.2m以上～1m以下	1m	(表記なし)

※マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波注意報が発表され、予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という言葉で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

- 2 避難の判断基準

避難の判断基準については、下記の区分のとおりとする。

区分	判断基準
高齢者等避難	遠地震により伊勢・三河湾に津波警報等が発表される可能性がある場合には、避難者の受入れ体制を整えたうえで、海岸堤防より海側の地域（堤外地）に高齢者等避難を発令する。
避難指示	(1) ～ (2) のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 (1) 伊勢・三河湾に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合 (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況にお

	いて、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
--	---

※「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表され、数時間のうちに津波警報又は大津波警報が予測される場合には、「避難指示」を発令する。

※情報の入手先 防災情報提供システム：気象庁

気象予警報：名古屋地方気象台

愛知県津波水防警報：愛知県河川課

なお、洪水等、土砂災害、高潮災害と同様に避難指示の判断においては、上記の情報入手先に助言を求める。

※緊急時ホットラインの運用基準

愛知県東三河建設事務所長は、海岸の潮位が計画高潮位に達した時は、市長（代理：危機管理監）へ電話で直接情報を提供する。

潮位観測所名	計画高潮位（T. P. m）
形原	3.47m

### 3 避難対象地域

#### (1) 津波注意報

避難区域：海岸堤防より海側の地域（堤外地）

#### (2) 津波警報及び大津波警報

対象区域	字名
大塚町	鎌倉、岸脇、柴垣、大門、星越、丸山、南向山、山ノ沢
海陽町	全域
三谷町	壺舗～三舗、五舗～十舗、魚町通、大島、小島、水神町通、田尻、鳶欠、東五丁目、東前、船町通、仏島、松前、港町通、弥生三丁目、若宮
丸山町	3～5番街区
竹島町	1～2番街区、15番街区、17～33番街区
松原町	936～944番地、948番地
港町	12～23番街区
栄町	3番街区、10～11番街区、14～16番街区、1243番地
竹谷町	犬飼港、太田新田、油井浜
浜町	全域
拾石町	浅岡、塩浜、東浜、本郷、前田、前浜、見取、向イ
鹿島町	浅井新田、長田、中郷、西郷、横砂
金平町	長田
形原町	編笠、市場、春日浦、北辻、北淀尻、下市場、下音羽、天神裏、三浦町、港町、南新田
西浦町	赤岩、赤浜、赤見山、池田、稲村、稲生浜、大知柄、大塚、大戸、大山、蟹沢、川東、北圃、北知柄、北前浜、倉舞、五郎蔵屋敷、塩柄、下地、空ヶ谷、中屋敷、長瀬、西浜田、浜田、原山、東蛸蛎、東稲生、前浜、南ヶ坪、南圃、南知柄、御芦山、龍田

「津波災害警戒区域」（令和元年7月30日愛知県告示第417号）

#### 4 発令内容

ただちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に避難するよう指示する。

#### 5 避難情報の解除の考え方

大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

津波による浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

### 第4節 津波対策の教育・啓発

- 1 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地域住民はもとより児童、生徒への啓発及び体験学習等を実施する。
- 2 地域ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地域住民等の参画を得て、タウンウォッチング等により避難場所や危険箇所等の確認を行う。
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発やワークショップの運営が担当できるリーダーの養成に努める。

### 第5節 避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努める。

### 第6節 その他の留意点

津波避難対象地域内における避難行動要支援者等の現状把握に努めるとともに、地域住民等と共同して避難行動の援助や自動車等の使用について検討を行う。

観光協会等の関係団体と共同して、観光客や釣客等地理に不案内な外来者等への避難対策について、チラシ等による啓発や訓練を実施する。



# 蒲 郡 市 水 防 計 画



# 蒲郡市水防計画

<b>第1章 総則</b> . . . . .	<b>151</b>
第1節 目的	
第2節 用語の定義	
第3節 水防の責任	
第4節 津波における留意事項	
第5節 安全配慮	
<b>第2章 水防組織</b> . . . . .	<b>155</b>
第1節 市の水防組織と事務分掌	
<b>第3章 水防施設</b> . . . . .	<b>158</b>
第1節 水防倉庫及び資器材	
<b>第4章 非常配備体制</b> . . . . .	<b>159</b>
第1節 水防本部員の非常配備体制	
第2節 消防団（水防隊）の非常配備	
<b>第5章 重要水防箇所</b> . . . . .	<b>160</b>
第1節 重要水防箇所	
第2節 重要工作物	
<b>第6章 水防に関連する予報・警報</b> . . . . .	<b>162</b>
第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	
<b>第7章 水防警報</b> . . . . .	<b>172</b>
第1節 水防警報の意義	
第2節 水防警報の行われる河川及び海岸	
第3節 水防警報を発する基準	
第4節 水防警報の各段階と内容	
第5節 水防警報発表者及び受報者	
第6節 水防標識と水防信号	
<b>第8章 水防活動</b> . . . . .	<b>174</b>
第1節 予報及び警報とその措置	
第2節 気象等の観測及び通報	
第3節 通信連絡	
第4節 消防団（水防隊）の出動及び解除	
第5節 消防団（水防隊）の水防活動における措置	
第6節 消防団（水防隊）の監視及び警戒	
第7節 水こう門等の操作	
第8節 避難のための立退き	
第9節 非常輸送	
第10節 決壊等の通報及び処置	
第11節 水防解除	
<b>第9章 他の水防管理団体との協力応援</b> . . . . .	<b>186</b>
第1節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）	
第2節 隣接水防管理団体の応援	
第3節 その他の応援	

第4節 河川管理者の協力事項

第5節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）

**第10章 水防訓練等** . . . . . **188**

第1節 水防訓練等

第2節 費用負担と公用負担

第3節 水防報告と水防記録

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視・予防、警戒、通信連絡、輸送及び水こう門等の操作、水防のための消防署、消防団（水防隊）、その他関係各機関の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な資器材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、蒲郡市地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

### 第2節 用語の定義

#### 1 蒲郡市水防本部

蒲郡市内における水防を統轄するために設置し、本部事務局を消防本部内に置く。

#### 2 蒲郡市災害対策本部

災害対策基本法に基づいて設置した機関で、本部事務局を蒲郡市役所内に置く。

#### 3 蒲郡市水防本部長

蒲郡市長をいう。

#### 4 水防管理団体（法第2条第2項）

蒲郡市をいう。

#### 5 指定水防管理団体（法第4条）

蒲郡市をいう。

#### 6 水防管理者（法第2条第3項）

蒲郡市長をいう。

#### 7 消防機関の長（法第2条第5項）

消防長をいう。

#### 8 水防協力団体（法第36条第1項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、水防管理者が指定したものをいう。

#### 9 水防警報（法第2条8項、第16条）

指定河川、海岸（愛知県沿岸）について知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起るおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 第3節 水防の責任

#### 1 水防管理団体の水防上の一時的責任又は権限

水防管理団体である市は、次の事項により市内における水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)

- (1) 水防体制を確立すること(法第3条)
- (2) 消防団(水防隊)を整備すること(法第5条)
- (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄(法第3条)
- (4) 通信連絡系統を確立すること(法第2条第6項、法第27条)
- (5) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること(法第9条)
- (6) 水位状況の関係者への通報(法第12条)
- (7) 消防団(水防隊)を出動させ、又は出動の準備をさせること(法第17条)
- (8) 警戒域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずること(法第5条3項、法第21条第1項)
- (9) 警察官の出動を求めること(法第22条)
- (10) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担(法第23条)
- (11) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること(法第24条)
- (12) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること(法第25条)
- (13) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること(法第26条)
- (14) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること(法第27条)
- (15) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること(法第28条)
- (16) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること(法第29条)
- (17) 水防に要する費用を負担すること(法第41条)
- (18) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること(法第45条)
- (19) 平常時における市内の河川、海岸等の巡視及び異常個所の通報(法第9条)
- (20) 消防事務との調整(法第50条)
- (21) 水防協力団体の指定、監督(法第36条、法第39条)
- (22) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)

#### 2 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は1に加え次の事項の責任を有する。

- (1) 消防機関が水防を十分行えない場合の消防団(水防隊)の設置(法第5条第2項)
- (2) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出(法第33条第1項・第3項、法第49条第1項)
- (3) 水防活動従事者の安全への配慮(法第33条第4項)
- (4) 水防事務組合及び水害予防組合における水防協議会の設置(法第33条第2項)
- (5) 毎年の水防訓練(法第32条の2)

### 3 市防災会議の責任

- (1) 市地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる次項について定めること（法第15条第1項）
  - ア 洪水予報等の伝達方法
  - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
  - ウ 災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
    - (ア) 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等
    - (イ) 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設
    - (ウ) 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等
  - オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 市地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法第15条第2項）

### 4 市長の責任

- (1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること。（法第15条の2第6項、第7項）
- (2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること（法第15条の11）

### 5 市地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

- (1) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2）
- (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）

### 6 気象庁長官（名古屋地方気象台長）の水防の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときには、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させること。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

### 7 その他水防上重要な施設の管理者の責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設を日常管理点検するとともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じ、また必要に応じて水防管理者の指示に従うこと。

### 8 水防協力団体（代表者）の業務又は権限

- (1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
- (2) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）

- (3) 消防団（水防隊）及び水防を行う消防機関と密接に連携し、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動へ協力すること（法第37条第1号、第38条）
- (4) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること（法第37条第2号）
- (5) 水防に関する情報又は資料の収集、提供をすること（法第37条第3号）
- (6) 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発をすること（法第37条第4号、第5号）

## 9 警察官の事務

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長（水防隊長）、消防団員（水防隊員）若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（法第21条第2項）

## 10 住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。（法第24条、法第29条）

### 第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。これらは、津波襲来までの時間が異なるため、水防活動及び消防団員（水防隊員）の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、消防団員（水防隊員）自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも消防団員（水防隊員）自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれかにおいても、消防団員（水防隊員）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団（水防隊）自身の安全は確保しなければならない。

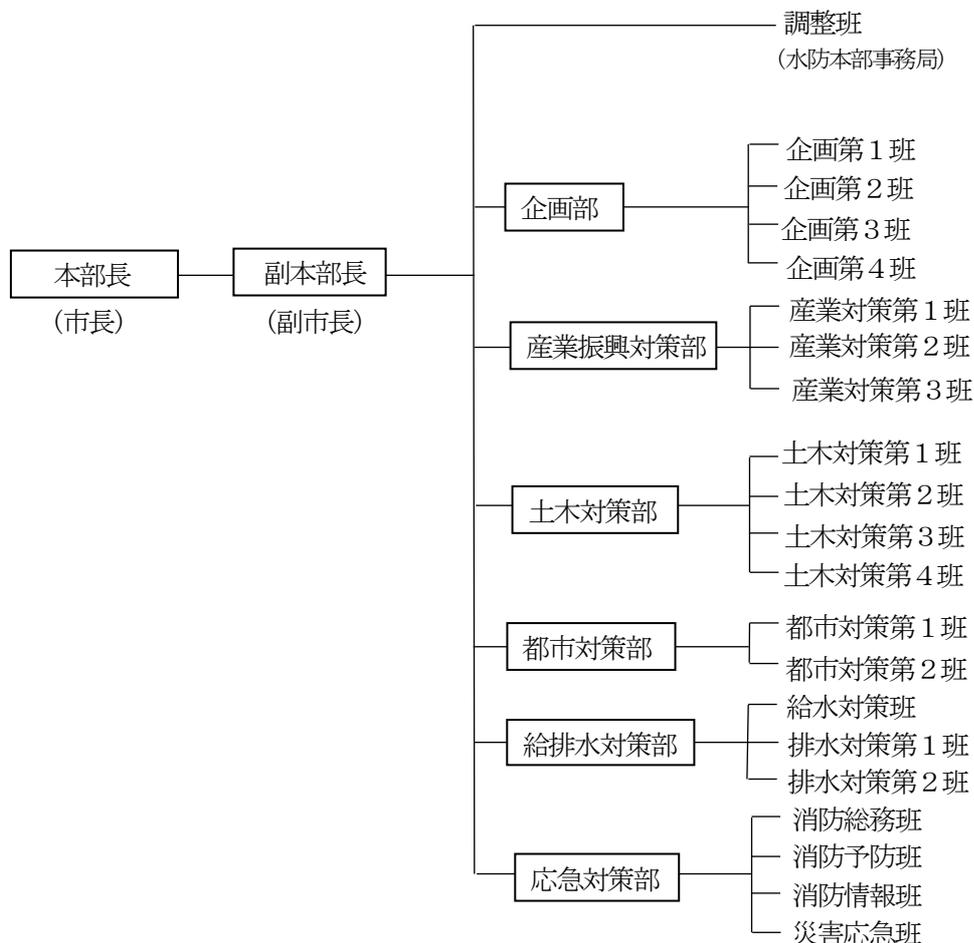
## 第2章 水防組織

### 第1節 市の水防組織と事務分掌

#### 1 水防本部の組織

水防本部機構図は次に示すとおりである。

(部及び班は、蒲郡市災害対策本部要綱に定める部及び班とする。)



#### 2 水防本部の事務分掌

水防本部に属する者は、責任の重大であることを自覚し、常に気象・水位の状況等に注意して水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

##### (1) 各部班の所掌事務

###### ア 調整班

- ・水防本部事務局に関すること。
- ・防災行政無線の運用に関すること。
- ・巡視、警戒等出動記録の取りまとめに関すること。
- ・各班及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・その他他の班に属さないこと。

###### イ 企画部

###### (ア) 企画第1班

- ・本部長の秘書に関すること。

- ・災害情報の広報に関すること。
- ・報道機関に対する災害情報の発表に関すること。

(イ) 企画第2班

- ・国・県への要望書等の作成に関すること。
- ・陳情・要望等の調整に関すること。
- ・食糧・救援物資配布の総合調整に関すること。

(ウ) 企画第3班

- ・職員の動員及び配備の調整に関すること。
- ・職員の給食に関すること。
- ・職員等の休憩室、仮眠室に関すること。

(エ) 企画第4班

- ・重要な情報システムの代替手段の確保に関すること。
- ・重要な情報資産のバックアップに関すること。
- ・ネットワークシステムの被害状況の把握及び応急復旧に関すること。

ウ 産業振興対策部

(ア) 産業対策第1班

- ・所管施設の巡視、警戒に関すること。
- ・観光関係団体の連絡調整に関すること。

(イ) 産業対策第2班

- ・ため池、農林道、豊川用水等所管施設の巡視、警戒に関すること。
- ・農林道の通行止、迂回通行制限等に関すること。
- ・農林漁業団体との連絡調整に関すること。

(ウ) 産業対策第3班

- ・部内各班の業務に関すること。

エ 土木対策部

(ア) 土木対策第1班

- ・河川、水路、急傾斜地、市道、橋梁等の巡視、警戒に関すること。
- ・水防用資器材の準備、手配に関すること。
- ・土木建設関係業者等への協力要請に関すること。
- ・市道、橋梁等の通行止、迂回通行制限等に関すること。
- ・倉舞港等港湾施設の巡視、警戒に関すること。

(イ) 土木対策第2班

- ・部内各班の業務に関すること。

(ウ) 土木対策第3班

- ・幹線道路の巡視、警戒に関すること。
- ・道路関係機関との連絡調整に関すること。

(エ) 土木対策第4班

- ・部内各班の業務に関すること。

オ 都市対策部

(ア) 都市対策第1班

- ・土木対策第1班の応援業務に関すること。

(イ) 都市対策第2班

- ・土木対策第2班の応援業務に関する事。

カ 給排水対策部

(ア) 給水対策班

- ・排水対策の応援業務に関する事。

(イ) 排水対策第1班

- ・部内各班の業務に関する事。
- ・所管施設等の巡視、警戒に関する事。

キ 応急対策部

(ア) 消防総務班

- ・消防職員の動員に関する事。
- ・消防団員（水防隊員）の招集、出動に関する事。
- ・水防活動状況の収集及び被害記録の作成に関する事。
- ・水防報告に関する事。  
（消防団（水防隊）の事務分掌）
- ・各分団の巡視、警戒に関する事。
- ・各分団の活動状況等の報告に関する事。
- ・総務部総務班及び災害応急班との連絡調整に関する事。

(イ) 消防予防班

- ・水防用資器材の準備、手配に関する事。
- ・総務班の業務の協力に関する事。

(ウ) 消防情報班

- ・情報の収集に関する事。
- ・気象観測及び気象情報の受領、伝達に関する事。
- ・水防信号に関する事。
- ・水防通信に関する事。

(エ) 災害応急班

- ・巡視、警戒に関する事。
- ・水こう門等の操作その他水防作業に関する事。

## 第3章 水防施設

### 第1節 水防倉庫及び資器材

#### 水防施設

(1) 水防倉庫

水防倉庫の位置は次のとおりである。

ア 大塚水防倉庫

蒲郡市大塚町平原125-6

イ 蒲郡水防倉庫

蒲郡市港町847-5 (蒲郡駅南土地地区画整理地内18街区仮14番)

ウ 清田水防倉庫

蒲郡市清田町上大内2-10

エ 塩津水防倉庫

蒲郡市竹谷町今御堂54-9

オ 西浦水防倉庫

蒲郡市西浦町川東18-10

(2) 水防資材庫

知柄水防資材庫

蒲郡市西浦町大知柄48-1

(3) 水防資器材

常に資器材の点検整備に努め、緊急事態に対応し得る資器材の備蓄を図る。

水防倉庫における資器材の備蓄状況は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

## 第4章 非常配備体制

### 第1節 水防本部員の非常配備体制

#### 1 水防本部の設置及び廃止

水防本部は、次の注意報のいずれかが愛知県全域又は蒲郡市に発表されたとき設置し、災害発生のおそれが解消し、又は水防活動がおおむね完了したと水防本部長が認めたときに廃止する。

- (1) 大雨注意報
- (2) 洪水注意報
- (3) 高潮注意報
- (4) 伊勢・三河湾津波注意報

#### 2 非常配備

水防本部の各部・班は、水防本部設置と同時に非常配備につき、気象情報等の収集、伝達、水防活動に必要な資器材等の準備、水防箇所の監視、警戒その他水防に必要な体制をとるものとする。

水防本部長が非常配備の必要がないと判断したときは、配備につかないことができるものとする。

#### 3 災害対策本部との関係

蒲郡市地域防災計画の基準に基づき災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、災害対策本部に統合される。

### 第2節 消防団（水防隊）の非常配備

#### 消防団（水防隊）の非常配備の時期

第1段階（準備体制・待機）

気象の状況により水災が予想され又は自らの判断により水防上必要と認められたとき。

第2段階（全員非常招集）

出動命令が発せられたとき。

消防団の構成、管轄区域は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりとする。

## 第5章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所

#### 1 評定基準

種別	重 要 性			選定理由 (例示)
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
堤防高・河川	計画高水量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	堤防高不足
堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を超える箇所。	設計高潮位が現況の堤防高を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		堤防高不足
堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		堤防断面不足 堤防の上端幅(天端幅)不足 パラペット
堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱な箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		堤体土質軟弱 基礎地盤軟弱 法面不良 水衝部の新堤防 新堤防
漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれがある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	漏水実績 おそれ
水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		水衝部破堤実績 水衝部低水護岸破損 水衝部護岸老朽

深掘れ(洗掘)	堤防と接している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所、堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		河岸深掘れ(洗掘) 河床深掘れ(洗掘) 河岸波浪
工事施工	工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所、その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所、堤防護岸が未施工の箇所。		工事中
工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		工作物老朽 疎通能力不足 余裕高不足 陸閘 補強措置未施工

## 2 重要水防箇所

市内の重要水防箇所、設定箇所は資料編に示すとおりである。

### 第2節 重要工作物

- 1 河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、資料編に示すとおりである。
- 2 水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書または地域防災計画書に明記しなければならない。また、平常時の巡視の際に異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸等の管理者に通報するものとする。
- 3 河川、海岸またはため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

## 第6章 水防に関連する予報・警報

### 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

#### 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

また、特別警報・警報・注意報は市に発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県東部」あるいは「東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

##### (1) 特別警報

##### ア 発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

##### イ 特別警報に位置づける基準

現象の種類	基準
津波	大津波警報
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

- ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標

##### 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数

※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している場合に大雨特別警報（土砂災害）が発表される。

##### 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※4がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数※2として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。

②流域雨量指数※3として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。

- ※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
- ※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数
- ※4 激しい雨：1時間に概ね30 mm 以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa 以下又は最大風速50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される（予報円がかかる）場合に高潮警報が特別警報として発表される。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される場合に高潮警報が特別警報として発表される。

(2) 大雨注意報・大雨警報・大雨特別警報

ア 大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

イ 大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

対象災害を浸水害と土砂災害に区別して発表される。

大雨警報（土砂災害）は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

ウ 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

エ 大雨注意報・大雨警報基準

予報警報区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	東 部	東三河南部	蒲郡市	1 1	1 1 3
大雨警報				2 3	1 6 7

(3) 高潮注意報・高潮警報・高潮特別警報

ア 高潮注意報

台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合に発表される。

高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害

リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

イ 高潮警報

台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。

各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。

危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

ウ 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

エ 高潮注意報・高潮警報基準

予報警報区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位(標高m)
高潮注意報	東部	東三河南部	蒲郡市	1. 7
高潮警報				2. 5※

※愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(4) 洪水注意報・洪水警報

ア 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

イ 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

ウ 洪水注意報・洪水警報基準

予報警報区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
洪水注意報	東部	東三河南部	蒲郡市	西田川流域= 7. 2 落合川流域= 6. 5	落合川流域= (6, 6. 5) ※
洪水警報				西田川流域= 9 落合川流域= 8. 2	—

※ 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 土壌雨量指数基準値\*は1 km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

(2) 洪水の欄中、「西田川流域=7」は、「西田川流域の流域雨量指数\*2 7以上」を意味する。

<参考>

- \*1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
- \*2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

## (5) 気象情報

### (ア) 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

### (イ) 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

蒲郡市内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100 mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

### (ウ) 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表され危険度が高まっている詳細な領域は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）」）の危険度分布で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

### (エ) 「竜巻注意情報」（気象庁発表）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

### (オ) 「早期注意情報（警報級の可能性）」

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から

5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※ 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予測されるときは、天候情報が発表される。

(6) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認を必要とする警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認を必要とする警戒レベル2に相当。</li> </ul>

## 2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想

される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 1 「津波の最大波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表されたときは、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津

波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。  
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、気象警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

**沿岸で観測された津波の最大波の発表内容**

発表中の 警報・注意報	観測された津波の 高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

**沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容**

発表中の 警報・注意報	沿岸で推定される 津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

**津波予報の発表基準と発表内容**

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0. 2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、蒲郡市が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

## 第7章 水防警報

### 第1節 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣または知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第16条第1項)

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあつては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

### 第2節 水防警報の行われる河川及び海岸

#### 1 知事が水防警報を行う海岸の高潮に関する区域

海岸名	区域
愛知県沿岸	弥富市地先から静岡県境まで

#### 2 知事が水防警報を行う津波に関する区域

海岸線を有する市町村(19市町村)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
津波河川遡上の可能性がある県管理河川(蒲郡市関係河川)	落合川、紫川、西田川、拾石川

### 第3節 水防警報を発する基準

#### 1 知事が水防警報を行う海岸

市町村をまとめた地域	発令区域	発表基準(標高m)		発表者
		準備	出動	
東三河南部	蒲郡市	1.7	2.5	東三河建設事務所長

#### 2 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

### 第4節 水防警報の各段階と内容

準備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、消防団員(水防団員)等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要な水位、その他河川・海岸の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

### 第5節 水防警報発表者及び受報者

水防警報発表者及び受報者は次のとおりである。

海岸名	発表者	受報者
愛知県沿岸	東三河建設事務所長	蒲郡市長
津波水防警報	愛知県知事(河川課)	

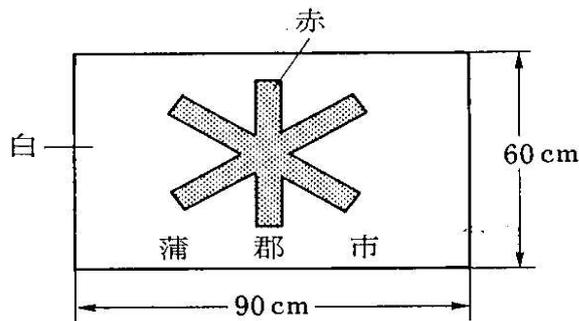
## 第6節 水防標識と水防信号

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

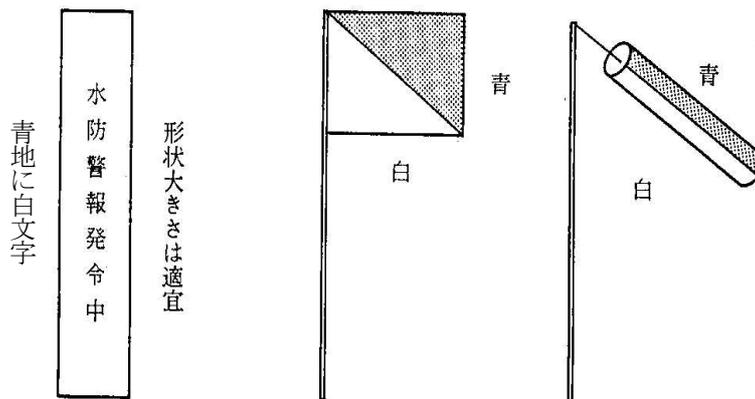
### 1 水防標識

#### (1) 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車は優先通行を確保するため、次の標識を用いるものとする。



#### (2) 水防警報発令標識



### 2 水防信号

法第20条に規定された水防信号は次のとおりである。

#### (1) 出動信号

消防団(水防隊)等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

#### (2) 避難信号

必要と認める区域内の居住者に避難のための立退くべきことを知らせるもの  
水防信号は次のとおりである。

種 別	余韻防止サイレン信号
出 動	約5秒 ——— 約6秒 ——— ———
避 難	約3秒 ——— 約2秒 ——— ———

備考 信号継続時間は適宜とする。

## 第8章 水防活動

### 第1節 予報及び警報とその措置

#### 1 予報及び警報の種類（気象庁及び名古屋地方気象台発表）

名古屋地方気象台の発表する水防に必要な予報及び警報は、次のとおりである。

- (1) 気象注意報・気象警報  
暴風・大雨等によって災害が起きるおそれのある場合に発表する注意報及び警報
- (2) 高潮注意報・高潮警報  
台風等による海面の異常上昇に関する注意報及び警報
- (3) 洪水注意報・洪水警報  
主として気象の観測により予想される洪水に関する注意報及び警報（ただし、高潮・洪水に関する注意報・警報は、気象注意報・気象警報の中に含めて行う場合がある。）
- (4) 伊勢・三河湾津波注意報・津波警報・大津波警報  
津波による災害のおそれがあると予想される場合に発表
- (5) 津波情報  
津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表

#### 2 知事が行う水防警報

- (1) 水防警報（愛知県沿岸）  
降雨等による河川の洪水又は高潮により基準水位・潮位に達すると予測される場合に発表
- (2) 津波水防警報  
気象庁が伊勢・三河湾に津波注意報、津波警報、大津波警報を発表した場合

#### 3 予報等の受領とその措置

予報及び警報は消防長が受けて、蒲郡市地域防災計画「風水害等災害対策計画第3編第2章」に定めるところにより措置する。

### 第2節 雨量・水位・潮位の監視と通報

#### 1 要領

水防管理団体において、高度情報通信ネットワークや河川情報センターの通報システム（FRICS）及び一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」による、危機管理型水位計の水位情報等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

#### 2 高度情報通信ネットワーク

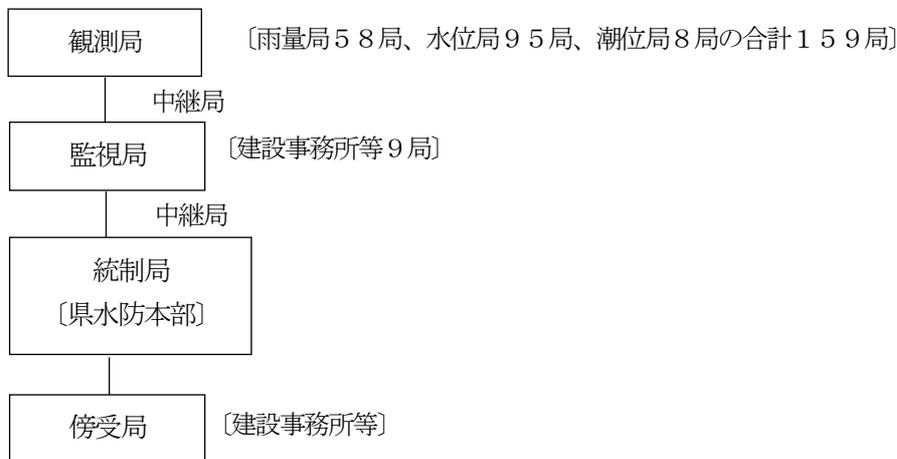
- (1) 概要  
統制局（県水防本部）が水防テレメータシステムを通じて収集した県内雨量・水位・潮位情報を、県内全市町村及び県主要機関に配備された高度情報通信ネットワークにより入手できる。
- (2) 内容  
雨量観測局の位置を示す全県地図、水位・潮位観測局の位置を示す全県地図、24時間分の時間雨量・最新の累計雨量・最大60分雨量と生起時刻、24時間分の時刻水位・最高水位と生起時刻、24時間分の時刻潮位・最高潮位と生起時刻。

### 3 愛知県水防テレメータシステム

(1) 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

(2) 構成



(3) 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局所在地

沿岸 蒲郡市浜町（蒲郡緑地公園）

(4) 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局所在地

形原漁港 蒲郡市形原町港町162地先（形原観測所）

### 4 危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」(<https://k.river.go.jp/>)に掲載する。

〔水位計180基〕（令和4年4月1日）

(2) 市内水位計一覧

水系名	河川名	設置個所
西田川	西田川	昭和橋
		記念橋
落合川	落合川	大坪橋
拾石川	拾石川	拾石橋

## 第3節 通信連絡

### 1 通信施設の整備

通信連絡の確保は水防活動の根源である。とくに大災害時に発生する電話不通に際して迅速確実な通信体制を確立するため、発電機を併設する無線通信施設の整備を図り、非常時における通信連絡を確保する。

無線通信施設の整備状況は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

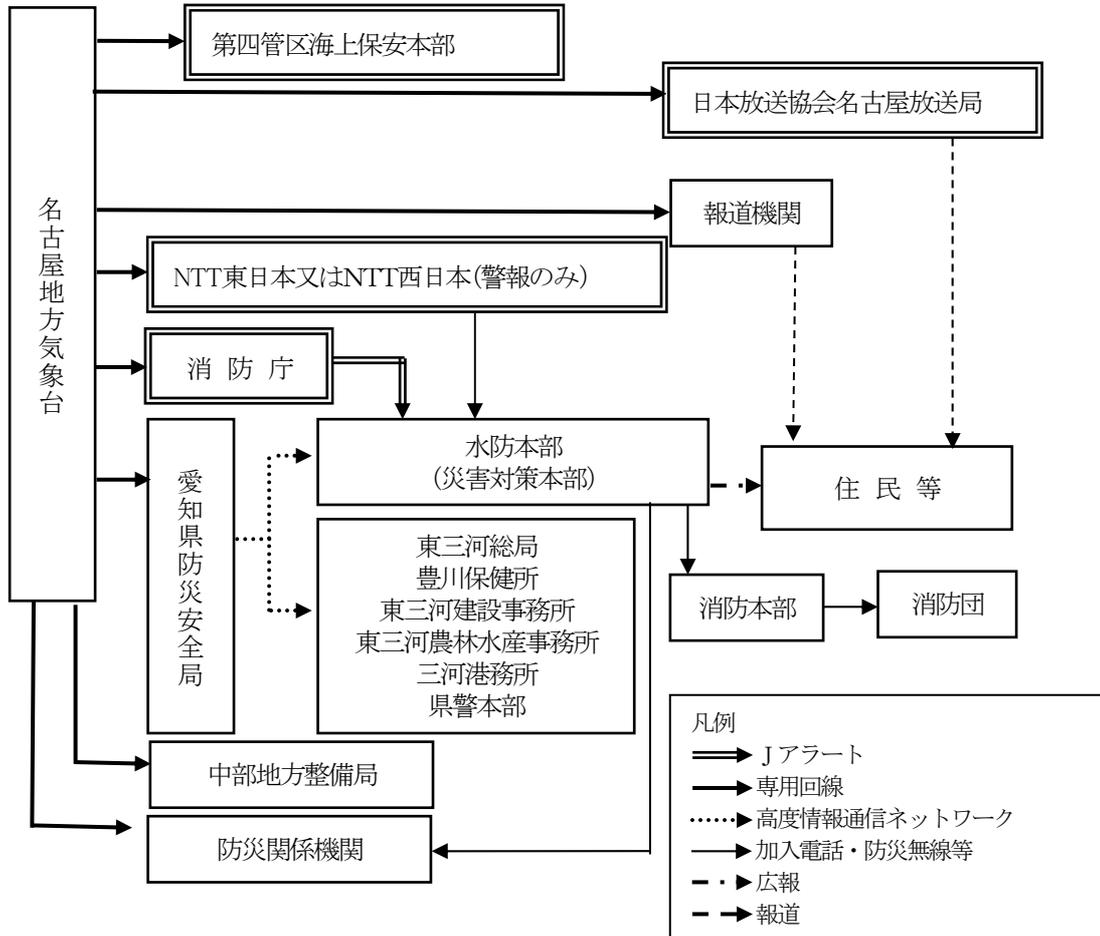
## 2 気象状況等の連絡

気象情報をはじめ雨量・水位・潮位その他気象状況等については、東三河県民事務所その他関係機関と密接な連絡をとり資料を収集し、その状況により関係者及び一般に通報する。

### 3 気象情報の受領伝達系統

水防に必要な気象情報の通信連絡系統は次に示すとおりである。

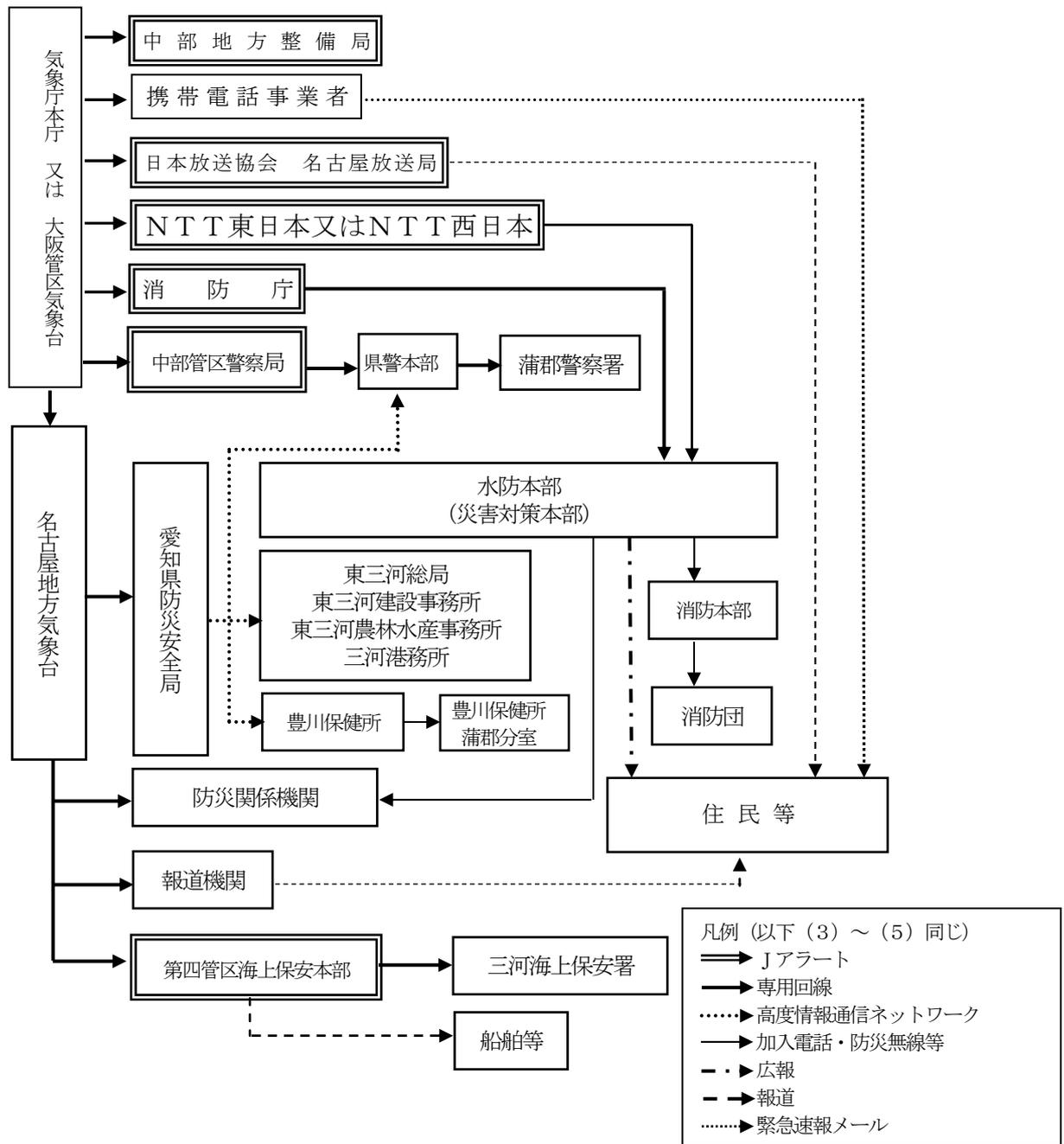
#### (1) 気象、高潮及び洪水に関する予報警報伝達系統図



※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9項の規定に基づく法定伝達先。

※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。

(2) 津波警報等の伝達系統図

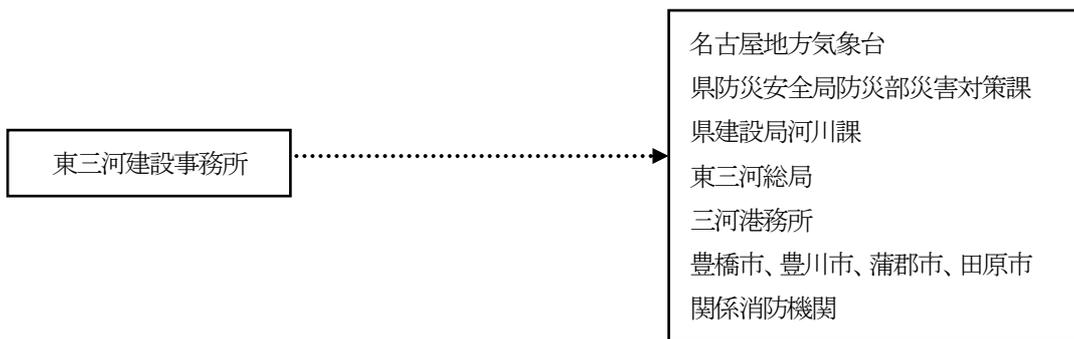


※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

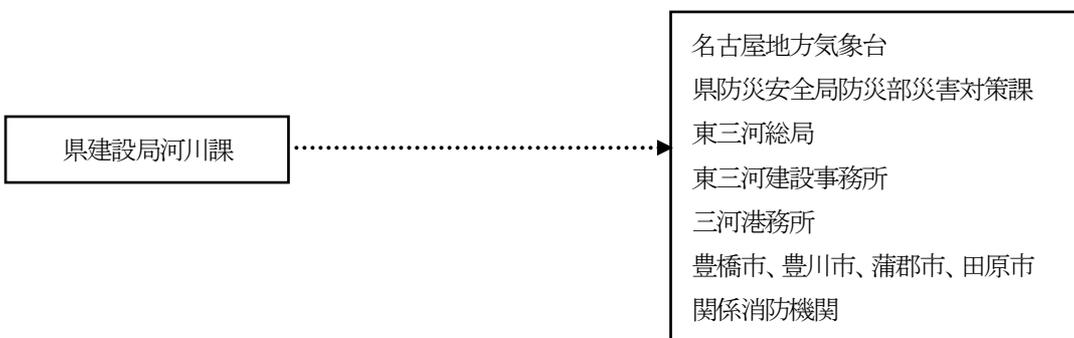
※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9項の規定に基づく法定伝達先。

※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。

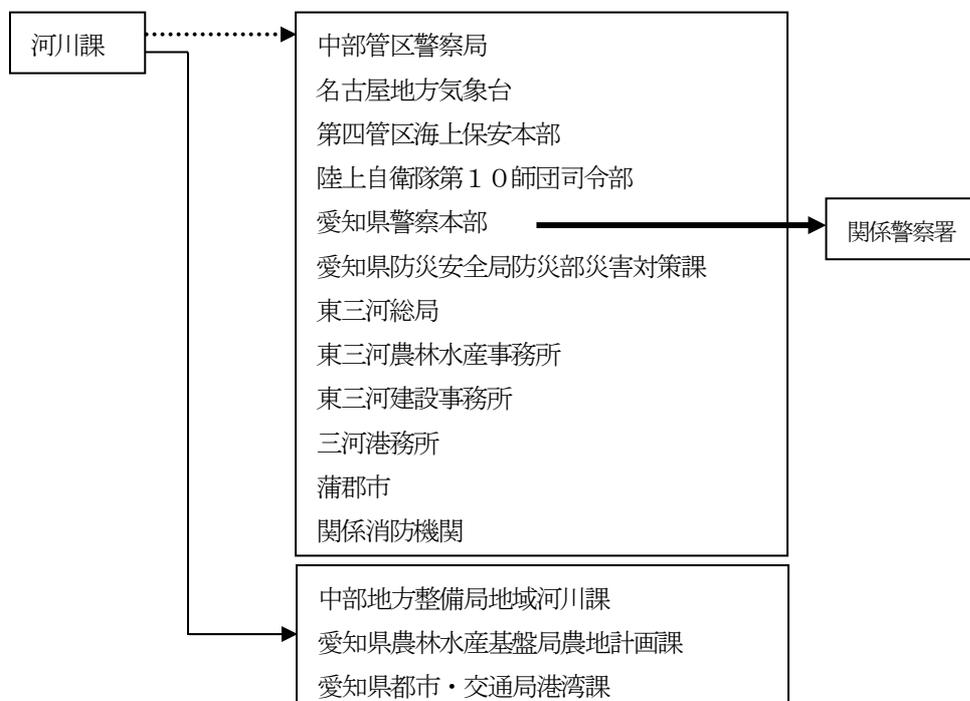
(3) 高潮水防警報伝達系統図 (愛知県沿岸)



(4) 津波水防警報伝達系統図 (愛知県外海、伊勢・三河湾)



(5) 知事が通知する水位周知海岸の伝達系統図



## 第4節 消防団（水防隊）の出動及び解除

### 1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により消防団（水防隊）等に対し、出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、消防団（水防隊）の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 2 準備及び出動の基準

#### (1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想される時。
- ウ 知事が水防警報を行う基準が発表基準（標高m）の準備水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

#### (2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 知事が水防警報を行う基準が発表基準（標高m）の出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

### 3 準備及び出動の内容

消防団（水防隊）は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

#### (1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

#### (2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市等関係機関に報告すること。
- オ 消防団員（水防隊員）は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 4 解除の基準

水位又は潮位が警戒を要する水位以下になり、水防作業の必要がなくなったとき。

## 第5節 消防団（水防隊）の水防活動における措置

- 1 消防団員（水防隊員）が出動した場合は、団長は直ちに水防本部長に出動人員及びその他必要事項を報告する。
- 2 消防団員（水防隊員）が出動し、災害に必要な水防作業を行ったときは、詳細についても同様とする。水防作業として、主な水防工法は次のとおりである。

原因	工 法	施工箇所	効 果	工法の概要
深掘れ(洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。川側(川表)の淀掛けを防ぐ(緩流部)。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側(川表)が崩れだした箇所透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが深掘れ(洗掘)決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所(粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所(砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)または裏小段に亀裂が生じた箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法)先平地に円形に積み土のうする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。
越水(堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。

	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端(天端)に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる(越水)又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面(裏法面)	水があふれること(越水)による居住側堤防斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面)を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面(表法面)の深掘れ(洗掘)が進んでいる箇所、堤防上端(天端)まで崩壊し、復員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防斜面(法)崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた箇所	居住側斜面(裏法面)の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って、固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所、堤脚の深掘れ	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ(洗掘)の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 第6節 消防団(水防隊)の監視及び警戒

### 1 常時監視

洪水又は高潮のおそれが予想されるときは、本部長の指示又は自発的に消防団長(水防隊長)は、河川堤防等に監視員を配置して管轄区域内の警戒にあたり、水防上危険であると認める所があるときは、水防本部長に報告する。

### 2 非常警戒

非常警戒が発動されたときから消防団長(水防隊長)は河川・堤防等の監視警戒を厳重にする。

特に既往の被害箇所その他水防上の注意箇所等を中心に実施し、異常を発見した場合は、直ちに水防本部長に報告する。

## 第7節 水こう門等の操作

### 1 水こう門等の操作

水こう門等の操作は消防団（水防隊）または、蒲郡市が指定したひ門操作者が行い分団長は気象等の状況の通報を受けたときは、水位の変動を監視し必要に応じて水こう門等の開閉を行う。

### 2 水こう門等の整備

管理者は、原則として月1回以上水こう門等の操作に支障のないよう点検整備を行わなければならない。

### 3 蒲郡市樋門操作要綱（抜粋）

（目的及び操作）

第3条 樋門の操作は、高潮の防御と堤内排水路への逆流を防止し、洪水時における堤内排水路の水位を下げること及び津波による水害の防止を目的とする。

2 前項の操作を、消防本部・消防団・災害対策本部で実施するものとする。

（樋門操作者と操作の報告）

第4条 前条の目的のために、前条第2項に定める者以外で市長が認めるもの（以下「樋門操作者」という。）は樋門の操作をすることができる。この操作により樋門が全閉若しくは全開したとき、又は事故等が発生したときは、樋門操作者は速やかに消防本部へ報告するものとする。

第5条 樋門は、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 台風接近時は、前日までに自在扉の固定を解除する。
- (2) 高潮時（出水位よりも潮位が高い場合）は、樋門を閉ざして防潮をはかる。
- (3) 出水時（出水位よりも潮位が低い場合）は、樋門を開いて排水の速やかな疎通をはかる。
- (4) 出水と高潮が重なるとき（出水位および潮位が同程度の場合）は、自在扉の動きにより又は内外水位を判断して、たえず内水位が低くなるよう樋門を操作する。
- (5) 津波情報により津波到達までに時間の猶予がある場合には樋門を閉鎖する。
- (6) 1か所の樋門に複数ある扉の開閉の順序は、原則として、閉鎖の場合は中央部のものから順次行い、開放の場合は閉鎖の順序の逆により行うものとする。

（操作方法の特例）

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができる。

（点検及び整備）

第7条 消防本部は、樋門を良好に維持するため、操作に必要な機械、器具等についての点検及び門扉の前後並びに側面等の状況を調査し管理者へ報告するものとする。この場合、第3条、第5条の規定にかかわらず樋門を操作することができる。

2 管理者は、前項の報告を受けた場合は、これを樋門点検整備記録票（第2号様式）により記録するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 樋門を操作したときは、次に掲げる事項を樋門操作記録票（第3号様式）により、記録しておくものとする。

- (1) 樋門のゲートが全開または全閉したときの年月日及び時刻

- (2) 気象及び水位の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項  
(樋門警戒態勢の実施)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに樋門警戒態勢に入るものとする。

- (1) 高潮、洪水等により外水位が堤内側の樋門水位に達するおそれがあるとき。
- (2) その他高潮、洪水等が発生するおそれがあるとき。  
(樋門警戒態勢における措置)

第10条 樋門警戒態勢においては、次号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 高潮、洪水等において、樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象、水位の観測及び関係機関との連絡並びに情報を密にすること。
- (4) その他樋門の管理上必要な措置。  
(樋門警戒態勢の解除)

第11条 樋門警戒態勢は、外水位が樋門水位より減衰して再び上昇するおそれなくなったとき、又は樋門水位に達することなく、さらに上昇するおそれなくなったときは解除するものとする。

## 第8節 避難のための立退き

避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により、縁故関係先または指定避難場所に避難するものとする。避難立退きについては蒲郡市地域防災計画に定めるところであるが、大要は、次のとおりである。

### 1 高齢者等避難

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に早めの段階で避難行動を求めるものとする。

### 2 避難指示

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

### 3 立退きの指示

水防管理者として洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くことを指示するものとする。

避難場所については、蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

### 4 報告

避難指示を発令する場合は、愛知県知事にその旨を報告する。立退きの指示をする場合は、蒲郡警察署長にその旨を通知する。(法第29条)

## 5 港湾における船舶の避難

高潮等による船舶の避難は、次のとおりとする。

- (1) 三谷地区 三谷漁港
- (2) 形原地区 形原漁港
- (3) 西浦地区 倉舞港・稲生港・鬮港・知柄漁港
- (4) 蒲郡地区 三河港蒲郡地区

## 第9節 非常輸送

水防時における人員並びに資器材輸送のために車両・舟艇等の確保運用を図る。

### 1 輸送経路

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所より通報に基づきその状況を把握し、通行路線を適確に定め迅速を図るものとする。

### 2 車両等の借上

非常災害時における人員並びに応急対策用資器材輸送のための車両等借上計画表は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

## 第10節 決壊等の通報及び処置

- 1 堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに次の関係方面に対し通報及び連絡し愛知県防災情報システムへ入力するものとする。(順不同)

三河海上保安署

蒲郡警察署

東三河総局

東三河建設事務所

三河港務所蒲郡出張所

豊川保健所蒲郡保健分室

西日本電信電話(株)東海支店

その他必要な機関

- 2 決壊箇所については、できる限り氾濫による被害を拡大しないように努めなければならない。

## 第11節 水防解除

水防本部長は、水位が警戒水位以下になり、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなつて水防解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに第10節に示す関係方面に通報しなければならない。

## 第9章 他の水防管理団体との協力応援

### 第1節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

本市における県管理河川等を対象とした水防災協議会は下記のとおりであり、直轄河川の水防災協議会である豊川水防災サミット（事務局：豊橋河川事務所）と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

協議会の名称	事務局	構成員
豊川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：8市町村 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：水資源機構豊川用水総合事業部 中部地方整備局（オブザーバー）：豊橋河川事務所

### 第2節 隣接水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者に対し応援を求めることができる。（法第23条第1項）

応援のため派遣されたものは、水防管理者の所属のもとに行動するものとする。（法第23条第2項）

### 第3節 その他の応援

#### 1 地元民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。（法第21条第1項、法第24条）

#### 2 海上保安官及び警察官の応援

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、海上保安署長及び警察署長に対し、応援の出動を求めるものとする。

#### 3 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、水防管理者は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

### 第4節 河川管理者の協力事項

#### 県と市との協力事項

愛知県知事（以下「河川管理者」という。）と水防管理団体の長である蒲郡市長（以下「市長」という。）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。（河川管理者の協力事項）

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防協力団体が行う水防のための活動に次の

協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 四 水害に関する地域住民への啓発  
(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(適用)

第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要がある場合には、河川管理者と蒲郡市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。

2 市長は、この確認の内容を水防計画に記載するものとする。前号の変更があった場合には、その変更内容を水防計画に反映させるものとする。

#### **第5節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）**

市長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。

## 第10章 水防訓練等

### 第1節 水防訓練等

水防管理団体は、法第32条の2の規定に基づき毎年1回以上水防訓練を行うものとする。また、法第32条の3の規定に基づく津波避難訓練に参加する。

#### 1 訓練の種類

水防訓練は、通信訓練・招集訓練・水防工法訓練・輸送訓練・観測訓練・水こう門等操作訓練・避難訓練及び津波避難訓練とする。

#### 2 訓練実施要領

訓練の実施は、各訓練種目毎の計画による訓練と総合的に行う訓練との二種に分け、災害時に対応する体制を整えるために行うものとする。

### 第2節 費用負担と公用負担

#### 1 費用負担

水防管理団体に対する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防より著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときには、知事にあつせんを申請することができる。

#### 2 公用負担

##### (1) 公用負担権限

水防のため必要あるときは、水防管理者又は消防長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる。（法第28条第1項、第2項）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両、その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

##### (2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
蒲郡市消防団〇〇分団 氏 名	
上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
蒲郡市長	印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証	
目的物	種類		
負担内容	使用	収用	処分等
年 月 日			
		蒲郡市長	印
		事務取扱者	印
殿			

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体である市は時価によりその損失を補償する。(法第28条第3項)

**第3節 水防報告と水防記録**

水防管理者は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、水防報告書（第1号様式）により東三河建設事務所に報告するとともに水防記録を作成しこれを保管する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資器材の種類・数量
- (6) 法28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

第1号様式

水 防 報 告 書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名							年	月	日	報告
増水(出水)の概要		級	川水系	川始め	河川					
		最高時間雨量	mm	月	日	時	地内			
		総雨量	mm	月	日	時	月	日	時	
水 防 活 動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃								
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法			
		1			m	名				
		2								
	3									
延出動人員	水防団	名			自衛隊	名		居住者	名	
	消防団	名 ( )			名		計	名		
水防作業の概要及び水防工法										
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他				
	水防の効果	名	棟	ha	m					
	被害									
使用資器材	種類	数量			単価		金額(円)			
特記事項										

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。



蒲郡市地域防災計画  
蒲郡市水防計画

編集発行 蒲郡市防災会議  
蒲郡市

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市危機管理課  
TEL 0533-66-1208  
FAX 0533-66-1190